

2026

HIROSHIMASHI
SHINYOKUMIAI
DISCLOSURE



令和8年度 **ディスクロージャー誌**

業績のご報告



一番気やすい

シシヨ

広島市信用組合



本店ビル外観

経営ビジョン

“一番頼りになるコミュニティ・バンク”をめざす

〈シンヨー〉は、地域の皆さまの頼りになる金融機関として、地域の皆さまとの強い信頼関係を築くことが最も大切であると考えています。

経営理念

1. 地域のみなさまとのふれあいの輪を広げます
2. 豊かで、健やかで、ゆとりある暮らしの実現に足を使い、労をいとわず取り組みます
3. 金融サービスの向上に努め、地域活性化の原動力として、地域の繁栄に貢献します

広島市信用組合の概要

設立 昭和27年5月 店舗数 35店舗
 出資金 229億3百万円 職員数 379人
 組合員数 70,194人 営業区域 広島県全域 (令和18年3月末現在)



Contents

概要	1	顧客満足度アンケートの報告	42
ごあいさつ	2	キャッシュコーナーや窓口での犯罪防止の取り組み	45
理事長インタビュー	3	苦情処理措置・紛争解決措置への対応	46
地域とともに 皆さまとともに	6	取引時確認のお願い	47
第13次中期3か年経営計画		コンプライアンス(法令等遵守)について	48
「地域とともに、未来を拓く～お客さまへ新たな価値を～」	7	個人情報等保護について	49
格付「A+」継続取得	8	適切な勧誘等の取り組みについて	51
令和7年度決算の概況	9	リスク管理について	53
財務諸表	15	総代会制度について	55
主要な経営指標の推移	21	組織図/役員/職員/組合員	57
地域密着型金融の取り組み	22	資料編	58
地域を応援する取り組み	25	索引	80
文化的・社会的貢献活動	36		



理事長
中野 健司

理事 最高顧問
山本 明弘

ごあいさつ

平素より格別のお引き立てを賜り、心よりお礼申し上げます。

このたび、広島市信用組合では理事 最高顧問に山本明弘、理事長に中野健司が就任いたしました。これからも新体制のもと本業特化と現場主義を徹底し、役職員一丸となって地域経済の発展に貢献してまいりますので、何卒変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、当組合の経営内容をご理解いただくため、本年もディスクロージャー誌「業績のご報告」を取りまとめました。経営方針、業績、事業内容や地域貢献活動の状況などを紹介しておりますので、ご高覧いただければ幸甚に存じます。

令和7年度の日本経済は緩やかな回復が続いた一方、物価高により個人消費には慎重さが目立ち、さらには中東情勢の緊迫化を原因とした原油高などの影響により、先行きの不透明感が強まった1年でもありました。

こうしたなか、当組合は現場に足を運んで地元のお客さまに寄り添い、必要な資金をタイムリーかつスピーディーに供給するなど、一貫して本来業務に取り組んでまいりました。

その結果、令和7年度の業績については経常収益が222億4百万円と過去最高を更新するとともに23期連続の増収となりました。また、経常利益は69億54百万円、当期純利益は51億10百万円となりいずれも過去最高を更新しました。

こうした業績を収めることができましたのも地域の皆さまの温かいご支援の賜物と、心よりお礼申し上げます。

今年は11月に戸坂支店の新築移転オープンを予定しております。今後もこれまで以上に便利で快適な店舗づくりを進め、より親しみやすい金融機関となるよう努めてまいります。

これからも「一番頼りになるコミュニティ・バンク」として、預金と融資の本来業務に特化した経営を継続し、「フットワーク」と「フェイス・トゥ・フェイス」を活かした現場主義にさらに磨きをかけ、地域の皆さまの繁栄に貢献してまいります。

今後とも、一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年6月

理事 最高顧問 **山本明弘**

理事長 **中野健司**

Top Interview

理事長インタビュー

「新体制による 新たな船出」

経営のバトンを引き継ぎ、
これからも地域のお客さまの信頼に
応えていきます。

21年ぶりの理事長交代となり、
新たなステージを歩み出した広島市信用組合。
その経営方針と将来の展望について、
中野理事長にうかがいました。



地域の活性化に貢献するための強固な経営基盤構築。

— 日本経済や広島の地域経済についてどのように見えていますか。

今日の日本経済は、世界的な不確実性の高まりを背景に、先行きに慎重な見方が広がっています。米国の通商政策に加え、中東情勢の緊迫化による原油価格の高騰で企業活動への影響が懸念されるなど、先行きには不安定な要素が多く残っています。物価高や人手不足といった国内要因も重なり、特に中小零細企業にとっては厳しい経営環境が続いています。広島県内の経済情勢も、こうした外部環境の影響を受けやすい状況にあります。主要産業である自動車関連は、世界経済の動向に左右されやすく、生産・投資の動きは地域全体の景気に直結します。一方で、観光やサービス業を中心に回復の兆しも見られますが、先行きには引き続き注意が必要です。

このような環境下で、地域金融機関の役割は一段と重要性を増しています。資金繰りに悩む中小零細企業のニーズに応え、地域を支えるという使命を果たすことで、地域経済と暮らしの安定に貢献していきたいと考えます。

— そうしたなか、業績が好調のようですね。

おかげさまで、令和8年3月期決算において、経常収益は23期連続の増収、過去最高を更新。経常利益、当期純利益も過去最高を更新しました。このような好調な業績をあげることができたのは、投資信託や生命保険の販売には目もくれず、「預金」と「融資」の本来業務に特化したシンプルな経営を愚直に継続してきたからです。また、不良債権のオフバランスと将来を見据えた予防的な引当を積極的に実施し、資産の健全性向上にも努めています。これは、株式会社日本格付研究所(JCR)の長期発行体格付の評価にも表れており、預貸業務に特化したスピード重視のビジネスモデルによる「高い収益力」「自己資本の充実による安定経営」と「健全な資産内容」等が高く評価され、この5月に「A+」(シングルAプラス)の格付を4年連続で取得しました。これは地域の協同組織機関である信用金庫・信用組合の中ではトップに位置しています。こうした高い評価を糧に、今後もより一層の研鑽に努め、地域に貢献してまいります。

中小零細企業を支える「最後の砦」としての覚悟。

— 本業の中でも特に融資を重視している理由は何ですか？

地域経済を支えているのは地元の中小零細企業であり、お客さまの資金ニーズに応え、継続して応援していくことが地域金融機関である当組合の使命と考えているからです。もちろん、融資にはリスクがつきものですが、お客さまが困っている時こそリスクテイクし、手を差し伸べることが大切です。お客さまに寄り添い、今何を必要とされているのかを見極める。現在のように世界経済、日本経済が不安定な時こそ、正面から向き合う覚悟がなくては、真のパートナーとして認めていただけません。お客さまとより強固な信頼関係を築くためには、こうした姿勢が不可欠であると考えます。

— コンプライアンスを大切にしていますね。

お客さまからの信頼を積み重ねていくことはたいへんですが、失うのは一瞬です。どれだけ業績をあげていても、たった一度のコンプライアンス違反で組織の屋台骨は揺らぎ、失われた信頼を取り戻すのは非常に困難です。お客さまの命の次に大切なお金と、これに関わる情報を扱っていることを認識し、金融機関のもつ公共性と社会的責任の重さを常に心に刻んでおくことが大切です。これからも役職員一人ひとりが襟を正し、さまざまな状況・場面においても正々堂々、愚直に取り組んでいきます。

「会って話せる」強みを活かすための店舗計画。

— 店舗をリニューアルする意義は何ですか。

地元のお客さまに気持ちよくご来店いただき、便利で快適にご利用いただける店舗を充実させることで、より身近な金融機関になることができると考え、店舗リニューアルを計画的に実行しています。今期は11月に戸坂支店の新築移転を予定しており、以降も新築移転や建替計画などを順次進めていきます。また、オープン1周年を迎える南支店と鷹の橋支店など、各支店の周年運動を継続することで、着実に営業基盤の拡充がはかられています。オープン、周年の運動は新規開拓の好機であると同時に、地域のお客さまとの信頼関係をより深める良い機会となっています。

— お客さま目線に立った対応をするうえで大切にしていることは？

現場を歩いて、歩いて、歩き抜くことです。お客さまと真の信頼関係を築くためには、お客さまのことをよく知る必要があります。だからこそ「フットワーク」と「フェイス・トゥ・フェイス」が重要になるのです。お客さまのもとに足繁く通い、常日頃から顔を合わせておくことで、小さな変化にも気づくことができるのです。こうした営業スタイルは、昨今のスマートフォンやコンビニでできる金融サービスとは真逆のように思われがちですが、当組合の「会って話せる」という現場主義は最大の持ち味であり、他の金融機関では簡単に真似のできない独自のスタイルであると確信しています。



「真心」の像

— 人材育成や働きやすい環境づくりに力を入れていますね。

今年度も多くの職員が入組しました。人口減少や少子高齢化が急速に進むなか、職員はかけがえのない財産であり、一人ひとりが将来のシンヨーを背負って立つ大切な人材です。そのため、人材育成には力を入れ、店舗の新築移転オープンを応援するローラー活動もその一環として活用しています。お客さまのもとに訪問することは営業の基本であり、現場で得られる経験は何事にも代えがたい貴重なものです。店長をはじめ各職員がこれまで培ってきた経験や知識を部下や後輩に伝えていくことで、将来にわたって地域に貢献するために必要な現場主義の営業活動を継承しています。融資によって地域に貢献できる「融資大好き人間」を育てるために、休日勉強会や外部研修なども積極的に開催し、職員がレベルアップできる環境を整えています。また、女性や若手職員の登用にも引き続き力を注いでおり、課長職、代理職および係長職を積極的に配置しています。女性職員の育児休業からの復職率は96%以上で推移しており、男性職員の育児休暇も奨励していきます。そのほか、デジタル化・IT化による業務効率の改善などを推進し、職員が働きやすい職場環境を作っていきます。



府中支店2周年の応援ローラー活動



ミーティング

「一番頼りになるコミュニティ・バンク」をめざして。

— 今後の目標を教えてください。

現在の金融業界は他業種からの参入やネット銀行の台頭により、大きく変化しています。デジタル化で各種の金融サービスが非対面で受けられるようになったほか、各金融機関では金利の引き上げなどによる預金獲得競争が激しくなっています。こうしたなか、当組合はブレずに本業特化と現場主義の経営方針を愚直に継続していきます。足を使った営業は一見非効率に映るものですが、これが足腰の強さとなり、結果的に高い効率を生み出すのです。一軒一軒お客さまのもとへ訪問し、課題に向き合い、真摯に対応していく。こうした地道な営業活動がお客さまの安心につながり、取引の深耕につながると確信しています。

今年のスローガンである「継続に楽し」のとおり、本業特化や現場主義といった当組合の経営方針をブレることなく継続していくことは決して楽ではありません。役職員一人ひとりが地道に努力し、日々の仕事に真摯に向き合い続ける。この当たり前のことを当たり前続ける力こそが強みであり、経営基盤を一層強固にし地域の活性化に貢献するためには不可欠なものです。新体制のもと、これからもお客さまとともに成長を続け、地域金融機関として使命を果たせるよう、役職員一丸となって邁進してまいります。



イメージキャラクター大野さんのポスター
(令和8年度)

地域とともに 皆さまとともに

■ 旭日小綬章受章

令和6年秋の叙勲において、山本理事長が旭日小綬章を受章されました。この章は日本の栄典「旭日章」のうち勲四等に位置づけられる勲章であり、国や公共に対して功労のある者、とりわけ顕著な功績があるものに送られます。全国の叙勲者は3,987名、うち広島県では99名が選ばれました。

山本理事長は平成17年6月の理事長就任以来、一貫して広島経済を下支えしている中小企業を応援し、平成23年版の中小企業白書には地域密着型金融のモデル事例として「理事長自ら中小企業を訪問し、顔の見える関係を築いている金融機関」のタイトルで紹介されました。

さらに、平成25年6月からは全国信用協同組合連合会の会長を務め、同年9月から11月にかけて全国9ブロックで開催された「しんくみ経営戦略会議」（全国信用組合中央協会、全国信用協同組合連合会共催）に出席して、「お金は貸すのではなく、使っていただく」の取組姿勢を説かれ、視察や講演の依頼にも対応してきました。

当組合および信用組合業界の健全な発展と地域経済への貢献が国から高く評価されたことは、地域密着金融に取り組む当組合の姿勢も評価されたものと受け止めています。



■ 春の園遊会に招待

令和7年4月22日（火）、山本理事長は天皇皇后両陛下主催の春の園遊会に招待されました。同会は皇室と国を代表する方々（衆参両議院議長や内閣総理大臣、国務大臣、最高裁判所長官等）と各界の功績者が交流するたいへん名誉な会です。全国から約1,800名、うち広島県からは9名が招待を受けました。

山本理事長が中小企業を訪問する現場主義と地域密着の対応は、下表の「あゆみ」にも表れ、組織にも浸透しています。また、著書「足で稼ぐ『現場主義』経営」（平成24年9月発刊）、「融資はロマン」（令和5年3月発刊）でも表されています。その長年の功労が認められ、山本理事長は夫人と出席され、皇室をはじめ出席された方々と交流しました。



あゆみ

平成18年 7月	広島県知事より中小企業振興功労者として表彰される
平成21年 11月	その道一筋に仕事に打ち込んだ民間の人に授与される黄綬褒章を受章
平成23年 7月	中小企業庁がとりまとめる中小企業白書に当組合の取り組みが掲載
平成25年 3月	広島修道大学の特別客員教授に就任
平成25年 6月	全国信用協同組合連合会の会長に就任
平成25年 10月	全国中小企業団体中央会の副会長に就任
平成30年 1月	広島県の働き方改革実践企業に認定される
平成30年 9月	NHK番組「プロフェッショナル仕事の流儀」で当組合の取り組み放送
令和 元年 8月	一般財団法人船井財団が実施するグレートカンパニーアワードで「顧客感動賞」を受賞
令和 2年 12月	金融庁が主催するリージョナル・バンキング・サミット、日経新聞社が主催する地方創生フォーラム（同時開催）で講演
令和 3年 11月	(株)財界研究所より「経営者賞」を受賞
令和 6年 11月	中小零細企業の成長を支える功績により旭日小綬章を授章



グレートカンパニーアワード



経営者賞贈呈式

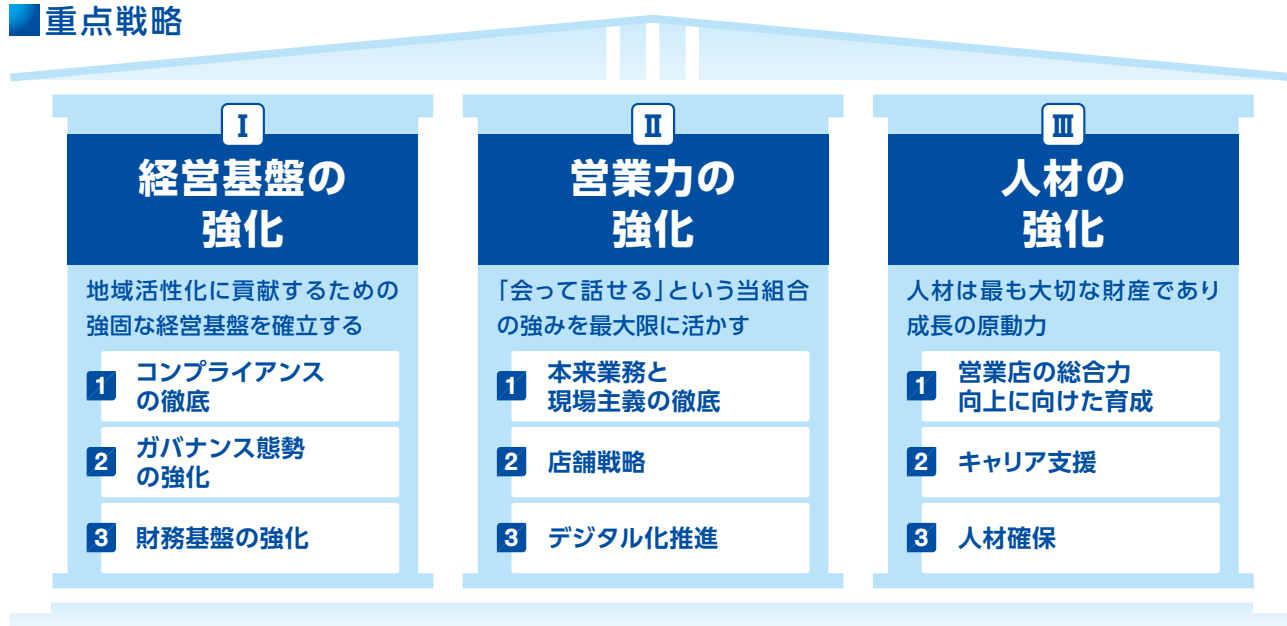
第13次中期3か年経営計画 (令和7年度～令和9年度)

令和7年度を初年度とする第13次中期3か年経営計画「地域とともに、未来を拓く ～お客さまへ新たな価値を～」を策定しました。1年目の実績を検証するとともに、これまで積み重ねてきた堅実・健全でブレない経営を継続し、今年度も本計画で掲げた諸施策を確実に実行し、地域の発展とお客さまの信頼に応える存在価値の高い金融機関を目指してまいります。

■基本方針

**「本業特化と現場主義で
お客さまの課題を解決し地域とともに成長」**

■重点戦略



■主な数値目標

■業 容

	令和7年3月実績	令和8年3月実績	令和10年3月目標
預 金 残 高	8,839億円	8,951億円	9,200億円
貸 出 金 残 高	8,048億円	7,649億円	7,830億円

■収 益

	令和7年3月実績	令和8年3月実績	令和10年3月目標
コ ア 業 務 純 益	118億円	114億円	114億円
当 期 純 利 益	50億円	51億円	53億円
ROA(総資産利益率)	1.21%	1.15%	1.11%
OHR(経 費 率)	33.20%	34.74%	38.20%

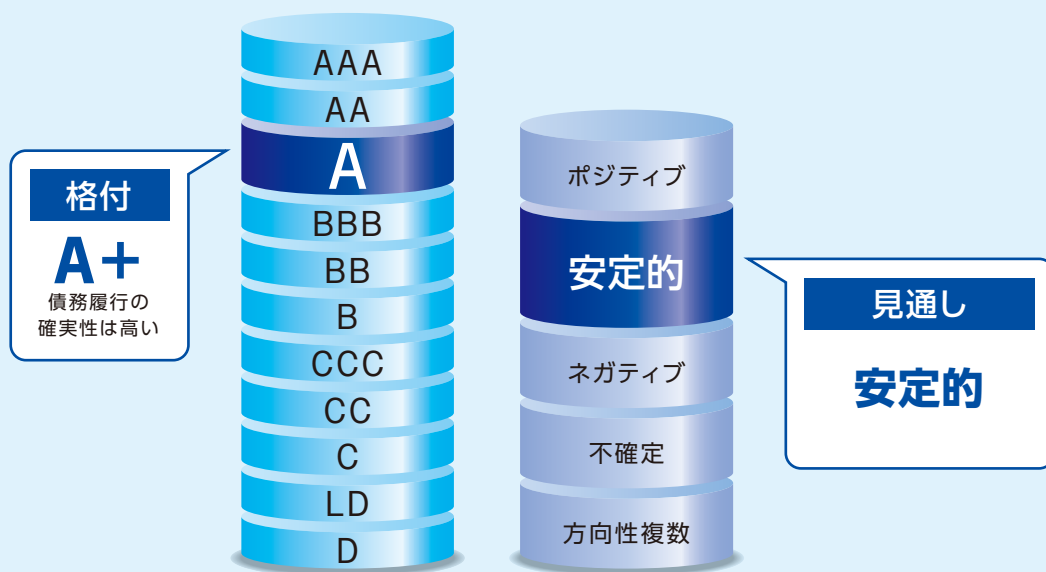
■健全性

	令和7年3月実績	令和8年3月実績	令和10年3月目標
自 己 資 本 比 率	12.02%	12.89%	14.00%
不 良 債 権 比 率	1.98%	2.43%	2.40%

〈 格付「A+」継続取得 〉

当組合は、令和8年5月に格付機関である株式会社日本格付研究所(JCR)より長期発行体格付「A+」(シングルAプラス)、格付の見通し「安定的」を継続取得しました。

1	格付機関	株式会社日本格付研究所(JCR)
2	格付対象	長期発行体格付 ※長期発行体格付とは、債務者(発行体)の債務全体を包括的に捉え、その債務履行能力を評価したものです。
3	格付	A+(シングルAプラス) 見通し「安定的」 ※A(シングルA)は、株式会社日本格付研究所の11段階の格付等級の上から3番目にあたります。 ※格付の見通しは、長期発行体格付が1~2年の間にどの方向に動き得るかを5つに区分して示すものです。
4	取得の目的	外部からの客観的な評価である格付を取得し、お客さまや組合員の皆さまにディスクローズすることで、透明性をもった経営を進め、財務内容の健全性をより理解していただき、信頼性を高めることを目的としています。



参考: JCR長期発行体格付の定義

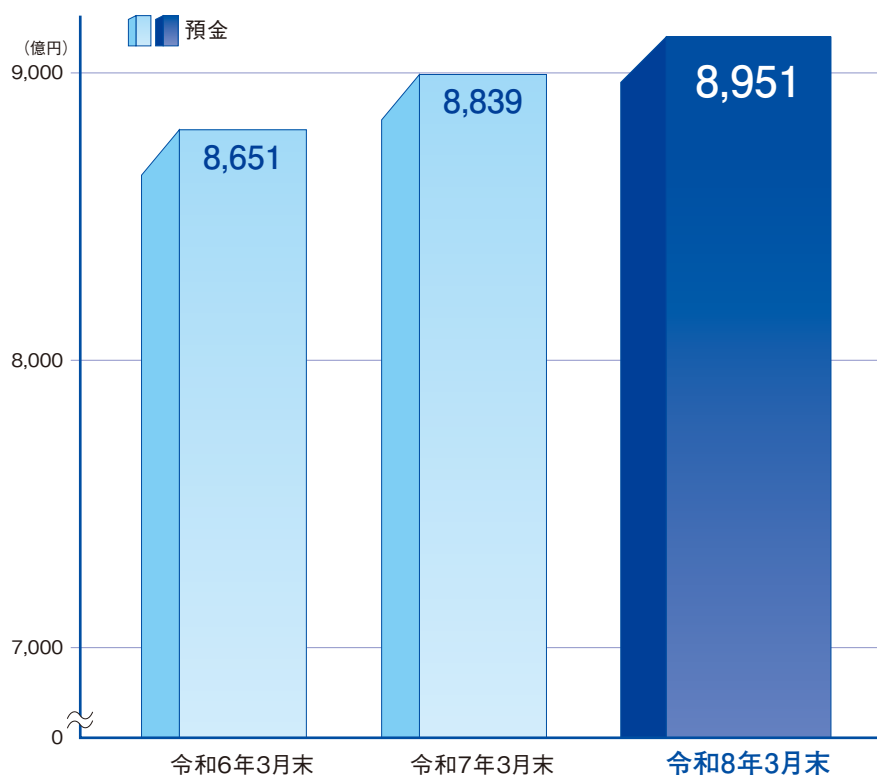
AAA 債務履行の確実性が最も高い。	CCC 現在においても不安な要素があり、債務不履行に陥る危険性がある。
AA 債務履行の確実性は非常に高い。	CC 債務不履行に陥る危険性が高い。
A 債務履行の確実性は高い。	C 債務不履行に陥る危険性が極めて高い。
BBB 債務履行の確実性は認められるが、上位等級に比べて、将来、債務履行の確実性が低下する可能性がある。	LD 一部の債務について約定どおりの債務履行を行っていないが、その他の債務については約定どおりの債務履行を行っているとJCRが判断している。
BB 債務履行に当面問題はないが、将来まで確実であるとは言えない。	D 実質的にすべての金融債務が債務不履行に陥っているとJCRが判断している。
B 債務履行の確実性に乏しく、懸念される要素がある。	

※AAからBまでの格付記号には同一等級内での相対的位置を示すものとして、+(プラス)もしくは-(マイナス)の符号による区分があります。

令和7年度決算の概況(その1)

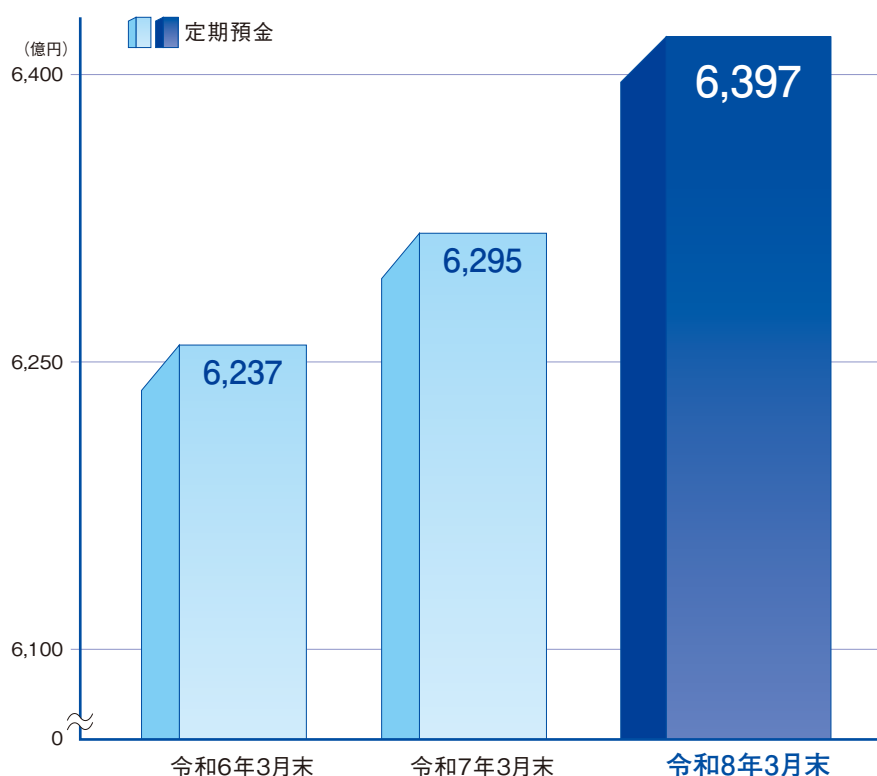
預金は8,900億円を超えて着実に増加

最高100万円が当たる懸賞金付き定期預金「ハッピードリーム定期」や優遇金利定期預金などを中心に、地域に密着した営業活動を展開しました。また、南支店、鷹の橋支店の新築移転オープン、府中支店、己斐支店、海田支店、五日市支店、広支店、薬研堀支店、駅前支店の周年運動など全店で基盤の拡充に努めました。
その結果、預金残高は8,951億円となりました。



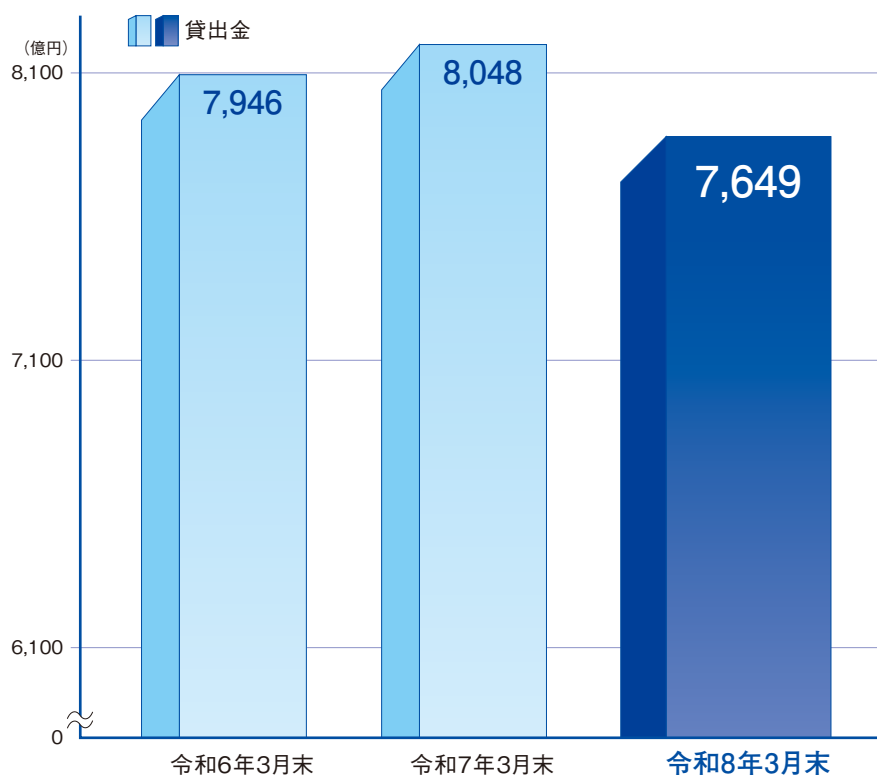
定期預金は6,400億円に迫る

金利のある時代に対応し、個人の方を対象とした定期預金の充実をはかり基盤の拡充に努めました。懸賞金付き定期「ハッピードリーム定期」では懸賞内容を、優遇金利定期預金では年金を受給されている方を対象とした「年金定期」や新規のお預け入れに対応した「ニューすまいる定期」の適用利率を見直すことで、預金ニーズに対応しました。
その結果、定期預金残高は6,397億円となりました。



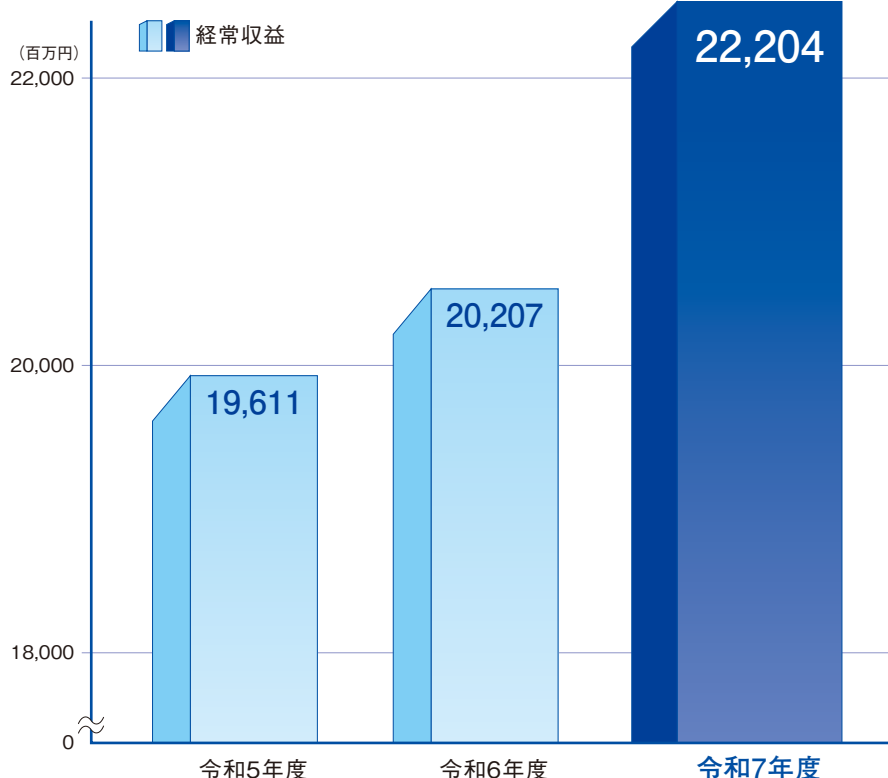
貸出金は概ね安定した水準で推移

「地元のお金は地元で活かす」の方針のもと、金融仲介機能を発揮して地域金融機関としての使命を果たすため、事業性融資ではスモールビジネスローン、ミドルビジネスローンを新たに加え、個人向けではフリーローンやカードローンを幅広く提案するなど、中小零細企業や個人向け融資を積極的に推進しました。
その結果、貸出金残高は7,649億円となりました。



経常収益は23期連続の増収、過去最高を更新

本来業務に特化したシンプルな経営を継続した結果、貸出金利息を中心とした資金運用収益が増加しました。その結果、金融機関の営業活動による収益を表す経常収益は前期比19億97百万円増加し222億4百万円と23期連続の増収となり、過去最高を更新しました。この指標は、一般企業の売上に相当します。



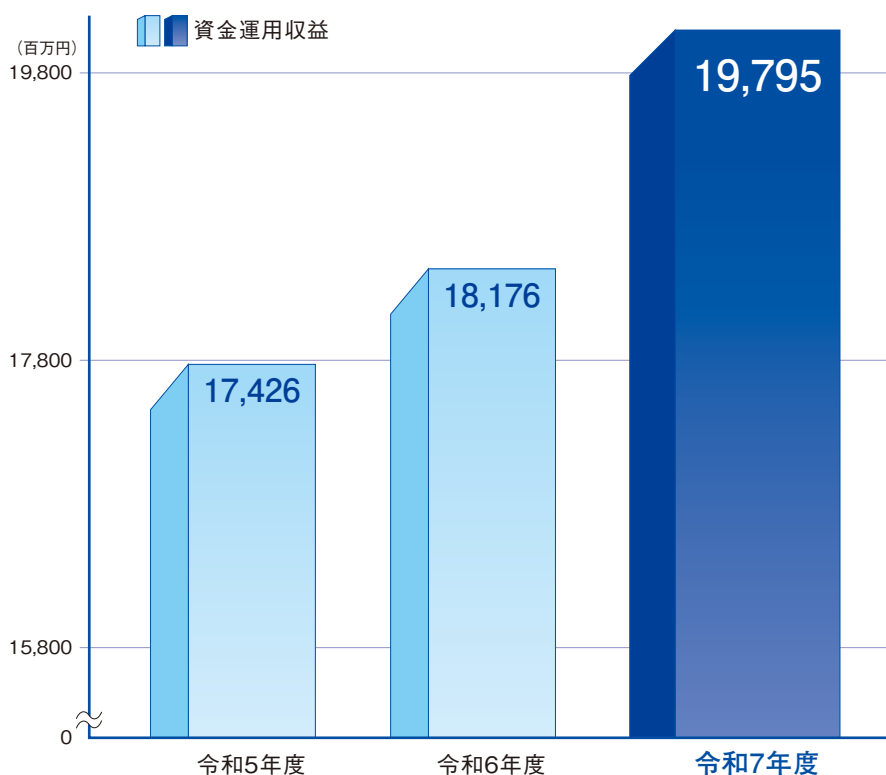
令和7年度決算の概況(その2)

資金運用収益は23期連続の増収、過去最高を更新

貸出金利息の増収を主因とし、資金運用収益は前期比16億19百万円増加し197億95百万円となり、過去最高を更新しました。

資金運用収益は預金等より調達した資金の運用から得られる収益を示すものです。

資金運用収益=
貸出金利息+預け金利息+
有価証券利息配当金+
その他の受入利息

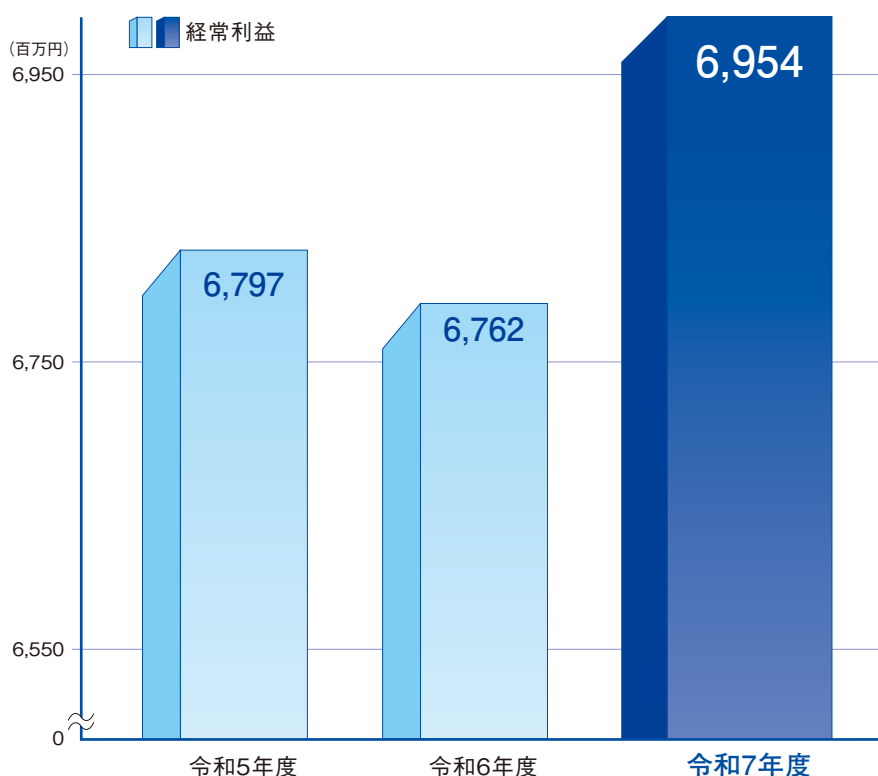


経常利益は過去最高を更新

経常利益は経常収益から経常費用を差し引いた利益で、臨時的な利益や損失は除いて算出します。これは、金融機関の収益力や安定性を表す重要な指標になります。

経常収益が増加したことを主因に、経常利益は前期比1億92百万円増加し69億54百万円となり、過去最高を更新しました。

経常利益=
経常収益-経常費用



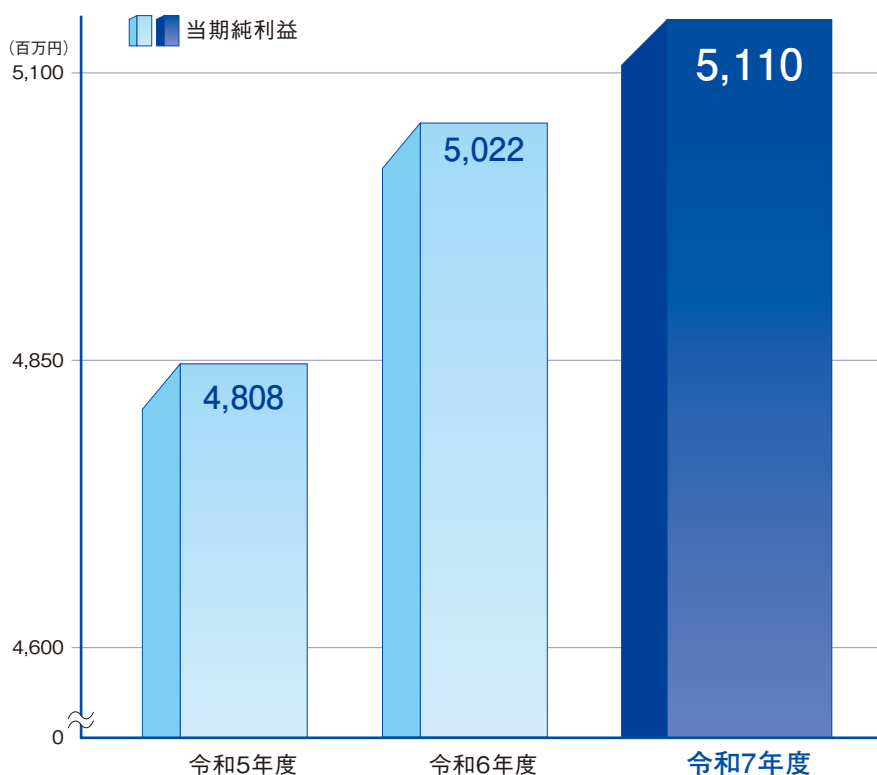
当期純利益は過去最高を更新

お客様の資金ニーズに柔軟に対応し、金利環境の変化を的確に捉えたことで、貸出金利息が着実に増加しました。

本業特化のブレない経営を継続し、外部環境に影響されない強固な収益基盤を構築したことで、収益は毎期着実に増加しました。その結果、当期純利益は前期比88百万円増加し5億10百万円となり、過去最高を更新しました。

当期純利益 =

税引前当期純利益 - 法人税、住民税及び事業税 - 法人税等調整額



経費率は高い効率性を維持

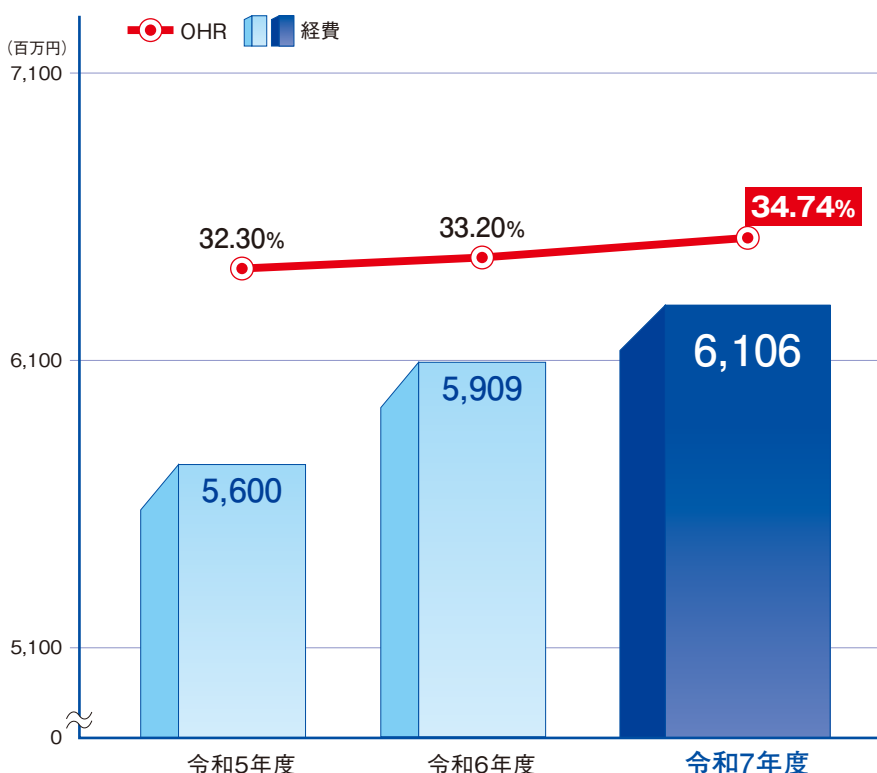
預金金利の上昇による預金利息の増加や物価上昇による物件費の増加、職員の待遇改善にともなう人件費の増加などにより、経費は前期比1億97百万円増加し6億106百万円となりました。

経費率(OHR)は34.74%と高い効率性を維持しています。

OHR(経費率)

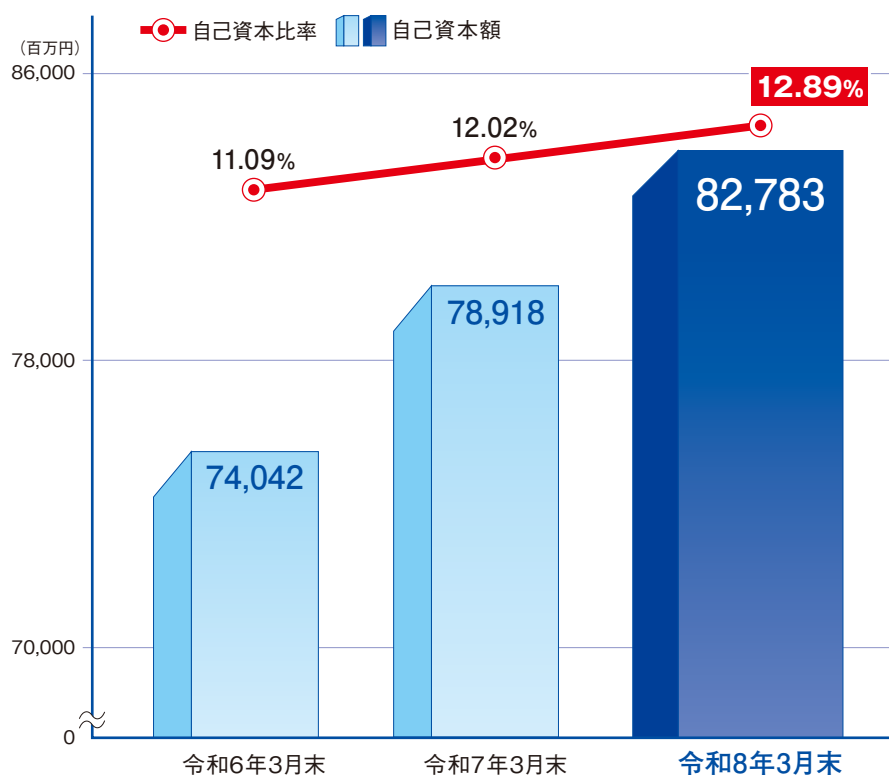
“OHR = 経費 ÷ 粗利益”という算式で求められ、経費が業務粗利益に占める割合を示す指標です。この比率は低いほど効率が良いとされています。

経費は損益計算書に計上している経費のうち業務費用を記載しています。

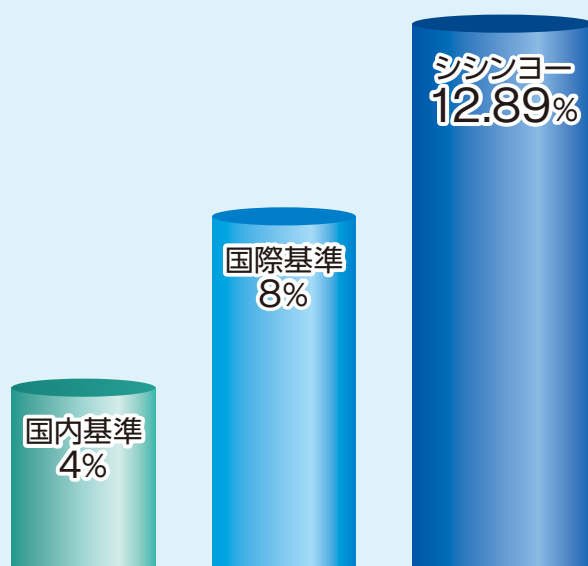


自己資本比率は高い健全性を確保

高い収益性を背景として内部留保を毎年積み上げ、安定した自己資本の充実をはかった結果、自己資本額は、前期比38億65百万円増加し827億83百万円となりました。自己資本比率は12.89%と高い健全性を維持しています。



自己資本比率の見方



自己資本比率は、貸出金や有価証券等のリスク資産(リスク・アセット等)に対する出資金や利益剰余金等の自己資本の占める割合を示す比率で、金融機関の健全性・安全性を計る重要な指標です。

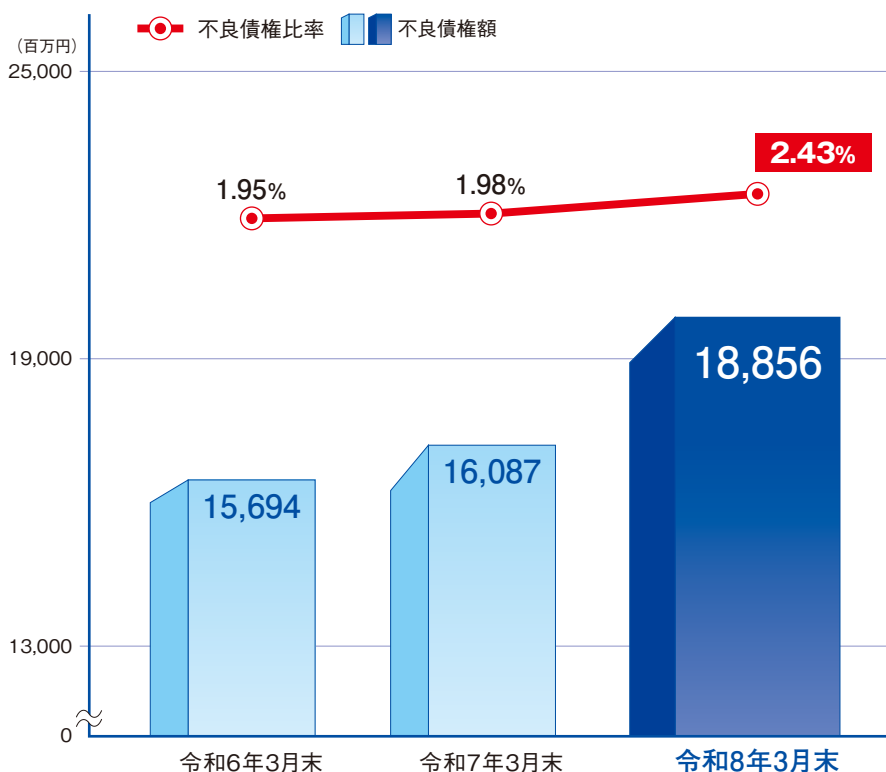
国内のみで業務を行う金融機関は4%以上の水準維持が求められていますが、当組合は国際統一基準である8%をも大幅に上回る十分な水準となっています。

● 自己資本比率の算式

$$\frac{\text{自己資本額}}{\text{リスク・アセット等}} \geq 4\%$$

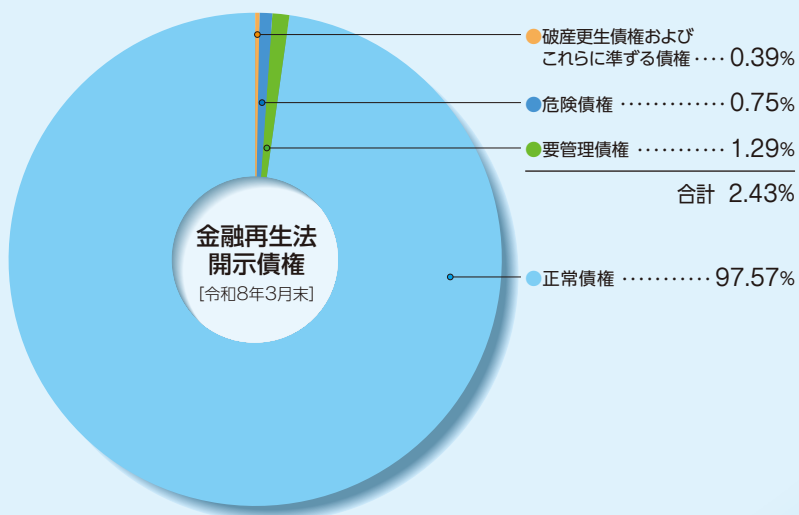
不良債権比率は低い水準で推移

資産の健全性を一層推し進めるため、的確な資産査定、不良債権のオフバランスと将来を見据えた引当を充実した結果、不良債権額は188億56百万円となりました。金融再生法開示債権に基づく不良債権比率は2.43%となり、低い水準で推移しています。



金融再生法開示債権構成比

開示債権合計
776,614百万円



当組合は部分直接償却を実施していません。

部分直接償却とは、資産の自己査定により回収不能または無価値と判定した担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額および保証等により回収が可能と認められる額を控除した残高を回収不能見込額として、債権額から直接償却することです。

財務諸表(その1)

貸借対照表

資産の部

(単位:千円)

科 目	第73期 (令和7年3月31日現在)	第74期 (令和8年3月31日現在)
(資産の部)		
現金	3,963,159	3,735,549
預 け 金	105,098,441	151,139,037
有 価 証 券	62,141,925	60,648,044
国 債	7,145,972	7,061,718
社 債	48,166,105	45,602,559
株 式	6,618,947	7,586,166
その他の証券	210,900	397,600
貸 出 金	804,865,412	764,982,069
割 引 手 形	420,650	165,584
手 形 貸 付	77,353,790	67,233,149
証 書 貸 付	703,689,967	674,141,188
当 座 貸 越	23,401,004	23,442,147
そ の 他 資 産	4,204,107	4,670,200
未 決 済 為 替 貸	115,108	196,102
全信組連出資金	2,416,300	2,416,300
前 払 費 用	26,916	23,754
未 収 収 益	884,345	1,317,259
その他の資産	761,437	716,783
有 形 固 定 資 産	11,856,895	12,551,352
建 物	3,692,240	4,464,745
土 地	7,294,737	7,436,166
建 設 仮 勘 定	54,157	2,979
その他の有形固定資産	815,760	647,461
無 形 固 定 資 産	165,281	135,916
ソ フ ト ウ ェ ア	146,234	116,870
その他の無形固定資産	19,046	19,046
繰 延 税 金 資 産	1,231,126	1,303,536
債 務 保 証 見 返	6,463,753	11,120,210
貸 倒 引 当 金	△9,888,348	△10,289,881
(うち個別貸倒引当金)	(△3,265,045)	(△4,069,210)
資 産 の 部 合 計	990,101,755	999,996,035

負債及び純資産の部

(単位:千円)

科 目	第73期 (令和7年3月31日現在)	第74期 (令和8年3月31日現在)
(負債の部)		
預 金 積 金	883,915,344	895,198,782
当 座 預 金	11,354,952	10,984,933
普 通 預 金	202,500,569	207,548,496
貯 蓄 預 金	277,309	284,680
通 知 預 金	1,977,827	1,907,402
定 期 預 金	629,539,783	639,795,170
定 期 積 金	27,087,712	24,196,823
その他の預金	11,177,189	10,481,275
譲 渡 性 預 金	4,000,000	5,000,000
借 用 金	12,900,000	-
当 座 借 越	12,900,000	-
そ の 他 負 債	4,198,406	5,541,173
未 決 済 為 替 借	104,242	124,214
未 払 費 用	928,711	1,897,636
給 付 補 填 備 金	4,716	12,625
未 払 法 人 税 等	1,600,200	2,006,443
前 受 収 益	925,054	729,712
払 戻 未 済 金	158,079	236,690
職 員 預 り 金	265,603	260,286
資 産 除 去 債 務	24,520	9,562
そ の 他 の 負 債	187,276	264,003
賞 与 引 当 金	228,119	222,742
役 員 賞 与 引 当 金	58,300	54,300
退 職 給 付 引 当 金	208,297	207,943
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	339,511	303,387
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	2,000	2,000
偶 発 損 失 引 当 金	140,967	202,626
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	792,359	771,629
債 務 保 証	6,463,753	11,120,210
負 債 の 部 合 計	913,247,058	918,624,795
(純資産の部)		
出 資 金	23,132,966	22,903,222
普 通 出 資 金	23,132,966	22,903,222
資 本 剰 余 金	83,052	83,052
資 本 準 備 金	83,052	83,052
利 益 剰 余 金	49,891,388	54,360,627
利 益 準 備 金	23,420,000	23,420,000
そ の 他 利 益 剰 余 金	26,471,388	30,940,627
特 別 積 立 金	21,300,000	25,700,000
(経営基盤強化積立金)	(10,000,000)	(10,000,000)
当 期 未 処 分 剰 余 金	5,171,388	5,240,627
組 合 員 勘 定 合 計	73,107,407	77,346,902
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,986,341	2,315,651
土 地 再 評 価 差 額 金	1,760,948	1,708,686
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	3,747,289	4,024,337
純 資 産 の 部 合 計	76,854,697	81,371,240
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	990,101,755	999,996,035

損益計算書

(単位:千円)

(単位:千円)

科 目	第73期 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)	第74期 (令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで)
経常収益	20,207,482	22,204,632
資金運用収益	18,176,949	19,795,682
貸出金利息	17,063,671	18,365,500
預け金利息	408,104	805,143
有価証券利息配当金	576,182	561,797
その他の受入利息	128,990	63,240
役員取引等収益	1,252,131	1,038,699
受入為替手数料	166,331	170,536
その他の役員収益	1,085,799	868,162
その他業務収益	66,864	43,960
その他の業務収益	66,864	43,960
その他経常収益	711,536	1,326,290
株式等売却益	706,703	1,326,251
その他の経常収益	4,832	38
経常費用	13,444,545	15,250,169
資金調達費用	1,229,461	2,808,727
預金利息	1,189,545	2,697,440
給付補填備金繰入額	4,403	13,644
譲渡性預金利息	8,233	31,923
借入金利息	25,930	64,354
その他の支払利息	1,349	1,363
役員取引等費用	463,090	496,883
支払為替手数料	88,672	91,004
その他の役員費用	374,417	405,879
その他業務費用	8,201	984
その他の業務費用	8,201	984
経費	6,033,646	6,194,804
人件費	3,018,056	3,102,888
物件費	2,637,750	2,703,453
税金	377,839	388,463

科 目	第73期 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)	第74期 (令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで)
その他経常費用	5,710,145	5,748,769
貸倒引当金繰入額	2,013,817	1,803,129
貸出金償却	4,683	2,792
その他資産償却	8,929	4,828
その他の経常費用	3,682,714	3,938,018
経常利益	6,762,936	6,954,463
特別利益	18,073	19,781
固定資産処分益	18,073	19,781
特別損失	35,215	26,189
固定資産処分損	35,215	26,189
税引前当期純利益	6,745,794	6,948,054
法人税、住民税及び事業税	1,655,370	2,060,981
法人税等調整額	67,551	△223,759
法人税等合計	1,722,922	1,837,222
当期純利益	5,022,872	5,110,832
繰越金(当期首残高)	68,446	77,533
土地再評価差額金取崩額	80,069	52,261
当期末処分剰余金	5,171,388	5,240,627

(注)1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 2.その他の経常費用には、債権売却損3,545,780千円が含まれております。
 3.出資1口当たりの当期純利益は110円45銭です。
 4.収益を理解するための基礎となる情報は以下のとおりであります。
 顧客との契約から生じる収益の主なもの役員取引等収益やその他の業務収益に基づく受取手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、金融機関間手数料を含む)であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。役員取引等収益のうち、貸金庫やインターネットバンキングに係る利用料等など、サービス提供期間にわたって履行義務を充足するものについては、当該期間にわたって収益を認識しております。

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	第73期 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)	第74期 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
当期末処分剰余金	5,171,388	5,240,627
特別積立金	4,400,000	4,500,000
出資に対する配当金	693,854 年3%	686,959 年3%
計	5,093,854	5,186,959
繰越金(当期末残高)	77,533	53,668

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表の注記

(注)1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日および平成13年3月31日(旧広島第一信用組合分)

当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	1,413百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	3,893百万円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16号に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価格に合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,061 百万円

4. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～50年
その他	3年～20年

5. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当規程に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失率に基づき引当てしております。破綻懸念先債権、実質破綻先債権および破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。

すべての債権は、予め定めている資産の自己査定基準に基づき、資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。

7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 役員賞与引当金は役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によるおります。

数理計算上の差異については、各発生年度の職員の平均残存勤務期間以内の一定年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌期から損益処理しております。過去勤務費用については、その発生年度における職員の平均残存勤務期間以内の一定年数(8年)による定額法により按分した額を費用処理しております。

また、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在)

年金資産の額	243,135百万円
年金財政計算上の数理債務の額	207,181百万円
差引額	35,953百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合

(自令和6年4月分 至令和7年3月分) 1.638%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高8,850百万円及び財政上の剰余金44,804百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間7年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金38百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

12. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

13. 収益の計上方法について、当組合の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。

14. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によるおります。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

15. 重要な会計上の見積り

(1) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金	△10,289,881千円
(うち個別貸倒引当金)	(△4,069,210千円)

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金を見積もるための算出方法は、(注)6に記載の通りであります。

現状の貸倒引当金計上額は、融資先の経営状況および資金繰りの状況等の情報に基づいて、最善の見積りを行っていると考えております。

また、長引く物価高に加え人件費の増加等の影響による景気の下振れが懸念され、多くの中小企業の業績に影響を及ぼしており、貸出金等の信用リスクに一定の影響があると仮定を置き貸倒引当金の見積りを行っております。

しかし、予期せざる事由によって、融資先の経営状況の悪化、担保価値の下落、貸倒損失の予想以上の発生等により、貸倒引当金計上時の前提と大きく乖離する場合には、翌期の計算書類において貸倒引当金が不十分となり貸倒引当金の積み増しをせざるを得なくなる可能性があります。

(2)繰延税金資産

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	1,303,536千円
--------	-------------

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)」に基づいて企業の分類を行い、繰延税金資産は、将来の課税所得見込額やタックス・プランニング、期末における将来減算一時差異のスケジューリング等を考慮して、将来減算一時差異が解消されるときに課税所得を減少させ、税金負担額を軽減することができる認められる範囲内で計上しております。繰延税金資産は、決算日において国会で成立している税率に基づいて、当該資産が実現される年度に適用されると予想される税率により算定しております。

将来の課税所得見込額については、過去の業績や近い将来、経営環境に著しい変化が見込まれないかなどを勘案した結果、将来一定水準の課税所得が生じると見込んでおりますが、課税所得が生じる時期および金額は、その時の業績や将来の不確実な経済条件の変動、タックス・プランニングによって影響を受ける可能性があり、業績の悪化等により企業の分類が変更となった場合は、翌期の計算書類において認識する繰延税金資産や法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

16. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2)金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金であります。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行い、また、定期的に常勤理事会等を開催し審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、審査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。市場リスクに関する規定および要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常勤理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、常勤理事会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会等に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理方針に基づき、常勤理事会等の監督の下、市場リスク管理規程に従い行っております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。また、保有している株式は、政策投資目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は総合企画部を通じ、常勤理事会等において定期的に報告しております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成19年金融庁告示第17号)」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産および金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価格が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

財務諸表(その3)

17. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、譲渡性預金につきましては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	151,139百万円	147,783百万円	△3,355百万円
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	52,664	46,930	△5,734
その他有価証券	7,897	7,897	-
(3) 貸出金(*1)	764,982		
貸倒引当金(*2)	△10,289		
	754,692	761,124	6,431
金融資産計	966,393	963,735	△2,657
(1) 預金積金(*1)	895,198	893,087	△2,111
金融負債計	895,198	893,087	△2,111

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式、その他の証券は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外の債権については貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	86百万円
組合出資金(*2)	2,621
合 計	2,707

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 預け金(*1)	21,639百万円	129,500百万円	-	-
(2) 有価証券				
満期保有目的の債券	800	26,988	14,687	10,188
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-
(3) 貸出金(*2)	449,204	235,400	58,357	22,021
合計	471,643	391,888	73,044	32,209

(*1) 預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

(*2) 期間の定めのない貸出金は「1年以内」に含めております。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 預金積金(*1)	820,971百万円	74,227百万円	-	-
合計	820,971	74,227	-	-

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に定めています。

18. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下22まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	1,600百万円	1,612百万円	11百万円
小 計	1,600	1,612	11

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	5,460百万円	4,940百万円	△520百万円
社 債	45,602	40,378	△5,224
小 計	51,063	45,318	△5,745
合 計	52,664	46,930	△5,734

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式および関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	6,060百万円	2,733百万円	3,326百万円
小 計	6,060	2,733	3,326

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	1,439百万円	1,494百万円	△54百万円
そ の 他	397	435	△37
小 計	1,837	1,929	△92
合 計	7,897	4,663	3,234

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づき時価により計上したものであります。

19. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

20. 当期中に売却したその他有価証券は、売却価額4,037百万円 売却益1,326百万円であります。

21. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	800百万円	26,988百万円	14,687百万円	10,188百万円
国債	-	1,500	4,501	1,059
社債	800	25,487	10,186	9,128
合計	800	26,988	14,687	10,188

22. 金銭の信託の取扱いはありません。

23. 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

24. 消費貸借契約等により貸付けている有価証券はありません。

25. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,038 百万円
危険債権額	5,792 百万円
三月以上延滞債権額	952 百万円
貸出条件緩和債権額	9,072 百万円
合計額	18,856 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は165百万円であります。

27. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、47,547百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが47,547百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 有形固定資産の減価償却累計額 6,764百万円

29. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,486百万円

30. 繰延税金資産および繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	2,141 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	59
賞与引当金	63
減価償却超過額	12
未払事業税	132
その他	473
繰延税金資産小計	2,882
評価性引当額	△646
繰延税金資産合計	2,236
繰延税金負債	
資産除去債務費用	14
有価証券評価差額金	918
繰延税金負債合計	932
繰延税金資産の純額	1,303

31. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保に提供している資産 預け金 60,000百万円
担保資産に対応する債務はございません。

上記のほか、公金取扱い、為替取引および日本銀行歳入復代理店取引のために預け金 17,305百万円を担保として提供しております。

32. 出資1口当たりの純資産額 1,776円41銭

主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	17,679	18,699	19,611	20,207	22,204
業務純益	11,534	11,307	11,226	11,244	11,868
コア業務純益	11,041	11,954	11,735	11,885	11,465
経常利益	6,241	6,636	6,797	6,762	6,954
当期純利益	4,526	4,650	4,808	5,022	5,110
預金積金残高	802,757	841,643	865,153	883,915	895,198
貸出金残高	704,370	779,896	794,635	804,865	764,982
有価証券残高	66,343	66,651	65,629	62,141	60,648
総資産額	1,027,064	1,004,780	958,386	990,101	999,996
純資産額	59,341	67,600	73,207	76,854	81,371
自己資本比率(単体)	10.07%	10.38%	11.09%	12.02%	12.89%
出資総額	19,631	23,424	23,280	23,132	22,903
出資総口数	39,263千口	46,848千口	46,560千口	46,265千口	45,806千口
出資に対する配当金	588	662	698	693	686
職員数	358人	359人	367人	379人	379人

(注) 1.残高計数は期末日現在のものです。
2.自己資本比率(単体)は、平成18年金融庁告示第22号により算出しています。
3.職員数は、役員、臨時の雇用者を除いた人数です。

■ 会計監査人による監査

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」につきましては、会計監査人である暁和監査法人の監査を受けております。

■ 代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認

私は、当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第74期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和8年6月15日

広島市信用組合 理事長 中野健司

地域密着型金融の取り組み(その1)

当組合はお客さまとのフェイス・トゥ・フェイスを重視し、財務諸表等に表れない経営者の人柄、技術力、販売力等、中小零細企業の経営実態把握に努めています。こうした活動を通じ、本部と営業店が一体となってお客さまの経営支援に取り組んでいます。



■ 経営支援

コンサルティング機能の発揮が求められる中、定期的かつ継続した訪問活動を通じてお取引先の経営実態を把握し、経営課題等の相談に親身になって対応しています。また、「経営革新等支援機関」(認定支援機関)として、中小企業診断士の指導の下でお取引先の経営改善計画書の作成支援や、計画の進捗状況についてモニタリングを行っています。また、広島県中小企業活性化協議会や他の経営革新等支援機関(税理士、経営コンサルタント等)といった外部専門家機関とも連携して、お取引先の経営改善や事業再生に取り組んでいます。

■ 外部機関等との連携

広島県内のベンチャー起業家の育成と地域経済の健全な発展に寄与する「公益財団法人ひろしまベンチャー育成基金」に役員と審査員を派遣し、助成事業・交流事業・啓発事業に参画しています。また、「広島県中小企業支援ネットワーク」に加盟。さらに「経営革新等支援機関」の認定を取得し、「広島県中小企業活性化協議会」や「広島県よろず支援拠点」、税理士や経営コンサルタントといった他の経営革新等支援機関との連携をはかっています。また、一般社団法人中国地域ニュービジネス協議会に加入し、創業・新分野進出企業の支援強化をはかるとともに、日本政策金融公庫、TKC中国会とも覚書を交わすなど経営改善サポートの強化に努めています。

■ 目利き能力の向上・人材育成

当組合は中小零細企業の技術力や販売力、また将来性等を的確に評価できる能力を向上させるため、目利きのできる人材の育成に積極的に取り組んでいます。その一環として、中国ブロック信用組合協議会等主催の研修に計画的に職員を参加させています。

また、毎月1回の融資勉強会や各種の勉強会を設け、職員のスキルアップをはかっています。

- 渉外・融資推進研修
- 目利き・事業性評価研修 など



地域密着型金融の取り組み(その2)

顧客ニーズを踏まえた融資商品・目的別ローンの提供

担保・保証に過度に依存しない融資商品である「スーパービジネスローン」「ゆとりカードローン」「ドリームローン」「地域創生支援ローン」「ビジネスカードローン」、創業・新事業を支援する「創業支援ローン」、中小企業金融円滑化法終了後の事業活性化を支援する「事業活性化支援ローン」などを取り扱っています。

また、新事業の支援として「太陽光発電関連融資」「アグリ・農林事業者向け融資」「高齢者向け賃貸住宅・介護(医療)設備資金融資」を取扱い、さらに、ABL(動産・売掛金担保融資)の活用を行っています。

また、保証会社の保証付き事業者ローンでは、「スモールビジネスローン」「ミドルビジネスローン」を取扱い、幅広い用途に対応しています。

中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組み状況

当組合では事業資金や住宅ローンをご利用いただいているお客さまからの貸付条件の見直しや資金需要のご要望に、きめ細やかに対応しています。

また、金融機関としてコンサルティング機能を一層発揮できるように定期的かつ継続した訪問等により、お客さまとの親密な関係を築くことに重点を置き活動しています。こうした活動を通じてお客さまの経営実態を把握し、経営課題等に親身になってお応えできるよう取り組んでいます。ビジネスマッチングでは「しんくみ食のビジネスマッチング展」(東京都)、「しんくみビジネスマッチング」(岡山県)、シシンヨーBig Advanceを活用したWeb商談会などを紹介し、出会いと商談の機会を提供しています。今後もフェイス・トゥ・フェイスを重視し、コンサルティング機能の発揮と、タイムリーな資金供給により、地域の活性化に取り組めます。



経営支援サービス「シシンヨーBig Advance」の取扱い

中小零細企業を取り巻く厳しい環境下、経営効率化、販路拡大などの経営支援として「シシンヨーBig Advance」を取扱っています。既に250社を超える企業が会員となり、ホームページ作成などのサービスを活用しています。ビジネスマッチングでは、令和8年2月に「第5回えんむすBA」が開催。関西・中四国から全国につながるオンライン商談会に1,649社が集い、当組合の会員も参加しました。第6回は8月に予定され、今後も充実したサービス内容で経営をサポートします。

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 他金融機関の取引先との ビジネスマッチング機能 	<ul style="list-style-type: none"> Web商談に必要な ホームページ作成機能 ホームページ作成サービス (契約締結後申込み可能) 	<ul style="list-style-type: none"> 自社が該当する 補助金・助成金検索機能 補助金・助成金申請サポート (契約締結後導線設置)
	<ul style="list-style-type: none"> 社員を結ぶ 社内チャット機能 	<ul style="list-style-type: none"> 福利厚生に役立つ 割引クーポン機能 (FUKURI機能) 	<ul style="list-style-type: none"> 社員の 安否確認機能
入会方法	当組合ホームページで受付しています。手続完了後、メールアドレスにIDとパスワードをお送りします。		
費用	月会費として3,300円(消費税込み) ※加入月は無料です。また、初期費用は不要です。		

※ホームページ作成サービス、補助金・助成金申請サポートは別途費用がかかります。

■ 経営者保証ガイドラインの取り組み

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、「経営者保証への対応方針」を定めるとともに、お客さまからの相談には真摯に対応する態勢を整備しています。

経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。そして、経営者保証を徴求する際には、どのような改善をはかれば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明して記録し、経営改善支援を行っています。

■ 具体的な取り組み

借入の申込み時や保証契約の更改、事業承継などの機会に「経営者保証への対応方針」を説明し、ガイドラインで求められている以下の要件について充足状況を検証し、保証参加の可否を検討しています。

- ・法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること
- ・法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲であること
- ・法人のみの資産・収益力で借入返済が可能であること
- ・法人から適時・適切に財務情報が提供されていること など

また、既存の保証契約の見直しの申し出があった場合や、保証債務を整理する場合においても同様に対応しています。

■ 取り組み状況

	令和6年度	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	1,140件	968件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	16.76%	18.96%
保証契約を解除した件数	47件	46件

※「経営者保証に関するガイドラインへの取組方針」は52ページに掲載しています。

■ 事業性評価の取り組み

金融機関には、財務データや担保・保証に過度に依存することなく、企業の事業内容や成長の可能性などを適切に評価（事業性評価）し、融資や経営サポートを行うことで、企業や産業を支援していくことが求められています。

当組合では従来より、財務データに表れない経営者の人柄、技術力や成長性等の企業の経営実態把握に努めていますが、地域密着型金融の実効性をさらに高めるため、「事業性評価シート」などを活用した取り組みを行なっています。

■ 具体的な取り組み

- ・事業性評価シート

「事業性評価シート」を作成し、企業の経営資質、事業内容、業界動向、ビジネスモデル、SWOT分析、将来性・成長性等を具体的に分析することで、事業性評価のレベルアップをはかっています。

- ・事業性評価研修

中国ブロック信用組合協議会が主催する「目利き・事業性評価研修」や関連研修に職員を毎年参加させ、目利き力の養成、事業性評価の具体的な進め方、成長支援の方法などを実践に活かしています。

地域を応援する取り組み(その1)

■ 鷹の橋支店の新築移転オープン

鷹の橋支店が令和8年12月8日(月)に新築移転オープンしました。同支店は昭和29年5月に開店して以来、42年ぶり4回目の移転となりました。新店舗は現店舗から道路をはさんでほぼ向かいですが、住所表記は大手町五丁目から千田町一丁目になりました。建物は本店ビルの外観に合わせた仕様で2階建、敷地の前側に9台分の駐車スペースを設け、1階にはロビー、営業室、応接室、ATM3台を配置し、全自動貸金庫を新設しています。これにより格段に快適にご利用いただけるようになりました。

オープンの5か月前から、全役職員によるローラー活動を計画的に実施することにより、当日は多くのお客さまに来店していただき、終日にぎわいました。

これからも当組合の新たな基幹店をめざし、「もっと地域によりそう店舗へ」のキャッチフレーズのように、より一層地元にはっきりと根を張り、地域に貢献していきます。



■ 周年運動を4店舗で実施

令和7年11月、広支店7周年、駅前支店5周年、五日市支店2周年、薬研堀支店1周年の周年運動を各店の周年日に合わせて実施しました。店周地域へのローラー活動もあって、4店舗では当日の朝、開店を楽しみに店外でお客さまが待っておられたので、定刻よりも早く開店しました。それでもご来店の流れは続き、営業フロアは終日お客さまと職員の笑顔であふれ、お祝いの生花がさらにフロアを明るく華やかに彩りました。そして、記念粗品の「北広島町産 新米 こしひかり」は、お客さまに大好評でした。これからも新築オープンや周年運動がお客さまとの信頼関係を厚くする機会として捉え、さらに地域金融機関として地域の皆さまのご要望にお応えしていきます。



広支店7周年:11月12日



駅前支店5周年:11月25日



五日市支店2周年:11月6日



薬研堀支店1周年:11月18日

■ 第3回ふれあい悠・遊旅行の実施

令和7年11月12日(水)～14日(金)、19日(水)～21日(金)の2班体制で「湯と歴史が紡ぐ、心に残る日本再発見 草津・日光 温泉と北関東の名勝を巡る旅」を実施しました。本旅行では初めてこの地方を周遊し、2班合わせて79名の方にお湯と歴史を楽しんでいただきました。

今回の魅力はなんといっても秋の紅葉美。北関東地方は標高が高く、一日の寒暖差が大きいため、鮮やかな紅葉となります。2班とも天候に恵まれ、栃木県日光市のいろは坂をはじめ美しい自然の景色が堪能できました。

日本三大温泉の一つである「草津温泉」や、2日目の宿「鬼怒川温泉山楽」も好評で、特に山楽は1部屋1部屋が広く、眺めが良かったと大好評でした。



地域を応援する取り組み(その2)

■ 広島県・岡山県の7信用組合ATM相互無料化提携

信用組合業界では全国の信用組合が提携する「しんくみお得ねっと」サービスにより、引き出しの無料化を実施しています。このサービスの利便性をさらに高めるため、令和7年12月より広島県と岡山県の7信用組合がATM相互無料化を提携しました。これにより、有料であった預け入れが無料になりました。提携ATMにはステッカーを貼り出しているのをご確認のうえご利用ください。

提携信用組合：広島市信用組合、広島県信用組合、両備信用組合、備後信用組合、信用組合広島商銀、笠岡信用組合、朝銀西信用組合



利用カード		信用組合提携カード 広島県・岡山県信組相互提携		信用組合提携カード (しんくみお得ねっと)	
当組合ATM ご利用時間帯	お取引	引き出し 振込	預け入れ	引き出し 振込	預け入れ
		平日	8:00～ 8:45	110円	無料
	8:45～18:00	無料	無料	110円	
	18:00～22:00	110円	220円	220円	
土曜日	8:00～ 9:00	110円	無料	220円	220円
	9:00～14:00	無料		無料	
	14:00～22:00	110円		220円	
日曜日・祝日	8:00～22:00	110円	無料	220円	220円

■ ビジネスマッチングに協力

ビジネスマッチングは、参加企業やバイヤー、一般のお客さまとの出会いの場、商談のチャンスです。お互いにWin-Winの関係を構築することにより、さらに企業活動を円滑に進めていくことができます。当組合でも、販路拡大、取引先開拓を支援する企画として、取引先にご紹介し、出展されています。

岡山県信用組合協会が主催する「第10回しんくみビジネスマッチング」が令和7年11月12日(水)に、笠岡総合体育館(岡山県笠岡市)で開催され、多くの商談と情報交換につながりました。

また、全国信用協同組合連合会他2団体共催の「2025しんくみ物産展」が令和7年11月14日(金)に開催され、出展企業は来場者約2,500名の対応に追われました。

ビジネスマッチングが定期的に継続して開催されることにより、認知度とともにその実績も徐々に高まっています。

これからもオンライン商談会を始めあらゆる機会をビジネスチャンスとして捉え、地域活性化のお手伝いをしていきます。



第10回しんくみビジネスマッチング
写真提供:全国信用組合新聞



2025しんくみ物産展

■ 戸坂支店の起工式

令和8年11月に新築移転オープンを予定する戸坂支店の起工式が、令和8年1月20日(火)に執り行われ、当組合役職員や工事関係者が列席し工事の安全を祈願しました。新店舗は、現店舗から北へ徒歩2分の場所で、戸坂公民館の向かいに位置します。建物は2階建て、外観は本店ビルに合わせています。駐車場は10台分の駐車スペースを確保し、2階は会議室フロア、1階は広い営業スペースと応接室になり、キャッシュコーナーにはATM3台を設置します。さらに、全自動貸金庫105台を設置する予定で、現店舗と比較すると利便性が格段に向上します。これから、オープンに向けて本部、僚店役職員によるローラー活動を実施し、一層地域に根差した店舗を目指していきます。



■ 産学連携の取り組み

大学教育を通じて、地域社会と中小零細企業の発展、人材育成に積極的に取り組んでいます。地域金融における信用組合の役割をテーマにする講義やインターンシップの受け入れのほか、企業説明会にOBである先輩職員を大学に派遣するなど、学生の就職活動にも協力しています。その一環として令和8年6月10日(水)、広島経済大学で人事部の課長が「地域金融における信用組合の役割」と題して、3~4年生約100名を対象に講義を行いました。

講義では、事前に作成した資料をモニターに映して当組合の業績、本業特化の経営方針や、地域を応援する様々な取り組みを説明しました。またDVDも放映して、よりわかりやすく地域金融機関の存在意義と現場主義に取り組む姿勢を紹介しました。



■ 年金定期の改定

当組合で年金をお受け取りの方を対象とした優遇金利定期預金を取扱いしています。金利のある時代に入り、令和7年4月と11月に適用利率を改定して魅力アップをはかっています。チラシにはATM利用手数料のキャッシュバックを組み合わせ新聞オリコミなどでPRしました。オリコミの反響はすばらしく連日問い合わせの電話が本部にも届きました。商品内容をご確認のうえ、お預け入れをご検討ください。当組合に年金振込・予約指定いただくと同時のお預け入れも可能です。

お預け入れいただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当組合で公的年金をお受け取りいただいている方 ・公的年金のお受け取りを当組合にご予約いただいている方 ・原爆手当、児童扶養手当等の手当を当組合でお受け取りいただいている方 												
取扱期間	令和8年4月1日(水)~令和8年9月30日(水)												
お預け入れ期間	1年、3年、5年												
お預け入れ金額	お一人1,000万円まで												
適用利率	<p>お預け入れ時のスーパー定期に次の上乗せ利率を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>預入期間</th> <th>上乗せ利率</th> <th>仕上り利率(店頭表示利率+上乗せ利率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年</td> <td>+0.30%</td> <td>年0.675%</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>+0.45%</td> <td>年1.00%</td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td>+0.50%</td> <td>年1.185%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※店頭表示利率は令和8年6月12日時点の利率を適用しています。</p>	預入期間	上乗せ利率	仕上り利率(店頭表示利率+上乗せ利率)	1年	+0.30%	年0.675%	3年	+0.45%	年1.00%	5年	+0.50%	年1.185%
預入期間	上乗せ利率	仕上り利率(店頭表示利率+上乗せ利率)											
1年	+0.30%	年0.675%											
3年	+0.45%	年1.00%											
5年	+0.50%	年1.185%											



※ATM利用手数料のキャッシュバックのサービスは35ページに掲載しています。合わせてご確認ください。

地域を応援する取り組み(その3)

■懸賞金付き定期預金「ハッピードリーム定期」

最高100万円が当たる懸賞金付き定期預金は、令和8年6月から第37回の募集を始めています。

懸賞金総額は2億5,020万円、当せん本数は451,800本です。「1口400万円でお預けいただくと確実に5,000円当せんします!」という魅力をチラシやポスター、看板などで強く大きく打ち出しています。そして当せん確率は50.2%。これまでと同様に多くのお客さまに楽しんでいただける懸賞内容となっています。看板やポスター、テレビ、ラジオ、新聞などを活用して取扱いをPRしています。

第37回 シシシヨー
ハッピードリーム定期 1,800倍
懸賞金付き定期預金

最高 **100万円** ×20本

組違い賞 **5,000円** ジョイフル賞 **500円**

懸賞金総額 **2億5,020万円** 当せん本数 **451,800本**

1口400万円でお預けいただくと確実に5,000円当せんします! 取扱期間 令和8年6月1日~令和8年10月7日*

■第37回ハッピードリーム定期の懸賞内容

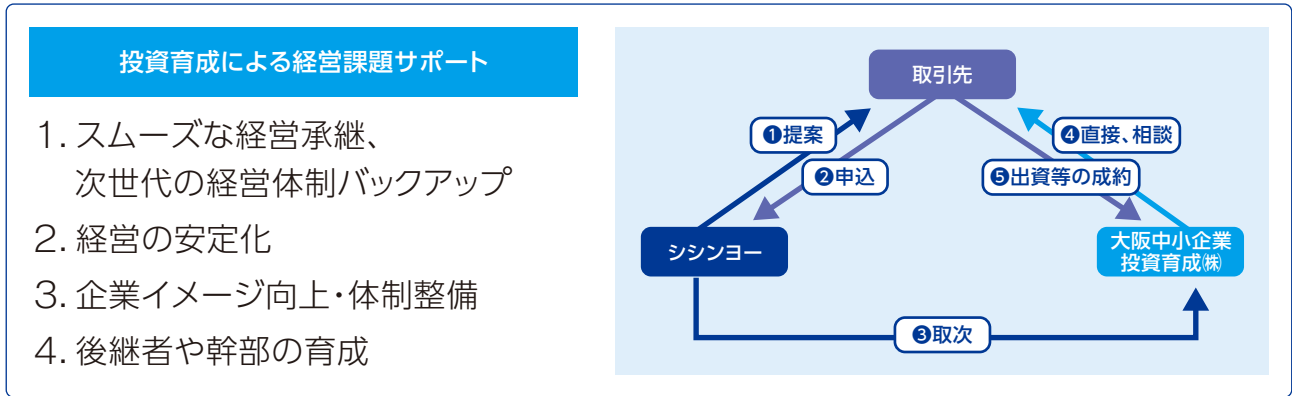
ポイント	1口1,000万円でお預け入れいただくと ジョイフル賞25本 、400万円では 同賞10本が当せん となります。さらに、 ドリーム大賞、組違い賞との重複当せん も期待できます。		
抽せん権	20万円ごとに1本の懸賞金抽せん権を付け、定期預金証書に組・番号を記載します。		
懸賞金の内訳 1ロット 100億円	等賞と懸賞金	当せん本数 (1ロット当たり)	抽せん方法
	ドリーム大賞 50,000円	20本	1ロット50,000本から1つの当せん組と当せん番号を決め、昇順に20本連続した番号が全て懸賞金5万円の当せんとなります。 20本連続で当せんされた場合、1本5万円×20本で最高100万円が当たります。
	組違い賞 5,000円	80本	ドリーム大賞の当せん番号が組違いとなった場合、組違い賞の当せんとなります。
	ジョイフル賞 500円	25,000本	各組共通下1桁で5回抽せんし、ドリーム大賞と重複した場合は重複当せんとはします。

1年前に募集した第35回ハッピードリーム定期の抽せんは、令和8年4月2日(木)に行い、当せん番号は店頭ポスターやホームページに掲載するとともに、「懸賞金当せんのお知らせ」を郵送しています。当せん口座数は約42,000口で、これは第35回にお預入れいただいた総口座数の約97%に当たります。



■ 投資育成による経営課題サポート

経営継承などの課題を解消し経営の長期安定化を支援するため、大阪中小企業投資育成株式会社と令和8年3月に提携し、コンサルティング業務を強化しました。同社は中小企業投資株式会社法に基づいて設立された公的機関で、投資事業（株式等の引受け）と成長支援事業を通じて、中立的な立場から中小零細企業の安定経営をサポートします。外部からの経営アドバイスとしてご活用ください。サポート内容とフロー図は下表のとおりです。



■ スポンサーゲーム開催

令和8年4月5日(日)、マツダ スタジアムで14回目のスポンサーゲームを開催しました。これは地域の皆さまに日頃の感謝の気持ちを込めて行っており、役職員とその家族などを招待しました。

当日は天気にも恵まれ、大入り満員のスタジアムで行われた試合前のセレモニーではホームランガール8名が揃いのユニフォームでご挨拶、次に両チームの選手に花束贈呈。そして中野健司常務理事(現理事長)による始球式でプレイボール。ゲームはカープが昨年の覇者タイガースに対し、9回裏モンテロが来日初のサヨナラ本塁打で、サヨナラ勝ち。参加者はサヨナラ勝ちの余韻を楽しみながら、気分上々で帰路につきました。



令和7年10月17日(金)、第61回全国信用組合大会において、当組合がしんくみブランド表彰の優秀賞を受賞しました。広島東洋カープと連携しバックスクリーンに組合名を掲出していること、長年にわたりスポンサーゲームを開催していることなどがしんくみブランド向上と評価いただきました。



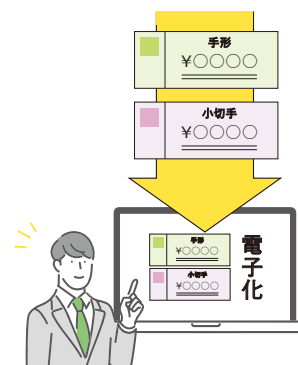
地域を応援する取り組み(その4)

■手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応

令和3年6月に政府より公表された「長期戦略実行計画」を踏まえ、金融界は政府・産業界と一丸となって令和9年3月末までの手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みを行っています。当組合では、これらの社会的要請を踏まえ、令和8年9月より次の対応を実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。また、当組合では手形、小切手に代わる決済手段として、法人向けインターネットバンキングサービス、でんさいネットサービスを取り扱っています。共に32ページに掲載していますので活用をご検討ください。



手形・小切手の最終振出期限	振出日は令和8年9月30日(水)を最終とします。同日後に振出された手形・小切手は支払いできません。
他金融機関を支払地とする手形・小切手の入金	令和8年9月30日(水)をもって、入金受付を終了します。同日後は預金口座への入金はできません。 ※当組合を支払地とする手形・小切手は入金できます。(振出日が9月30日までのものに限り)



■ことら送金サービスの取扱い

窓口やキャッシュコーナーに出向いて利用していた振込(送金)に代わるサービスを取扱いしています。小口の資金を別の口座に振替する時や定期的な仕送りをする時などに便利です。送金手数料は無料で24時間、365日利用できます。

送金金額	1日、1回あたり10万円以下
送金手数料	無料です。
ご利用方法	Bank Payアプリのダウンロードが必要です。当組合の普通預金口座を登録し、Bank Payアプリ内の「ことら送金残高照会」ボタンをクリックして、送金情報を入力します。

※アプリのダウンロードや利用では別途通信費が発生します。



■キャッシュレス納付の取り組み

納税者の利便性向上と事務効率化をはかるためキャッシュレス納付の普及に取り組んでいます。窓口での納付では「まずはダイレクト納付の届出書を提出しておきませんか?」を領収書に添えて、ダイレクト納付等の利用をご提案しています。また、広島国税局や各税務署との連携強化をはかっています。

ダイレクト納付とは	国税電子申告・納税システム(e-Tax)で申告されている方が、ダイレクト納付の申込みをすることで、口座引き落としにより納付する方法です。源泉所得税など回数が多い納付には特におすすめです。地方税ポータルシステム(eLTAX)による地方税納付、軽自動車にかかる自動車重量税納付も取扱いしています。
-----------	--



■法人向けインターネットバンキングサービスの取扱い

事業所のパソコンからご契約口座の照会、振込・振替やデータ伝送のサービスがご利用いただける法人向けインターネットバンキングを取扱いしています。

インターネットに接続可能なパソコンおよびEメールアドレスをお持ちの法人または個人事業主の方が対象です。手形・振込に代わる資金決済手段である“でんさいサービス”もこのサイトからご利用いただけますので、ホームページで内容をご確認ください。

<https://www.hiroshimashi.shinkumi.jp/>



照 会	残高照会・取引照会(入金明細照会・振込照会)	リアルタイムで確認でき、取引照会では直近10営業日分の明細がご確認いただけます。
振 込 ・ 振 替	当日扱い(事前登録が必要)・予約扱い・予約の照会・予約取消	窓口に出向くことなく、シシヨー本支店および他金融機関へ資金移動ができます。
デ ー タ 伝 送	総合振込・給与(賞与)振込	複数の資金移動が同時にできるサービスです。

※使用するパソコンを特定する電子証明書やワンタイムパスワードが利用できます。

■でんさいサービスの取扱い

手形・振込に代わる資金決済サービスとして、多くの方に利用申込みをいただいています。このサービスには、一般社団法人全国銀行協会が設立した電子債権記録機関「株式会社全銀電子債権ネットワーク」(通称:でんさいネット)に全国の金融機関が参加し、電子記録債権を記録・流通させる決済インフラでペーパーレスによる多くのメリットがあり、譲渡や割引(電債割引)も可能です。法人向けインターネットバンキングサービスからお取引いただけますので、オフィスにしながら安全にご利用いただけます。

また、令和7年11月より新たな決済サービス「でんさいライト」を取扱いしています。債権金額100万円以下の制限がありますが、インターネットバンキングの契約がなくてもご利用いただけます。取引先からでんさいの受取りを勧められている方は、この機会にご検討ください。

■でんさいの特長

権利の発生・移転	電子記録
債 権 金 額	1円以上100億円未満
支 払 期 日	発生記録日の3金融機関営業日後から10年後の応答日まで
印 紙 税	課税対象外
債 権 の 分 割	可能(分割記録による)
譲 渡 の 方 法	譲渡記録
譲 渡 人 の 責 任	保証義務
決 済 方 法	振込(口座間送金決済)
支 払 不 能 時	支払不能処分制度



■Pay-easy (ペイジー) 口座振替受付サービス・Web口座振替受付サービスの取扱い

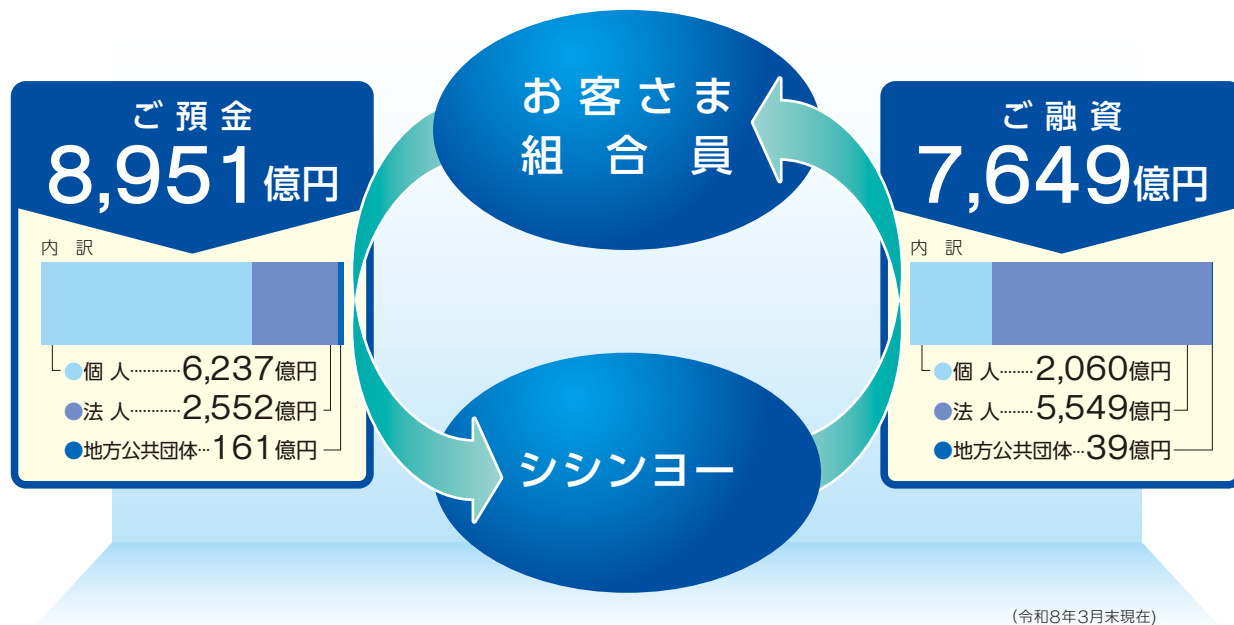
口座振替の申込み手続きが、クレジット会社や保険会社等の収納機関窓口で完了するPay-easy(ペイジー)口座振替受付サービスを取扱いしています。キャッシュカードを持参のうえPay-easy(ペイジー)マークと当組合の表示のある収納機関窓口でお申込みください。金融機関の休業日でも手続きを済ませることができ、手数料は無料です。収納機関窓口で、当組合のキャッシュカードをご提示ください。また、インターネット経由で収納機関のサイトから口座振替ができるWeb口座振替受付サービスを取扱いしています。国民年金保険料の納付にも利用でき、取扱収納機関を随時追加しています。詳しくは当組合ホームページをご覧ください。



地域を応援する取り組み (その5)

■ 地域に密着した営業活動について

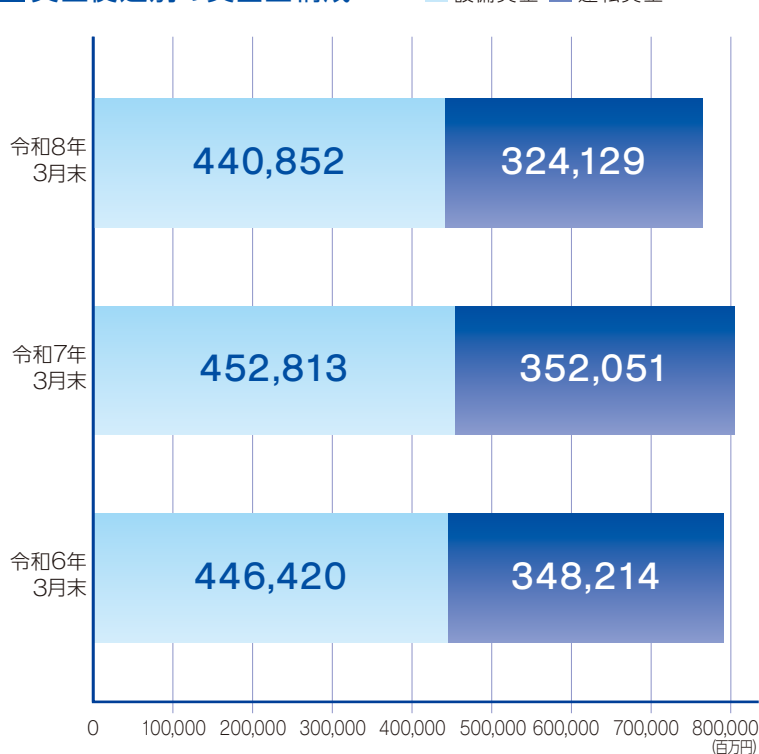
当組合は協同組合組織による相互扶助と地域密着を理念とした金融機関であり、皆さまよりお預かりしているご預金は地域の皆さまへの円滑な資金としてご利用いただいています。
「地元のお金は地元で活かす」をモットーに、まじめに愚直に、地域に密着した営業活動を展開しています。



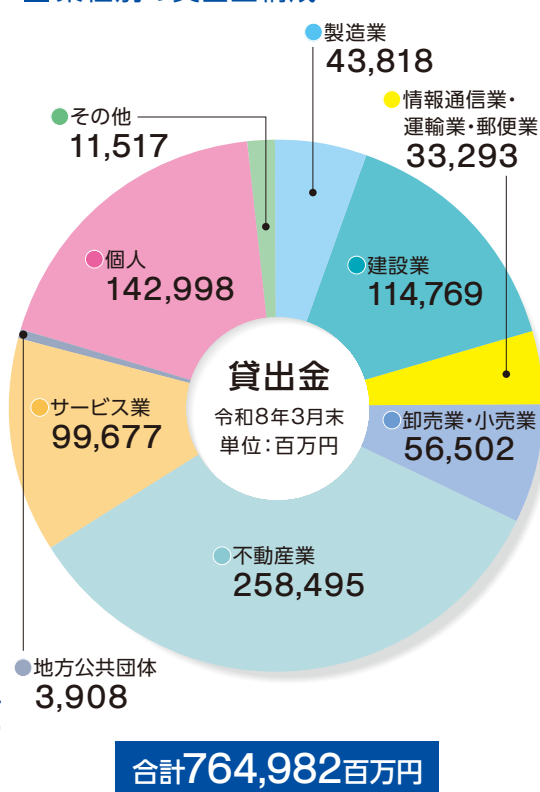
■ 融資先について

当組合は小口融資を推進し、資金使途別や業種別では次のようにご利用いただいています。
また、人格別では個人10,983先、法人6,452先の構成となっています。

■ 資金使途別の貸出金構成



■ 業種別の貸出金構成



■フリーローン「プレミアム」のWeb申込開始

令和8年3月、お使いみち自由で、最高1,000万円までご利用可能なフリーローン「プレミアム」のWeb申込みが可能になりました。お持ちのパソコンやスマートフォンから24時間365日、場所を問わずに申込みできます。申込みでの来店や面談が不要になったことで利便性も高まりました。ホームページで商品内容をご確認のうえご利用ください。

ご利用いただける方	当組合の営業区域内に居住または勤務され、申込時の年齢が満20歳以上かつ完済時満76歳未満の方で安定・継続した収入のある方(学生を除く)、専業主婦の方もご利用いただけます。
お 使 い み ち	ご自由です。ただし、事業性資金は対象外となります。
融 資 形 態	証書貸付(固定金利型)
融 資 金 額	10万円以上1,000万円以内(1万円単位) ※専業主婦の方は50万円以内
融 資 期 間	6か月以上10年以内(1か月単位)
融 資 利 率	保証会社の審査により次の6段階で決定します。 年3.0%、年4.5%、年7.5%、年9.5%、年11.5%、年12.0%
返 済 方 法	元利均等返済(毎月払いです。ボーナス併用返済もご利用いただけます。)

※保証会社の保証が必要です。



■Webで簡単 目的ローンの取扱い

パソコンやスマートフォンからスピーディーに申込みいただける手軽さが好評で多くの方にご利用いただいています。お申込みは24時間受付で、融資利率は保証審査により決定します。“オールラウンド”ローンは目的(資金用途)を網羅し、融資金額は最高2,000万円です。さらに、令和8年4月より所得証明書の徴求基準を緩和し、申込書類の簡素化を行いました。これからもローン商品の充実に努めていきます。

“オールラウンド”ローンは目的に合わせてお申し込みください。

目的別のローン名称	目的(資金用途)	融資金額	融資期間	融資利率
オートローン専用	車関係	最高 2,000万円	最長15年	年1.95% 年3.0% 年3.6%の 3段階で審査
教育ローン専用	教育関係			
リフォームローン専用	リフォーム関係		最長20年	
生活サポートローン専用	上記を含む目的			
目的ローン専用	その他の目的			

※生活サポートローン専用は、当組合の住宅ローン利用者(ローン承認者を含みます)が対象となります。
※保証会社の保証が必要です。Web申込みは最高1,000万円となります。



■Webで簡単 カードローンの取扱い

カードローンは急な出費や小口の出費に素早く対応でき、生活の安心につながります。ゆうゆうカードローンは貸越極度額30万円から300万円までの5コース、プレミアムでのお申込みでは600万円、700万円、800万円の3コースでご要望にお応えします。総合口座プラスは総合口座にカードローンをセット。普通預金の引き出しの方法でローンをご利用いただけます。いざという時にお役立てください。

ローン名称	貸越極度額	資金用途	融資利率
ゆうゆうカードローン	・30万円~300万円まで5コース ・プレミアムとして600万円~800万円	ご自由 (事業性資金を除く)	・年8.0%、年11.0%、 年13.0%の3段階で審査 ・プレミアムは年3.9%
総合口座プラス	30万円、50万円、100万円の3コース	同上	年9.0%

※保証会社の保証が必要です。Web申込みは最高500万円となります。



お申込みは二次元コードをご利用ください。



<https://www.hiroshimashi.shinkumi.jp/>

地域を応援する取り組み(その6)

■住宅ローンの取り組み

長期固定金利の「フラット35」、万一の病気に備える3大疾病保障特約付団体信用生命保険の付保など、ローン商品の充実に努め、ご融資金額は最高1億円、ご融資期間は最長50年とワイドな枠組みでライフプランに即した最適なご提案を行っています。令和7年11月より新たな保証会社の保証付き住宅ローンを加え幅広い選択肢を用意しました。

また、令和8年4月より団体信用生命保険の年齢制限や延床面積の条件緩和なども行い、ご返済の猶予、返済の見直しなどのご要望にも柔軟に対応しています。

その結果、住宅ローンの取扱残高は636億53百万円と地域の方にご利用いただいています。



■ATM利用手数料のキャッシュバックの取扱い

公的年金を当組合で受給されているお客さまを対象に、ATM利用手数料を月3回まで無料とするキャッシュバックを実施しています。当組合のATMはもちろんのこと、セブン銀行、ゆうちょ銀行など他の金融機関のATMを利用した際にも適用し、3回までの利用手数料は翌月20日に使用口座に振り込みます。

曜日や時間を気にせず利用できると多くのお客さまに喜んでいただいています。

サービスの概要	毎月3回までATM利用手数料を累計し、同金額を翌月20日に使用口座に振り込みます。
対象ATM	当組合のATM セブン銀行、ゆうちょ銀行等他金融機関のATM
対象者	当組合で公的年金を受給されている方 国民年金、厚生年金、共済年金、議員共済年金など
対象口座	普通預金口座(総合口座、総合口座プラス、アップ30を含む) ※貯蓄預金、納税準備預金、定額返済のカードローン口座は対象外です。



■無料相談会開催の取り組み

「専門家の意見を聞いてみたい」「これで良いか確認したい」「最近、気になることがある」などいろいろな相談に税と法律の専門家が対応する無料相談会を定期的で開催し、地域の皆さまにご利用いただいています。



定期開催	日	時	税務相談・・・毎週月曜日	午前10時～午後3時
			法律相談・・・毎月第一火曜日	午後1時～午後4時
	会場	本店相談室		
	相談員	当組合の顧問税理士・顧問弁護士が担当します。		
	お申込み方法	予約制になりますので、お近くの営業店へお申込みください。		

文化的・社会的貢献活動(その1)

■ しんくみいきいき献血運動

9月3日の「しんくみの日」にあわせた社会貢献活動として、献血運動を毎年実施しています。24回目となる令和7年度は9月4日(木)、シンヨービル13階大会議室を会場に実施しました。近隣にお勤めの方にも声掛けしたほか、本店ビル1階の受付カウンターやエレベーターホールにも催し案内を掲示しました。

当日は近隣の営業店からも職員が積極的に参加し、68名の方(来場者92名)に献血していただきました。日本赤十字社によると広島県内では年間11万人の方が献血に協力しており、その人数は献血可能な全人数の4%にあたるそうです。さらにこの数値を上げ、献血の件数が減少する暑い時期での協力が期待されています。この24年間の実績は延べ参加者1,515名、献血者1,118名となりました。これからも社会、地域が求める活動に積極的に参加していきます。



■ しんくみの日週間の寄付金贈呈

令和7年8月、信用組が定める「しんくみの日」にあわせて、三矢会太田川学園(広島市安佐南区)、^{さんしかい}似島学園(広島市南区)、広島修道院(広島市東区)の各社会福祉法人に寄付金を贈呈しました。三矢会太田川学園はアート活動を活発に行っています。「ハナサクモリ」というギャラリーに多くの作品を展示し、その作品の一部を「Café de アート」と銘打ち、安佐南区内の学校や公民館、カフェに飾っています。似島学園は広島湾に浮かぶ似島にて、山麓に広がる300アールの広い敷地で子どもたちがのびのびと生活を送っています。広島修道院は、様々な事情により家庭で養育を受けることができない2歳から18歳までの子どもたちがここから通園、通学し、家庭的な雰囲気の中で生活しています。これらの寄付が、福祉の一助になることを願い、これからも地域社会に貢献していきます。

■ 社会福祉法人似島学園



■ 社会福祉法人三矢会



■ 社会福祉法人広島修道院



文化的・社会的貢献活動(その2)

■ RCCラジオ・チャリティ・ミュージックソン募金

目の不自由な方に音の出る信号機を贈るため、ラジオとイベントを通じて募金を呼びかける中国放送の支援キャンペーンに1回目から毎年参加し、広島地区での「RCCラジオ・チャリティ・ミュージックソン」募金活動に協力しています。

令和6年度は約672万円もの募金が中国放送に集まり、波出石交差点(広島市佐伯区)、南小学校前交差点(福山市明治町)、下見中央交差点(東広島市西条)の信号機設置に役立てられました。これで県内49か所に音の出る信号機が設置されたこととなります。

18回目となる令和7年度も11月から令和8年1月までの募集期間に合わせて、全店デジタルサイネージに告知ポスターを掲出し、募金箱を本店営業部のカウンターに設置しました。また募金の振込手数料を無料とし、役職員も募金に協力しました。中国放送には約657万円の募金が集まり、新たな信号機を設置する予定です。これからも地域社会のために協力していきます。



波出石交差点

■ 小学校の生活科学学習「町たんけん」に五月が丘支店協力

令和7年11月11日(火)、広島市立五月が丘小学校(佐伯区)の生活科学学習「町たんけん」に五月が丘支店が協力しました。この学習は、見学やインタビューなどの活動を通し、自分たちの町の良さに気づき、地域の人や場所への愛着を深めることを目的とする校外学習です。

当日は2年生の子どもたち7名と引率の教職員2名が訪れ、地域金融機関の仕事を見学しました。

主に一日の流れ、店内の紹介、ATMや金庫の中について説明しました。金庫の中やATMの機械部分を普段見ることはないの、全員が興味深く観察していました。

紙幣を数える実体験では、担当職員が札勘する様子が見えるように見えたのか熱心に見入っていました。模擬紙幣を使って、子どもたちが枚数を数えるタイムを競うゲームも行いました。

参加した子どもたちの様子に、対応した職員は地域に貢献することの大切さを再認識しました。



■ グラウンド・ゴルフ大会に東雲支店、向洋支店協力

令和7年10月18日(土)、東雲支店が協賛する「第12回ふれあいグラウンド・ゴルフ交歓大会」が東雲本町公園(広島市南区)で開催され、支店職員3名が参加しました。この交歓大会は比治山、仁保学区近隣の愛好者が集い、交流と親睦をはかることを目的に毎年行われています。

予報では雨が心配でしたが、プレーが白熱してくる頃には青空が広がり、絶好のゴルフ日和となりました。職員も普段とは異なる環境の中で、和やかに地元の皆さんと楽しくプレーができました。

また、令和8年5月13日(水)には、向洋支店が主催する「第29回グラウンド・ゴルフ大会」を広島市東部浄化センター運動広場(広島市南区)で開催しました。支店から職員4名が設営したのち、地元の皆さんと楽しくプレーしました。

総勢84名の参加者は各自スタートするホールに散らばり、合図とともにプレーをスタート。広いグラウンドに広がった16ホールには選手の大きな声援と笑い声が響きました。

地域の皆さんとのふれあいを通じて、つながることの大切さを再認識しました。



東雲支店

向洋支店

■ 国際交流サッカー大会に吉田支店出場

令和7年10月19日(日)、安芸高田市サッカー公園で「第2回安芸高田市国際交流サッカー大会」が開催され、吉田支店が出場しました。この大会は、サッカーを通して安芸高田市にご縁のある人たちで交流していこうと昨年からはじめました。

2回目の今回は、ベトナム、インドネシア、タイ、そして日本の4か国の出身者が参加し、10チームで対戦しました。吉田支店チームは支店職員と僚店職員の7名が中心となって混合メンバーを編成し、熱い戦いを繰り広げました。試合の合間には各国のご当地フードのブースや地元のキッズダンスチームのパフォーマンスがあり、国際交流を体感する一日となりました。これからも地域の要望に誠実に応えていきます。



文化的・社会的貢献活動(その3)

あげあげ

■ 安芸安芸まつりに府中支店協力

令和7年11月23日(日・祝)、府中支店がフォレオ広島東(広島市東区温品)で開催された「第13回安芸安芸まつり」に参加しました。このイベントは元々旧安芸町である馬木地区、福田地区、温品地区を盛り上げるお祭りとして始まりました。当日は良い天気にも恵まれ、多くの来場者がステージパフォーマンスやグルメブース、フリマブース、ゲームコーナーなどで楽しみました。

参加した支店職員3名は、一番人気の大抽選会を手伝いました。会場で顔なじみのお客さまから声を掛けていただいたり、以前勤務していた店舗のお客さまと再会できたりとつながりを深める良い機会ともなり、地域の皆さんと楽しい一日を過ごしました。

これからも地域を盛り上げる活動に積極的に協力していきます。



■ 南の風EBAあそびに江波支店協力

例年2月の第2日曜日に江波山公園を会場に開かれる「南の風EBAあそび」が令和8年2月8日(日)に催され、江波支店職員4名が参加しました。34回を数える今回は第51回衆議院選挙の投票日と重なったことと、事前に警報級の大雪となる可能性が予報されたことで、集客が心配されましたが、地域に定着したイベントということもあって、会場の江波山は、多くの地域の皆さんが集まりました。

職員はステージ脇の本部テントで受付と進行のお手伝いを担当。昨年こぎでんまの江波漕伝馬に参加した職員は江波の盆踊りの輪にも加わりました。

会場は恒例のジャンボ江波巻き作りから始まり、ステージでは各種団体のパフォーマンスで大盛況。会場の至る所に多くの模擬店や昔あそび、工作コーナーがあり、小さなお子さんからシニアの方まで幅広い世代が楽しんで催しでした。

これからも地域の一員として、地域が元気になるよう、積極的に取り組んでいきます。



■ 広島神輿行列に駅前支店協力

令和7年11月9日(日)、広島東照宮(広島市東区)が主催する「広島神輿行列」に駅前支店が参加しました。この行事は徳川家康の50回忌より50年ごとに開催されていた「通り御祭礼」を、後世に引き継ぐことを目的に前年(平成27年10月)から10年目に開催することになりました。江戸時代から守り受け継がれた大神輿に、花車や伝統芸能も組み入れ、時代装束をまとった約300人の行列の一員に支店職員2名が加わり、広島東照宮から饒津神社までの往路「渡御」、復路「還御」を歩きました。

小雨が降り肌寒い天気ではありませんでしたが、沿道には多くの観客が訪れ、行列の一带はまるでその当時にタイムスリップしたかのような空気で包まれていました。

参加した職員は初めて着る当時の衣装が厚く重たかったのでとても緊張しましたが、多くの方と交流し、地域のつながりを実感できましたと感想を述べています。



※写真提供:広島東照宮

■ 大朝春市「わさまち」に大朝支店協力

令和8年4月29日(水・祝)、北広島町大朝ショッピングセンター“わさ〜”と周辺のわさまち通り一帯で恒例の春祭り「わさまち」が開催され、大朝支店が協力しました。この祭りは、前々日に地元酒造メーカーによる蔵開き、次の日に前夜祭を行い、本祭へとつながっていきます。当日の天気は曇りでやや肌寒い天候になりましたが、地元のこどもたちによる「こども神輿」や北広島町消防団大朝による「一斉放水」が行われました。ステージでは新庄学園ダンス部や、各種タレントによるパフォーマンスなどが演じられ、訪れた人たちの寒さを吹き飛ばし、会場を大いに盛り上げました。支店職員はゴミステーションを担当し、全員で会場美化に努めました。イベント終盤には会場に大朝音頭が流れ、地元女性会を中心とした踊りの輪に職員も加わり、地域の一体感を実感しました。これからも地域に根ざした行事に参加し、地域の活性化に協力していきます。



文化的・社会的貢献活動(その4)

■ 酒まつりに西条中央支店協力

令和7年10月11日(土)と12日(日)、酒どころ東広島市の一大イベントである第36回酒まつりが「結 (musubu)」をテーマに開催され、西条中央支店職員2名が協力しました。このまつりはJR西条駅前一行で行われ、全国の日本酒の飲み比べやご当地のグルメ、蔵めぐり、ステージイベントに国内外から訪れた約22万人が楽しみました。酒ひろばでは45都道府県の酒造会社813蔵の銘酒が並び、酒蔵通りには酒造会社が提供するまつり限定酒などが振舞われるなど、日本酒ファンはもちろん、仲間や意気投合した来場者同士で杯を交わしました。東広島市金融協会の要請により、職員は少し離れた広島大学キャンパスとメイン会場を結ぶピストンバスの運行をサポートするため、大学の駐車場で整理係を務めました。これからも地域イベントに積極的に協力していきます。



写真提供:公益社団法人東広島観光協会



■ プレミアム付商品券の換金業務で地域を応援

大崎上島町では政府の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した「プレミアム付商品券」を令和8年6月から発行し、消費の喚起による町内経済の活性化をはかっています。この商品券の換金業務を町内にある金融機関が引き受け、当組合では木江支店が対応しています。商品券の流通が町の活気につながることを期待しています。

名 称	大崎上島町プレミアム付商品券
事業主体	大崎上島町商工会
券種・枚数、額面合計	1冊 1,000円券×10枚=10,000円分
販売価格	1冊 5,000円、郵便局で販売(1人2冊まで)
購入できる方	大崎上島町の居住者(役場より引換券発送)
利用できる場所	大崎上島町の加盟店(ステッカーで表示)
利用期間	令和8年6月1日(月)~令和8年9月30日(水)
金融機関の換金期間	令和8年6月1日(月)~令和8年10月9日(金)



■ さえき桜まつり 桜マルシェに五日市支店協力

令和8年4月11日(土)と12日(日)、第27回さえき桜まつり 桜^{マルシェ}が開催され、五日市支店職員4名が運営に協力しました。このイベントは、お花見の名所で有名な造幣局広島支局が行う桜の一般公開「花のまわりみち」の時期に合わせて、隣接の佐伯区民文化センターエントランス(広島市佐伯区)で開催されました。パン・スイーツといったグルメや、スーパーボールすくいなどの屋台ゲーム、ワークショップが各所で行われ、両日とも多くの来場者でにぎわいました。参加した職員はテントマルシェ内の射的ゲームコーナーを担当。子どもたちの呼び込みや射的の実演を通じて地域の皆さんと交流しました。これからも地域の皆さまとともに、地域活性化のため積極的に参画していきます。

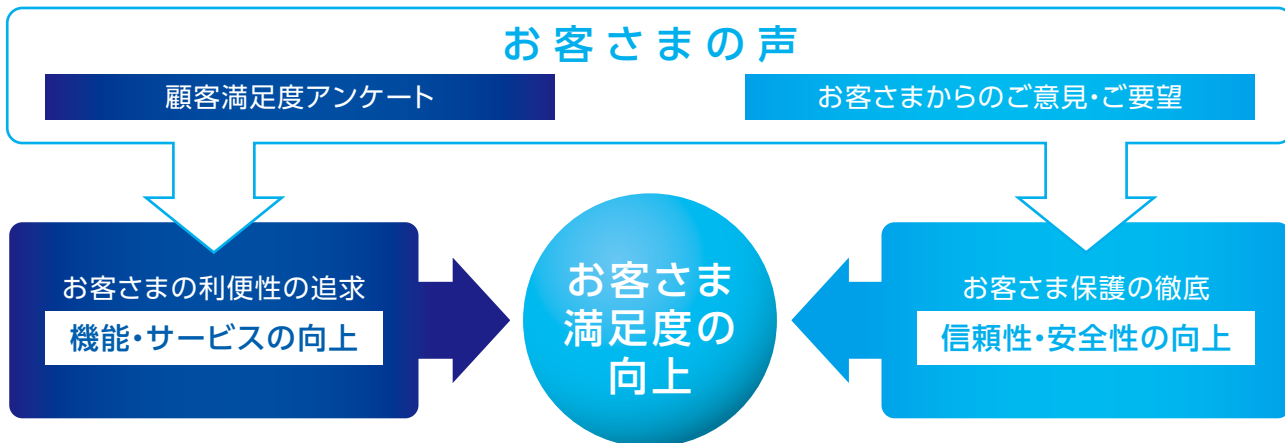


顧客満足度アンケートの報告(その1)

■「顧客満足度アンケート」の実施結果

令和8年1月、21回目となるアンケートを実施したので、その結果と改善への取り組みをご報告いたします。
ご協力いただきましたお客さまに心よりお礼申し上げますとともに、皆さまから寄せられたご意見・ご要望を今後の業務に反映させ、お客さま満足度の向上に努めてまいります。

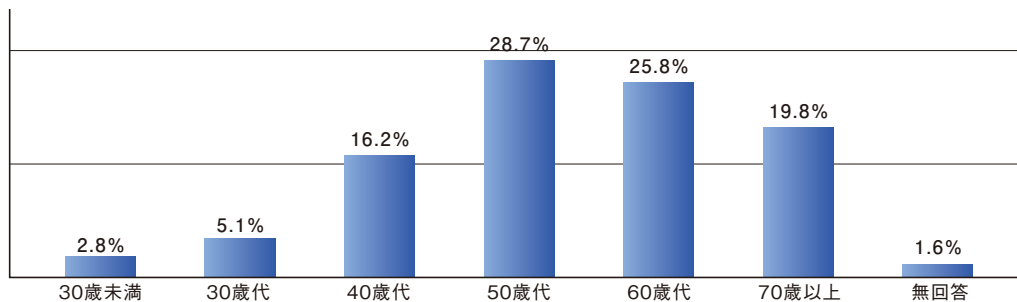
■ お客さまの声をお聞きし経営に活かすために



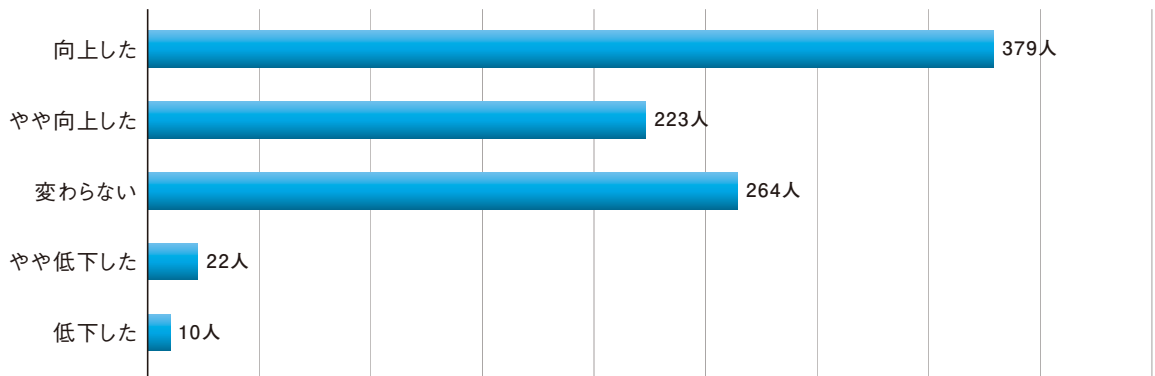
■ 実施概要

お 願 い し た 方 当組合でお取引のあるお客さま 1,965名
アンケート実施期間 令和8年1月から2月
アンケート実施方法 店頭および訪問時にQRコードをご案内し、Webアンケートサイトにて回収
ご回答いただいた方 898通(回収率 45.70%)

1. ご回答いただいた方の年代別構成について



2. 1年前と比較した総合的な満足度について



1年前と比較した総合的な満足度については、約7割のお客さまから「向上した」「やや向上した」との高い評価をいただきました。今後もお客さまの満足度向上に努めます。

顧客満足度アンケートの報告(その2)

3. 支店長の対応について

具体的な内容

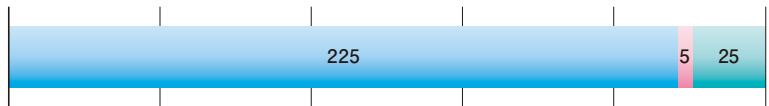
▶▶ 訪問頻度に満足している

回答者数 255名



▶▶ 経営相談・経営指導等について親身に対応している

回答者数 255名



支店長の対応についての総合的な満足度は、高い評価をいただきました。引き続き訪問営業に徹し、お客さまに寄り添った対応に努めます。

4. 得意先係の対応について

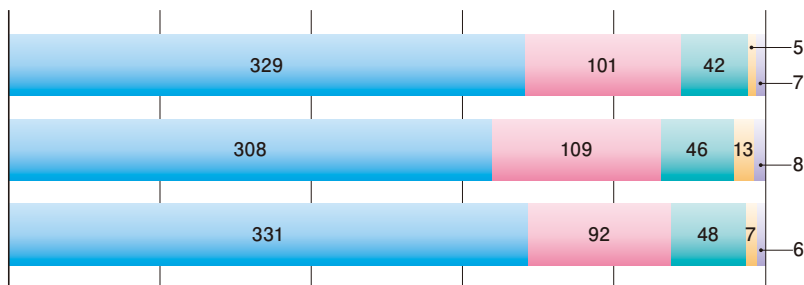
具体的な内容

▶▶ 対応は明るく好感が持てる

▶▶ 時間や約束を守っている

▶▶ ご相談・ご質問に対して誠意をもって対応している

回答者数 484名



得意先係の対応についての総合的な満足度は、高い評価をいただきました。一方で、「時間や約束を守っている」については、4.3%のお客さまから「不満」「非常に不満」とのご回答をいただきました。

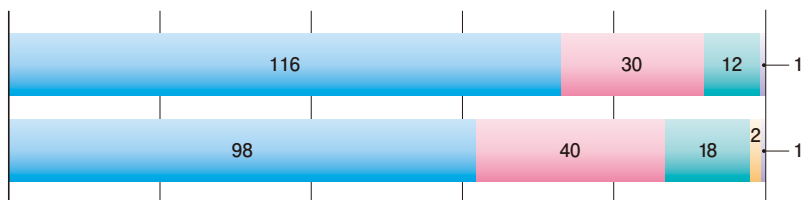
5. 窓口係の対応について

具体的な内容

▶▶ あいさつ・態度・言葉遣いはよい

▶▶ 事務処理は正確でスピーディーである

回答者数 159名



窓口係の対応についての総合的な満足度は、高い評価をいただきました。一方で、「不満」「非常に不満」のご回答をいただいていることを真摯に受け止め、お客さまが気持ちよくご利用いただけるよう努めます。

6. 当組合について

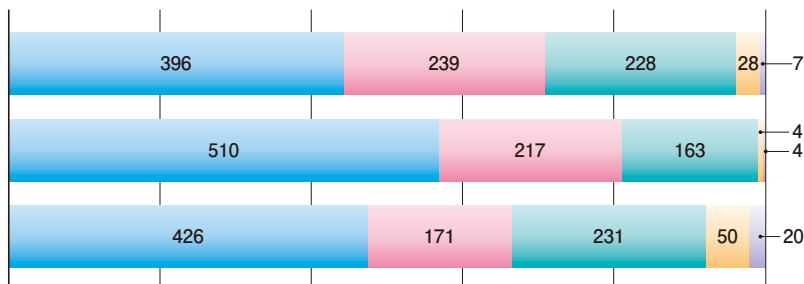
具体的な内容

▶▶ 商品やサービス内容に満足している

▶▶ 店舗の雰囲気・清潔感に好感が持てる

▶▶ 駐車場やATMは利用しやすい

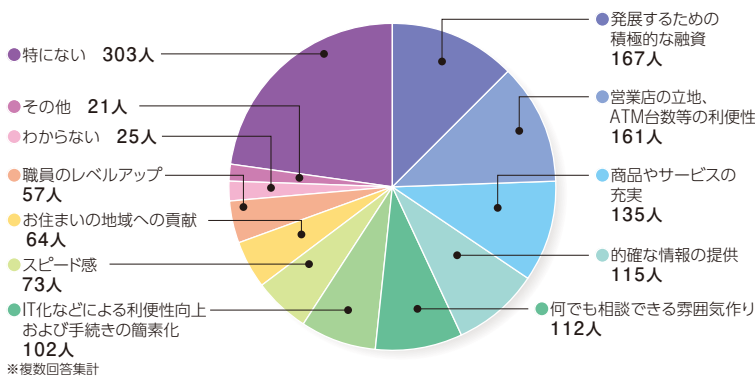
回答者数 898名



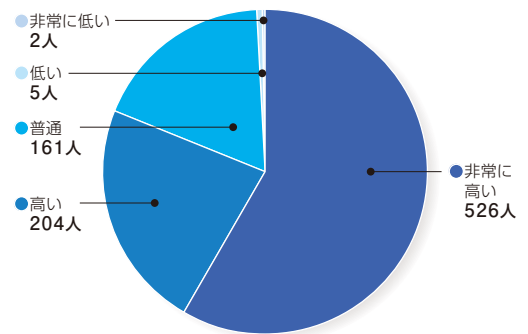
当組合の商品やサービス内容、店舗の整備については、高い評価をいただきました。今後も、一番しやすい地域金融機関を目指します。

7. その他

【今後期待されること】



【職員のコンプライアンス意識について】



当組合に対し「発展するための積極的な融資」「営業店の立地、ATM台数等の利便性」「商品やサービスの充実」などに高い期待が寄せられています。
 職員のコンプライアンス意識については、高い評価をいただきました。今後も向上に努めます。

アンケート集計結果を踏まえて実施した項目

取り組み内容	具体的な取り組み事例
新商品・サービスの提供について	懸賞金付き定期預金「ハッピードリーム定期」の商品内容を大幅改定しました。組違い賞は2千円増額の5千円、ジョイフル賞は2百円増額の5百円に改定しており、よりご満足いただける商品となりました。今期も令和8年6月より取扱中です。
店舗内外の整備および駐車場・駐輪場について	令和7年9月16日(火)に南支店を新築移転オープンしました。新店舗は広島電鉄宇品線に面しており、8台分の駐車スペースと駐輪場を確保。ATM3台と全自動貸金庫などを設置し利便性の向上をはかりました。 令和7年12月8日(月)に鷹の橋支店を新築移転オープンしました。新店舗は広々とした営業室を設け、店舗前には9台分の駐車スペースを確保。ATM3台と全自動貸金庫などを設置し利便性の向上をはかりました。
ATM機能の拡充および利便性の向上について	広島県と岡山県に本店を置く7信用組合(当組合、広島県、両備、備後、広島商銀、笠岡、朝銀西)がATM相互無料化を提携し、令和7年12月1日(月)から各信用組合に設置している全てのATMの利用手数料が無料で利用可能となりました。有料だったご入金取引は終日無料になりました。
相談体制について	本店相談室にて税務相談を毎週月曜日、法律相談を毎月第一火曜日に無料で実施しています。
地域貢献について	産学連携に関する取り組みとして、令和7年6月4日(水)に広島経済大学で山根理事長室付室長が講義を行いました。 令和7年度は8月に大学生および短期大学生10名をインターンシップとして受け入れ、金融の仕事を体験する場を提供することで将来の地域経済の担い手となる学生の職業意識の醸成に協力しました。 職場体験学習として金融教育を実施しています。令和7年度は小学生7名・中学生8名を受け入れ、金融機関業務を体験していただきました。 令和7年9月5日(金)、当組合の支店長が高校生の模擬就職面接の面接官を務め、若い世代の活躍を後押しする取り組みに協力しました。

アンケート集計結果を踏まえた今後の取り組みについて

取り組み内容	具体的な取り組み事例
相談体制について	税務相談および法律相談について、定期的に無料相談会を本店相談室にて開催します。
店舗内外の整備および駐車場について	令和8年11月に戸坂支店を新築移転オープンします。新店舗はゆとりある駐車場、ATMや全自動貸金庫などを設置し利便性の向上をはかります。
地域貢献について	小学生から高校生までを対象とした、職場体験学習や講義による金融教育を引き続き実施します。 地域の行事への参加など、地域活性化に向けたイベントを積極的に応援していきます。
その他	返還不要の給付型奨学金制度(シンヨーはばたき奨学金)の取扱いを昨年に続いて実施し、令和8年4月から募集を行いました。当組合の営業区域内に住所を有している母子家庭・父子家庭の高校生を対象に、就学上必要な資金の一部を給付する制度で、社会貢献の一環として取り組んでいます。

キャッシュコーナーや窓口での犯罪防止の取り組み

■ 暗証番号・パスワードのセキュリティ強化

インターネットやATMによる資金移動が広い範囲でできるようになり、暗証番号やパスワードのセキュリティが重要になっています。当組合では安心してご利用いただけるよう機密性向上をはかっています。

■ インターネットバンキングのパスワード等

使用パソコンを特定する電子証明書や専用機器（ハードウェアトークン）やアプリ（ソフトウェアトークン）を利用したワンタイムパスワードによりセキュリティを強化できます。また、個人向けインターネットバンキングではワンタイムパスワードを利用されない場合の1日の振込限度額を20万円としています。




■ キャッシュカード等の暗証番号

カード発行（再発行）では届出用紙への記入に替えて、お客さまが直接ピンパッドを使って暗証番号を入力できます。



■ カード紛失受付センターの設置

緊急の受付として本部に設置し、ホームページで開示するとともに、NTTの電話番号案内に登録しています。カード、通帳、印鑑を紛失された場合や偽造・盗難に遭われた場合は直ちにカード紛失受付センターまたはお取引店にご連絡ください。

	電話番号	受付時間
カード紛失受付センター	 0120-361-180	24時間受付
お取引店	77ページの「店舗等のご案内」をご参照ください。	8:40～17:00（土・日曜日、祝日を除く）

■ 個人の方を対象とした取り組み

ATM振込の一部利用制限	70歳以上かつ過去1年間にカード振込の利用がない方を対象に振込限度額を制限し、10万円までとしています。
ATM1日あたりの利用限度額設定	引き出し限度額、振込限度額が設定できます。 ※設定なしの場合は一律200万円の限度額が設定されています。
利用店舗（ATM）の制限	他行取引禁止やシンヨーの他店取引禁止が設定でき、ご利用ATMを制限できます。
窓口での現金引き出しにおける支払限度額の設定	支払限度額が設定されると、これを超える現金引き出しの場合は、通帳の暗証番号を窓口で確認いたします。

※対象は普通預金・貯蓄預金のキャッシュカードおよびカードローンカードです。
※営業店窓口でお申込みください。手数料等は不要です。

■ キャッシュカードおよび通帳などの偽造・盗難被害等に対する補償の取り組み

当組合では、預金者保護法（偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律）に対応した個人キャッシュカードの補償に独自の補償を加え、ATMや窓口およびインターネットバンキングでの不正な引き出しに対する補償を実施しています。

カード・通帳等	補償となる被害	補償の対象となる取引		
		お客さまに過失がない場合	お客さまに過失がある場合	お客さまに重大な過失がある場合
個	キャッシュカード	全額補償	全額補償	補償なし
	盗難		75%補償	
	預金通帳	全額補償	75%補償	
人	インターネットバンキングを利用した資金移動サービス	全額補償	態様やその状況等を加味し、上記の補償割合を参考に個別に対応いたします。	

(注) 1. 個人のキャッシュカードは預金者保護法による補償内容です。
2. その他、法人カードやローンカードの偽造・盗難、法人通帳の盗難、デビットカード利用における被害については、当組合が加入している保険に基づいて被害補償に対応します。

苦情処理措置・紛争解決措置への対応

金融トラブルの早期解決をはかる裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)を踏まえ、当組合内に苦情処理措置を設け、弁護士会などを指定紛争解決機関とする紛争解決措置を設けています。お客さまからの声を真摯に受け止め、金融トラブルの迅速・公平・適切な対応をはかり、信頼の向上に努めています。

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合せは、お取引のある営業店またはリスク統括部にお申し出ください。

—— 広島市信用組合 リスク統括部 ——

電話番号:082-248-1171

受付日:月曜日～金曜日(土曜日、日曜日、祝日および信用組合の休業日は除く)

受付時間:午前9時～午後5時

●紛争解決措置

弁護士等による紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、リスク統括部または一般社団法人全国信用組合中央協会しんくみ相談所までお申し出ください。また、広島県内では中国ブロックしんくみ苦情等相談所と広島弁護士会仲裁センターがご利用いただけます。弁護士会等を含め、直接お申し出いただくことも可能です。

—— 一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所 ——

電話番号:03-3567-2456

受付日:月曜日～金曜日(土曜日、日曜日、祝日および協会の休業日は除く)

受付時間:午前9時～午後5時

住所:〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5(全国信用組合会館内)

—— 中国ブロックしんくみ苦情等相談所 ——

電話番号:082-247-7363

受付日:月曜日～金曜日(祝日および信用組合の休業日は除く)

受付時間:午前9時～午後5時

住所:〒730-0044 広島市中区宝町9-11

—— 広島弁護士会仲裁センター ——

電話番号:082-225-1600

受付日:月曜日～日曜日(年末年始、4/29～5/6の祝日、お盆は除く)

受付時間:午前9時30分～午後4時

住所:〒730-0012 広島市中区上八丁掘2-73 広島弁護士会館内

—— 弁護士会等 ——

東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249)

そんぼADRセンター(一般社団法人日本損害保険協会) (電話:03-4332-5241)

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

例えば、広島弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後の手続きを当該弁護士会の仲裁センターで進めることができます。

②現地調停:東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

例えば、広島弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の幹旋人とは面談で、東京の弁護士会の幹旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

なお、苦情対応等の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。

<https://www.hiroshimashi.shinkumi.jp/>

取引時確認のお願い

取引時確認について

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を防止するため当組合では「マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策基本方針」を定め、管理態勢強化に取り組んでいます。取引時確認は犯罪収益移転防止法(犯罪による収益の移転防止に関する法律)に基づくもので、新規のお客さまに限らず、既取引先の方も対象ですので、ご理解とご協力をお願いします。

取引時確認
(お客さまへの確認)が
必要な主な取引

- 口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
- 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
- 200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い
- 融資取引 など

※これらの取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。

確認させていただく事項

個人の場合	
確認事項	主な確認書類
氏名・住所・生年月日	運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、健康保険証、国民年金手帳、旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明書 など ※ご本人以外の方が来店された場合は、ご本人とご来店された方について確認書類で確認させていただくほか、住民票等によりご本人との関係(ご本人のために取引を行っていること)を確認させていただきます。
職業・取引を行う目的	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。

法人の場合	
確認事項	主な確認書類
名称・本店または主たる事務所の所在地	登記事項証明書、印鑑登録証明書(名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの) など
来店された方の氏名・住所・生年月日等	運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、健康保険証、国民年金手帳、旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明書 など ※上記の確認書類のほか、法人のお客さまのために取引を行っていることを確認させていただきます。
事業の内容	定款、登記事項証明書 など
取引を行う目的	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。
実質的支配者の確認	窓口等で法人のお客さまの事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方(実質的支配者)の氏名、住所、生年月日などを申告により確認させていただきます。

※有効期限のある書類は、提示または送付を受ける日において有効である必要があります。
有効期限のない書類は、提示または送付を受ける日の前6か月以内に作成されたものに限りま。

ハイリスク取引

なりすましが疑われる取引など、マネー・ローンダリングのリスクが高い一定の取引は、ハイリスク取引に区分され、確認方法が異なります。また、当該取引が200万円を超える財産の移転をとまう場合には「資産および収入の状況」についても確認させていただきます。

マイナンバーの取扱い

マイナンバー制度では、新規・既存を問わず預金等のみの場合でも個人番号や法人番号の届出を依頼しています。届出には必要な取引と任意の取引がありますが、いずれの場合でもご協力をお願いします。重要な個人情報であることから十分な安全管理措置を設けて取扱いしています。

個人の方で必要となる主な取引

- ・マル優、マル特で取り扱う非課税預金
- ・国債などの証券取引
- ・財形住宅、財形年金で取り扱う非課税預金
- ・外国送金や受け取り など



コンプライアンス(法令等遵守)について

■基本方針

当組合は、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の最重要課題として掲げ、「社会的責任」と「公共的使命」を柱とした企業倫理を確立し、コンプライアンス態勢を構築しています。

コンプライアンスは「金融機関の信用を確保するというリスクの管理」であり、内部的には「インターナル・コントロール(内部統制)をベース(基盤)としたリスク管理」です。

当組合は、すべての役職員に対して、内部管理の重要性を強調・明示し、コンプライアンスの維持・向上に不断の努力を行います。

■行動憲章

当組合は、企業倫理の確立を図り、社会的責任と公共的使命を果たすことを目的として、『行動憲章』を制定し、役職員全員が企業倫理の確立と法令等遵守の精神をもって業務に取り組んでいます。

1. 当組合は、相互扶助精神のもと、健全な業務運営を通じて、地域社会との強い信頼関係で結ばれた、「一番頼りになるコミュニティ・バンク」として、不断の努力を行います。
2. 当組合は、法令や社会的規範を遵守し、高度な倫理感を備えた「良き企業市民」として行動します。
3. 当組合は、地域とともに歩む協同組織金融機関としての自覚をもち、社会ニーズにそった金融サービスの提供により、地域の発展に貢献します。
4. 当組合は、ディスクロージャーの充実による経営等の情報の公正な開示を通じて、経営の透明性を高めるとともに、地域社会との連携を図った経営を行います。
5. 当組合は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を断固として排除し、関係遮断を徹底します。
6. 当組合は、地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会への貢献活動に取り組めます。
7. 当組合は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実施するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組めます。

■反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当組合は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当組合は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、公益財団法人暴力追放広島県民会議、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

定款、各種預金規定、貸金庫規定、融資契約書等に「暴力団排除条項」を設けるとともに、預金口座の開設時など各種取引のお申込みの際に、お客さまが反社会的勢力に該当しないことを表明し、確約していただいています。

取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

個人情報等保護について

■個人情報等保護宣言(個人データの安全管理に関わる基本方針)

当組合では、個人情報保護および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下、「法」といいます。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等(以下「法令等」といいます。)を遵守して以下の考え方に基つきお客さまの個人情報等を厳格に管理し、適正に取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、この保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、この保護宣言をホームページや営業店窓口に掲示することにより、公表します。

1.個人情報等の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客さまの個人情報等を、別に掲載する業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で適正に利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報等の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2.個人情報の適正な取得について

当組合では、上記利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段によりお客さまの個人情報等を取得いたします。なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取得いたしません。

3.個人データの第三者提供

(1) 国内の第三者・外国にある第三者への提供に関する共通事項

当組合は、法令等で認められている場合を除き、お客さまの同意なしにお客さまの個人データを第三者へ提供いたしません。また、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客さまの同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

ただし、当組合は、外国の法令等の要請により、外国の税務当局等に個人データを提供する場合があります。当組合は、お客さまに当該機関の名称および所在国、その他の法令等により必要とされる事項に関する情報提供を行ったうえで、同意を得るものとします。

(2) 外国にある第三者への提供の場合

お客さまのご依頼により外国送金を行う場合等、当組合は、被仕向金融機関(外国にある第三者)に個人データを提供する場合があります。当組合はお客さまに当該被仕向金融機関の名称および所在国、その他の法令等により必要とされる事項に関する情報提供を行ったうえで、同意を得るものとします。

4.個人データの委託

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託する場合があります。その場合には、適正な取扱いを確保するための委託契約締結、実施状況の点検などを行います。

5.個人データの共同利用

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データを特定の者と共同利用しております。ただし、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

6.個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

当組合における個人データの安全管理措置に関しては、当組合の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記のご質問・相談・苦情窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けることとしています。
- (2) 取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について策定しています。

- (3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取扱う職員および当該職員が取扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署による監査を実施しています。
- (4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。また、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。
- (5) 個人データを取扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6) アクセス制御を実施して、担当者および取扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

7.お客さまからの開示、訂正、利用停止等のご請求

- (1) 開示のご請求
お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データまたは第三者提供に係る記録の開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。
- (2) 訂正等のご請求
お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等(訂正・追加・削除)のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。
- (3) 利用停止等のご請求
お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等(利用停止・消去)のご依頼があった場合(法令等に基づく正当な理由による。)には、原則として利用停止等いたします。
なお、これらのご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申し出ください。

8.ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客さまからのご質問等に適切に取り組んでまいりますので、個人情報等の取扱い等に関するご質問等につきましては、次の窓口にお申し出ください。

総合企画部(ご質問・相談・各種ご請求) リスク統括部(苦情窓口)

電話番号:082-248-1171(代表) / FAX:082-248-2102

受付時間:当組合営業日の午前9時~午後5時

適切な勧誘等の取り組みについて

当組合では、「金融商品に係る勧誘方針」を策定し、店頭やホームページでも公表しています。また、「マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策基本方針」「経営者保証に関するガイドラインへの取組方針」についても対応方針を策定し公表しています。お客さまに適切な勧誘、ご説明を行い、適正な管理となるよう内容については適時見直しをしています。

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることといたします。

- 1.当組合は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 2.金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
- 3.当組合は、誠実・公正な勧誘を心がけ、お客さまに対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
- 4.当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客さまの信頼の確保に努め、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 5.当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの営業店窓口または総合企画部(企画課)までお問い合わせください。

マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策基本方針

当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融(以下、マネロン等)対策に向けた国際的な要請の高まりを受け、組織全体で管理態勢の構築・強化に取り組みます。

- 1.基本姿勢
当組合は、マネロン等対策を経営の最重要課題の一つと位置付け、当該対策の不断の検証と高度化に努めるとともに、公共の信頼を維持すべく実効性のある管理態勢を確立します。
- 2.組織態勢
当組合は、経営陣の主体的かつ積極的な関与のもと、マネロン等対策に関する責任者及び統括部署を定め、また、関係部署連携の下、役割及び責任を明確にし、組織全体で横断的に取り組みます。
- 3.リスクベース・アプローチに基づくリスク管理
当組合は、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、取り扱う商品・サービス等についてリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。
- 4.顧客管理措置
当組合は、関係法令に基づき、お客さまの本人特定事項等の確認を適切に行い、その情報を常に最新の状態に保つよう、継続的な管理を実施します。
- 5.疑わしい取引の届出
当組合は、関係法令に基づき、疑わしい取引の届出について、適時的確に対応できる態勢を構築するとともに、疑わしい取引に該当すると判断した場合は速やかに当局に届出を行います。
- 6.遵守状況の検証
当組合は、マネロン等対策に係る遵守状況を検証し、その検証結果を踏まえた継続的な態勢改善に努めます。

経営者保証に関するガイドラインへの取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧にご説明し、お客さまにご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

1.お客さまと保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額や金利の一定の上乗せ等の代替的融資手法の活用を含め総合的な検討を行います。

- ①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ②法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2.万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

3.お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1.①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

**金融商品に係る勧誘、経営者保証、マネー・ロンダリング、テロ資金供与及び
拡散金融対策に関する苦情、ご相談等は下記までお問合せください。**

総合企画部(ご質問・相談) リスク統括部(苦情窓口)

経営者保証に関するご相談は融資部までお問合せください。

電話番号:082-248-1171(代表) 受付時間:当組合営業日の午前9時～午後5時

リスク管理について

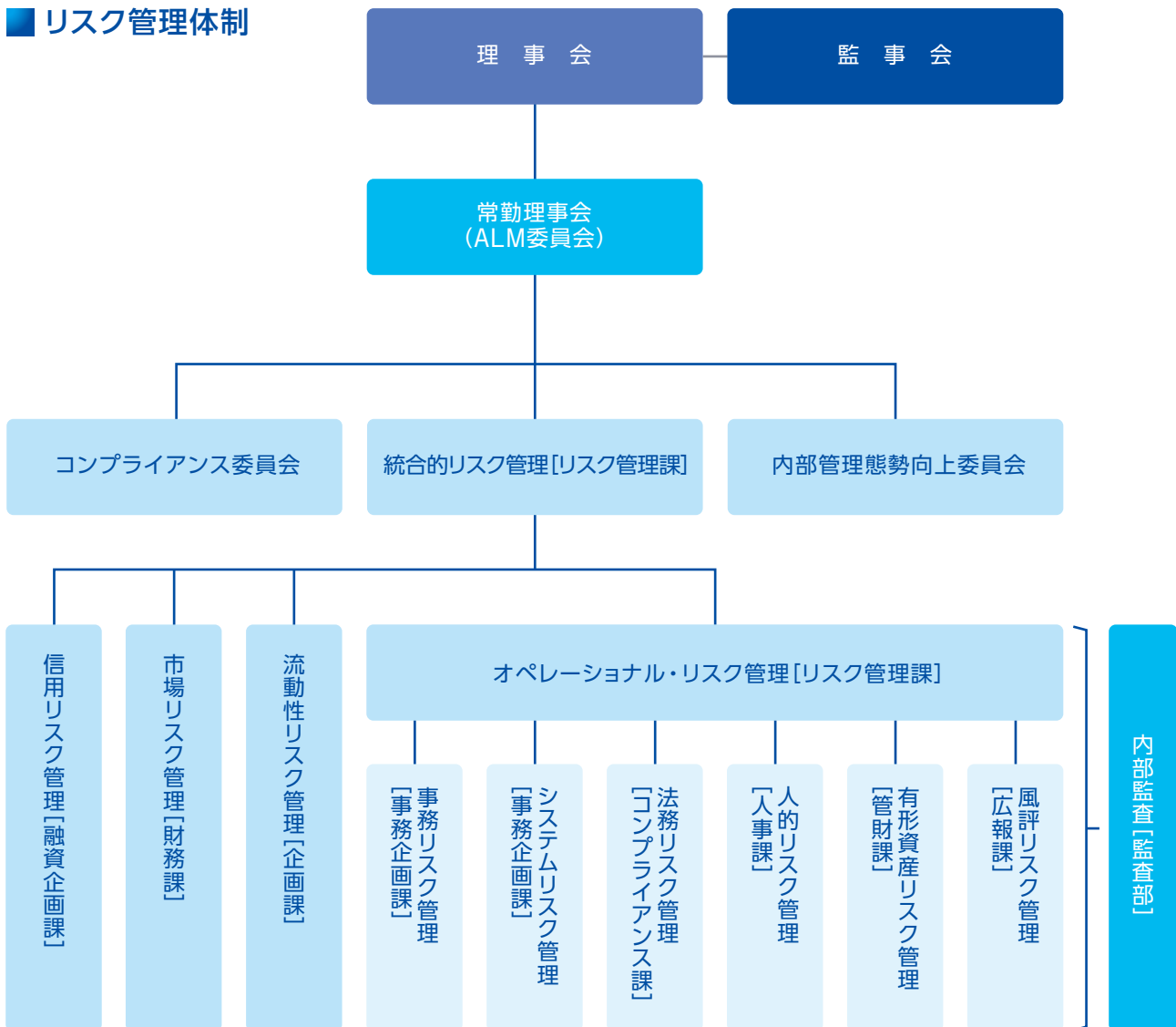
金融機関を取り巻く環境は大きく変化し、取扱業務や金融サービスは多様化・複雑化が進んでおり、リスク管理の重要性はますます高くなっています。当組合は、市場環境の変化によって業績が左右されるような有価証券などの運用を避け、本来業務に特化したシンプルな経営方針のもと、リスク管理の充実・強化に取り組んでいます。

■ 統合的リスク管理体制

統合的リスク管理(リスクを総体的に捉え、自己資本と対比する自己管理型のリスク管理方法)を行い、当組合の規模・特性に見合った「身の丈にあったリスク管理」態勢を構築し、PDCAサイクル(計画→実行→チェック→改善)を行うことにより当組合の限界・弱点を理解し、それを補う方策を検討して改善に取り組んでいます。

「統合的リスク管理方針」「統合的リスク管理規程」に基づき、経営陣が管理すべき各種リスクについて常勤理事会を定期的・機動的に開催し、経営体力への影響や改善策について検討しています。

■ リスク管理体制



リスクについて

	内 容	管 理 方 針	
信用リスク管理	お客様の財務状況の悪化などにより、貸出金などの資産の価値が減少あるいは毀損し、損失を被るリスクをいいます。	信用リスクの評価にあたっては、お客様の財務状況のみならず、経営資質、技術力、成長性や個人との一体判断による償還能力などを総合的に判定する信用格付を実施するとともに、審査部門が「クレジットポリシー」などの規定に従い、厳正な審査を実施しています。 また、信用リスクの管理にあたっては、「信用格付システム」による企業格付を審査に活用するとともに、特定業種、特定グループに対する過度な与信集中を排除するため、与信枠を設定するなどしてリスク管理の強化に努めています。 さらに、自己査定により信用リスクをモニタリングして、適正な償却・引当を実施することにより、資産の健全性を堅持しています。	
市場リスク管理	金利、有価証券の価格、為替などのさまざまな市場の変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。	定期的に「ALM委員会」を開催し、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクなどについてリスクの計量・分析を行うとともに、統合的リスク管理において配賦されたリスク資本の範囲内にリスクをコントロールするなど、安定的な収益の確保とリスク管理の高度化に努めています。	
流動性リスク管理	資金の運用と調達 mismatches や予期しない資金の流出などにより資金繰りに支障をきたし、通常よりも著しく高いコストの資金調達を余儀なくされて損失を被るリスクをいいます。	資金の運用・調達状況を日々把握し、資金ポジションの適切な管理を行うとともに、保有資産の流動性確保や調達手段の多様化を図るなど、流動性リスクの管理に努めています。 また、「危機管理規程」、「危機管理対策要領」「緊急時対応マニュアル」などを定めるなど、不測の事態に対応できるよう万全を期しています。	
オペレーショナル・リスク管理	事務リスク管理	正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを引き起こすことにより損失を被るリスクをいいます。	現金、重要印刷物、重要鍵および重要印章などの重要物の取扱いに係る事務の厳正化をはかるとともに、事務処理については、相互牽制を基本とした「事務取扱要領」や「事故防止対策」を定めてチェック体制の強化をはかっています。 また、正確な事務処理と事故の未然防止に重点を置き、事務リスク管理状況について、監査を実施しています。 さらに、重点項目を定めて自店検査を実施しています。
	システムリスク管理	コンピュータの故障、誤作動など、システムの不備により損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。	全国140の信用組合が加盟する信組情報サービス株式会社(SKI)の運営・管理する共同オンラインシステム(勘定系・情報系・顧客管理など)を利用しています。 また、万一事故が発生した場合に損失を最小限に抑えるための対応策(コンティンジェンシープラン)を講じるなど、システムの安定稼働のために万全の態勢で臨んでいます。
	法務リスク管理	各種取引について、法令違反や不適切な契約などにより、損失が発生するリスクをいいます。	新商品・新サービスの取扱い時および各種契約時などについて、本部各部、顧問弁護士が連携し、法務リスクの未然回避に努めています。
	人的リスク管理	役職員の人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇などの問題)から生じる労務問題、健康問題、差別的行為(セクシュアルハラスメントなど)により損失を被るリスクをいいます。	人事管理の適切な実施および若手や女性を積極的に登用するなど職員のやる気に応える人事運営に努めるとともに、計画的な研修・教育により、人的リスクの管理能力の向上をはかっています。
	有形資産リスク管理	自然災害やその他の事象により、当組合が保有する有形資産が毀損・損傷することにより損失を被るリスクをいいます。	管理すべき動産・不動産の現状を定期的に把握し、設備などの日常点検や「災害対策本部規程」などを整備して災害等に備えるなどリスクの削減に取り組んでいます。
	風評リスク管理	市場関係者の噂、マスコミによる報道、事故やトラブルなどがきっかけとなって評判が悪化し、損失を被るリスクをいいます。	適切なディスクロージャーの実施や格付の公表により、経営の透明性を確保し、風評リスクの抑止に努めています。

総代会制度について

■ 総代会の役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上をはかることを目的とした協同組合組織の金融機関です。

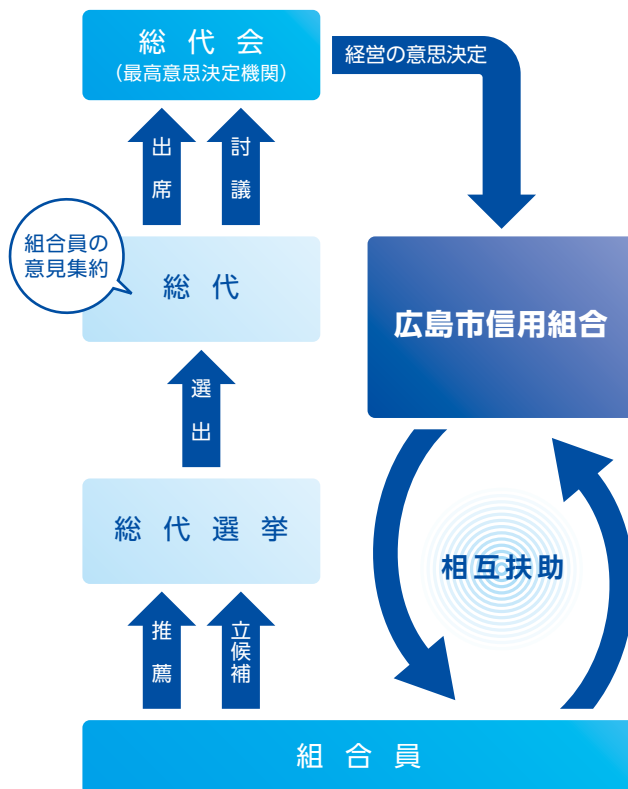
組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権および選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合の組合員数が大変多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法および定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に、組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営される当組合の最高意思決定機関です。

総代会では、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

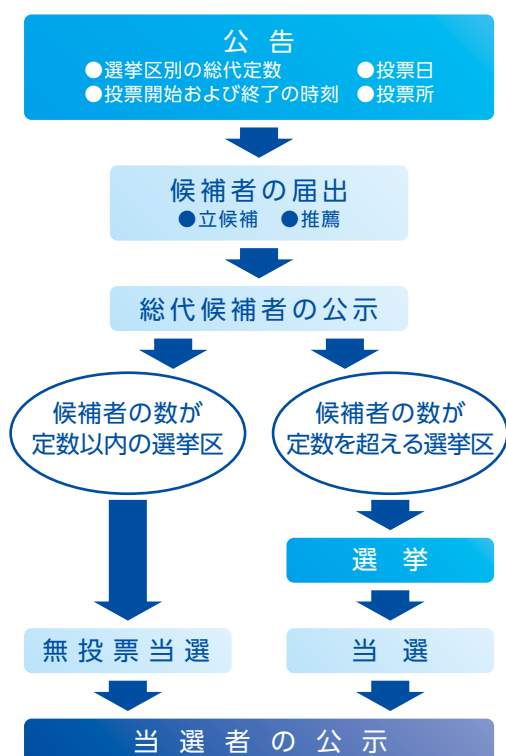
当組合では、総代会に限定することなく、顧客満足度アンケートや日常の営業活動を通じて総代や組合員の皆さまとのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。



■ 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し、適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出され、任期は3年となっています。

総代定数は、「100人以上120人以内」と定款で定めています。



■ 総代会の議決事項

第74期通常総代会(令和8年6月12日開催)では、次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認可決されました。

【報告事項】

第74期 事業報告、貸借対照表および損益計算書報告の件

【議決事項】

第1号議案 第74期剰余金処分案承認の件

第2号議案 第75期事業計画および収支予算案承認の件

第3号議案 理事選任の件

第4号議案 組合員除名の件

第5号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件



選挙区別総代氏名

令和8年6月12日現在、アイウエオ順、敬称略

選挙区		総代氏名	
広島市	中区	本店地区(6)	竹本 元和 ^⑨ 、中村 仁士 [◎] 、三島 豊 [◎] 、宗像 利道 ^① 、山田 和弘 ^⑥ 、山本 明弘 ^⑥
		堺町支店地区(3)	大石 陽三 ^① 、吉田 武夫 [◎]
		鷹の橋支店地区(4)	川崎 絹江 ^① 、田中 文貴 ^⑥ 、徳納 剛 ^① 、山根 鈍三郎 [◎]
		葉研堀支店地区(2)	越智 基浩 [◎] 、久保田 育造 [◎]
		江波支店地区(2)	久保 二彦 ^③ 、中西 保二 ^②
	東区	戸坂支店地区(3)	川野 秀昇 ^⑨ 、千代山 良博 ^① 、的場 正展 ^①
	西区	三篠支店地区(3)	大野 豊 ^② 、川西 永一 ^① 、前 泰弘 ^①
		己斐支店地区(2)	空田 敦 ^① 、田中 一範 ^⑧
		古江支店地区(2)	有田 光博 ^⑧
		商工センター支店地区(2)	加藤 博基 ^② 、若林 博行 [◎]
	南区	駅前支店地区(5)	畝川 芳彦 ^⑨ 、大巳 和晴 [◎] 、久保田 実技 ^① 、倉田 俊和 [◎] 、中川 英乗 ^①
		南支店地区(2)	田原 十郎 ^③ 、古岡 照康 ^②
		東雲支店地区(3)	景山 善美 ^② 、藤田 省蔵 ^① 、西本 明生 ^①
		大河支店地区(2)	松中 清信 ^⑧ 、山田 英雄 [◎]
		出島支店地区(2)	濱田 廣 [◎] 、保田 颯男 ^①
		向洋支店地区(2)	井上 俊一 ^③ 、大槻 房蔵 [◎]
	安佐南区	長束支店地区(3)	緋田 純一 ^⑨ 、京良 克郎 [◎] 、福島 英二 ^①
		安支店地区(3)	西川 静夫 ^① 、新田 高春 [◎] 、二村 正信 ^⑨
	安佐北区	可部支店地区(4)	佐々岡 剛 ^② 、杉野 禮俊 ^② 、三谷 泰典 ^⑨ 、山田 忠 ^①
	佐伯区	五月が丘支店地区(2)	大江 英毅 [◎] 、吉田 孝文 [◎]
五日市支店地区(2)		青木 正則 ^③ 、上本 佳孝 ^①	
東広島市	西条中央支店地区(6)	黒田 勝英 ^⑨ 、玉井 寛男 [◎] 、前垣 壽男 [◎] 、前場 敬造 ^⑨ 、渡部 和雄 ^⑨ 、渡部 俊司 ^⑨	
	黒瀬支店地区(4)	金光 正昭 ^⑨ 、久保木 辰幸 ^⑨ 、平田 寛治 ^⑨ 、八城 護 ^⑧	
廿日市市	廿日市支店地区(2)	櫻井 建弥 ^① 、佐古 雅則 [◎]	
	宮内支店地区(2)	川西 哲憲 ^⑨ 、橘谷 信 ^⑨	
竹原市	竹原支店地区(10)	今市 恵誉 ^⑨ 、大森 寛 ^⑨ 、杉田 求 ^⑨ 、竹鶴 寿夫 ^⑨ 、友谷 元行 ^⑨ 、日向 輝武 ^⑨ 、平原 幹生 ^⑨ 、安田 幸男 ^⑨ 、山本 静司 ^⑨	
	荘野支店地区(2)	天内 茂樹 ^⑨ 、小坂 政司 ^⑨	
呉市	広支店地区(3)	乗本 邦彦 ^① 、藤井 秀昭 ^③ 、山田 毅美 ^①	
	安浦支店地区(6)	青木 好美 ^⑨ 、大西 洋 ^⑨ 、亀山 博司 ^⑨ 、瀬川 宏明 ^⑨ 、堀尾 忠男 ^⑨ 、安本 春男 ^⑨	
安芸高田市	吉田支店地区(2)	石飛 慶久 [◎] 、安田 恵二 ^①	
安芸郡	府中支店地区(2)	中村 美智子 ^③ 、藤川 明久 ^①	
	海田支店地区(2)	勝矢 博 ^⑨ 、三戸 昭次 [◎]	
山県郡	千代田支店地区(3)	上川 力 ^① 、日山 孝 ^①	
	大朝支店地区(2)	泉谷 多聞 ^① 、齋藤 京子 ^①	
豊田郡	木江支店地区(5)	菅 正憲 ^⑨ 、佐々木 大平 ^⑧ 、信谷 裕 ^⑥ 、松浦 明治 ^⑨ 、山田 穰 ^⑧	

(注) 総代定数は()付き数字で、就任回数は氏名末尾の○付き数字で記載しています。なお、就任回数が10回以上となる場合は◎で表示しています。

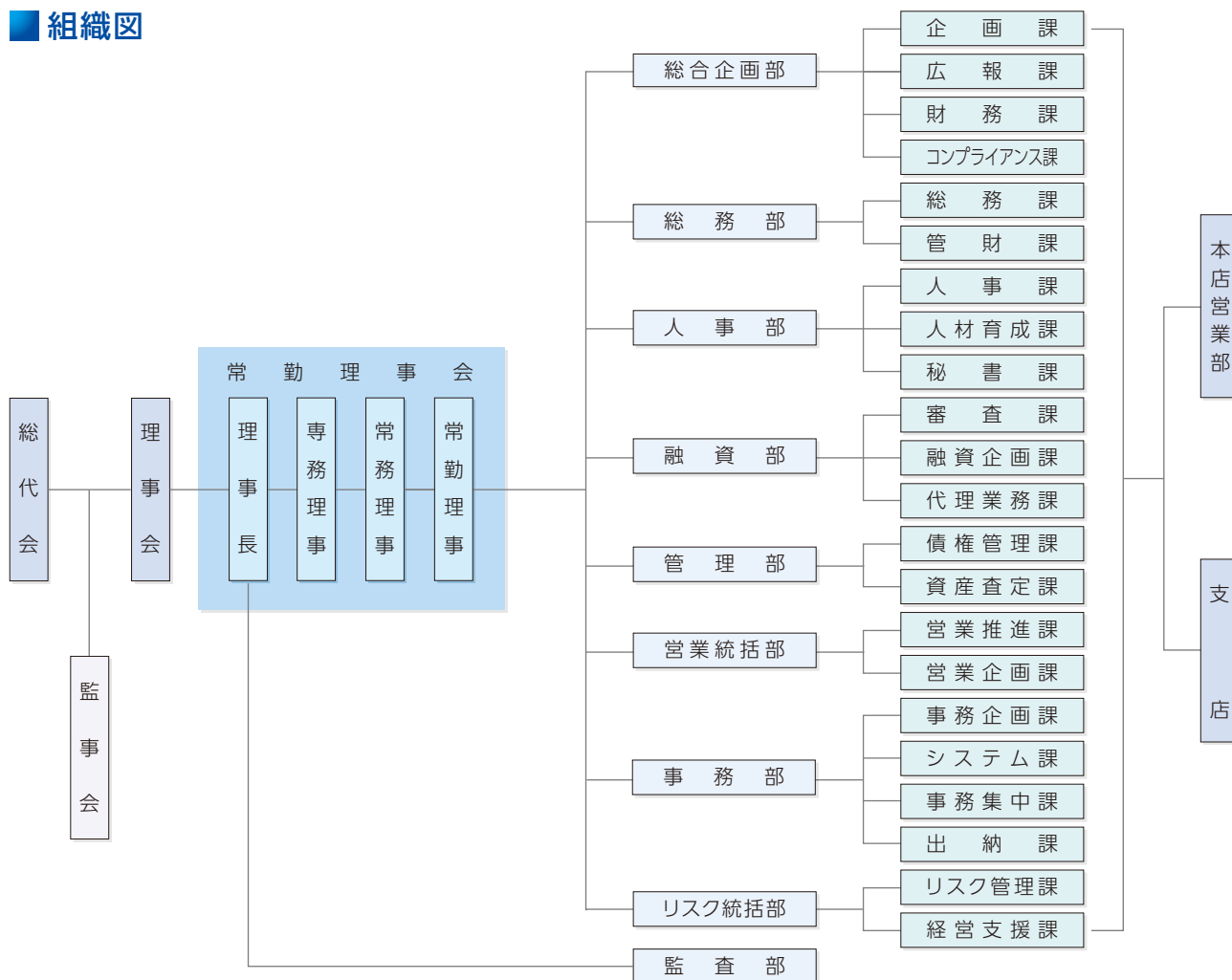
総代の属性別構成比

職業別	個人14.2%、個人事業主16.0%、法人役員69.8%
年代別	50歳代以下7.5%、60歳代18.9%、70歳代44.3%、80歳代以上29.3%
業種別	製造業35.2%、不動産業8.8%、卸売業・小売業13.2%、建設業8.7%、運輸業4.4%、その他サービス業29.7%

※業種別は個人事業主、法人役員で構成しています。

組織図／役員／職員／組合員

■ 組織図



■ 役員

理事 最高顧問	やまもと あきひろ 山本 明弘	常勤理事(事務部長)	ながお ゆうじ 長尾 祐志	理 事	わたなべ かずこ 渡邊 和子
理 事 長	なかの けんじ 中野 健司	常勤理事(人事部長)	よしの たに しゅう 吉野谷 周	常勤監事	すぎもと たかし 杉本 隆司
常務理事(総務部長)	たさか ひろや 田坂 浩也	常勤理事(駅前支店長)	みやざき りょうた 宮崎 亮多	監 事(員外監事)	つやま なおと 津山 直登
常務理事(融資部長兼 管理部長)	こだま けいじ 児玉 恵治	理 事	さくらい ふみあき 櫻井 文晶		

(令和8年6月12日現在)

※当組合は、職員出身者以外の理事2名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

■ 会計監査人

昉和監査法人

■ 職 員

	令和6年度末 (人)	令和7年度末 (人)
男 性	196	194
女 性	183	185
合 計	379	379

(注)役員、臨時の雇用者を除いた人数です。

■ 組合員・出資金

	令和6年度末		令和7年度末	
	組 合 員 数 (人)	出 資 金 (百万円)	組 合 員 数 (人)	出 資 金 (百万円)
個 人	58,315	18,646	58,255	18,462
法 人	11,810	4,486	11,939	4,441
合 計	70,125	23,132	70,194	22,903

(注)出資1口の金額は500円となっています。

資 料 編

● 収益の状況	59
● 預金の状況	61
● 貸出金の状況	61
● 有価証券の状況	65
● 内国為替の状況／経営諸比率	66
● 自己資本の充実の状況について	67
● 役員等の報酬体系	69
● 地域密着型金融の推進状況	70
● 預金のご案内	73
● ローンのご案内	74
● サービスのご案内	75
● 手数料のご案内	76
● 店舗等のご案内	77
● 沿 革	79

■ 業務粗利益および業務純益等

(単位:千円)

		令和6年度	令和7年度
資金運用収支	資金運用収益	18,176,949	19,795,682
	資金調達費用	1,229,461	2,808,727
	資金運用収支	16,947,487	16,986,954
役務取引等収支	役務取引等収益	1,252,131	1,038,699
	役務取引等費用	463,090	496,883
	役務取引等収支	789,041	541,815
その他の業務収支	その他業務収益	66,864	43,960
	その他業務費用	8,201	984
	その他の業務収支	58,663	42,975
業務粗利益		17,795,192	17,571,746
業務粗利益率		1.85%	1.80%
業務純益		11,244,645	11,868,213
実質業務純益		11,885,522	11,465,581
コア業務純益		11,885,522	11,465,581
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)		11,885,522	11,465,581

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和6年度・令和7年度費用はともにありません。)を控除して表示しています。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$$

$$3. \text{業務純益} = \text{業務収益} - (\text{業務費用} - \text{金銭の信託運用見合費用})$$

$$4. \text{実質業務純益} = \text{業務純益} + \text{一般貸倒引当金繰入額}$$

$$5. \text{コア業務純益} = \text{実質業務純益} - \text{国債等債券損益}$$

■ 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

		年度	平均残高 (百万円)	利息 (千円)	利回り (%)	
資金運用勘定	資金運用勘定	令和6年度	959,967	18,176,949	1.89	
		令和7年度	975,466	19,795,682	2.02	
	うち貸出金	令和6年度	801,928	17,063,671	2.12	
		令和7年度	794,284	18,365,500	2.31	
	うち預け金	令和6年度	94,753	408,104	0.43	
		令和7年度	120,904	805,143	0.66	
	うち有価証券	令和6年度	60,868	576,182	0.94	
		令和7年度	57,860	561,797	0.97	
	資金調達勘定	資金調達勘定	令和6年度	889,969	1,229,461	0.13
			令和7年度	902,116	2,808,727	0.31
うち預金積金		令和6年度	877,568	1,193,948	0.13	
		令和7年度	880,339	2,711,084	0.30	
うち譲渡性預金		令和6年度	2,824	8,233	0.29	
		令和7年度	4,382	31,923	0.72	
うち借入金		令和6年度	9,306	25,930	0.27	
		令和7年度	17,122	64,354	0.37	

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和6年度192百万円、令和7年度222百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和6年度・令和7年度残高はともにありません。)および利息(令和6年度・令和7年度利息はともにありません。)をそれぞれ控除して表示しています。

(単位:百万円)

■ 受取利息および支払利息の増減

	令和6年度	令和7年度
受取利息の増減	750	1,618
支払利息の増減	439	1,579

■ 役務取引の状況

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度
役 務 取 引 等 収 益	1,252,131	1,038,699
受 入 為 替 手 数 料	166,331	170,536
そ の 他 の 受 入 手 数 料	1,085,640	867,988
そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	158	174
役 務 取 引 等 費 用	463,090	496,883
支 払 為 替 手 数 料	88,672	91,004
そ の 他 の 支 払 手 数 料	3,483	5,901
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	370,933	399,977
役 務 取 引 等 利 益	789,041	541,815

■ その他業務利益の内訳

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度
そ の 他 業 務 収 益	66,864	43,960
国 債 等 債 券 売 却 益	—	—
国 債 等 債 券 償 還 益	—	—
そ の 他 の 業 務 収 益	66,864	43,960
そ の 他 業 務 費 用	8,201	984
国 債 等 債 券 売 却 損	—	—
国 債 等 債 券 償 還 損	—	—
そ の 他 の 業 務 費 用	8,201	984
そ の 他 業 務 利 益	58,663	42,975

■ 経費の内訳

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度
人 件 費	3,018,056	3,102,888
報 酬 給 料 手 当	2,367,490	2,468,728
退 職 給 付 費 用	186,683	170,115
そ の 他	463,881	464,043
物 件 費	2,637,750	2,703,453
事 務 費	898,097	923,971
固 定 資 産 費	501,039	488,057
事 業 費	551,855	545,685
人 事 厚 生 費	68,841	65,401
減 価 償 却 費	493,282	554,293
そ の 他	124,634	126,044
税 金	337,839	388,463
合 計	6,033,646	6,194,804

■ 預金種目別平均残高

	令和6年度		令和7年度	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
流動性預金	218,965	24.87	218,063	24.65
定期性預金	657,786	74.72	661,480	74.77
譲渡性預金	2,824	0.32	4,382	0.49
その他の預金	816	0.09	795	0.09
合計	880,392	100.00	884,721	100.00

(注)1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金 2.定期性預金=定期預金+定期積金 3.その他の預金=別段預金+納税準備預金

■ 定期預金の金利区分別残高

	令和6年度末		令和7年度末	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
固定金利	629,055	99.92	639,347	99.93
変動金利	132	0.02	122	0.02
その他	351	0.06	325	0.05
合計	629,539	100.00	639,795	100.00

■ 預金者別預金残高

	令和6年度末		令和7年度末	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
個人	613,940	69.46	623,788	69.68
法人	269,974	30.54	271,410	30.32
一般法人	187,183	21.17	192,479	21.50
金融機関	1,210	0.14	1,285	0.15
公金	20,065	2.27	16,117	1.80
その他	61,514	6.96	61,527	6.87
合計	883,915	100.00	895,198	100.00

■ 財形貯蓄残高

(単位:百万円)

	令和6年度末	令和7年度末
財形貯蓄残高	351	325

■ 貸出金種類別平均残高

	令和6年度		令和7年度	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
割引手形	771	0.10	290	0.04
手形貸付	76,746	9.57	75,962	9.56
証書貸付	703,629	87.74	696,387	87.67
当座貸越	20,781	2.59	21,644	2.73
合計	801,928	100.00	794,284	100.00

■ 貸出金の金利区別残高

	令和6年度末		令和7年度末	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
固定金利	344,582	42.81	308,591	40.34
変動金利	460,282	57.19	456,390	59.66
合計	804,865	100.00	764,982	100.00

■ 貸出金業種別残高

	令和6年度末		令和7年度末	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
製造業	46,305	5.75	43,818	5.73
農業、林業	1,714	0.21	1,716	0.22
漁業	610	0.08	639	0.08
鉱業、採石業、砂利採取業	12	0.00	8	0.00
建設業	122,594	15.23	114,769	15.00
電気、ガス、熱供給、水道業	5,999	0.75	5,607	0.73
情報通信業	4,469	0.56	4,482	0.59
運輸業、郵便業	29,877	3.71	28,810	3.77
卸売業、小売業	58,892	7.32	56,502	7.39
金融業、保険業	1,036	0.13	1,069	0.14
不動産業	272,887	33.90	258,495	33.79
物品賃貸業	1,547	0.19	1,381	0.18
学術研究、専門・技術サービス業	17,473	2.17	16,218	2.12
宿泊業	1,618	0.20	1,506	0.20
飲食業	17,933	2.23	16,504	2.16
生活関連サービス業、娯楽業	16,265	2.02	14,865	1.94
教育、学習支援業	3,115	0.39	3,922	0.51
医療、福祉	4,914	0.61	4,547	0.60
その他のサービス	42,495	5.28	40,731	5.33
その他の産業	2,477	0.31	2,477	0.32
小計	652,239	81.04	618,075	80.80
地方公共団体	4,436	0.55	3,908	0.51
個人(住宅・消費・納税資金等)	148,189	18.41	142,998	18.69
合計	804,865	100.00	764,982	100.00

(注)業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

■ 貸出金使途別残高

	令和6年度末		令和7年度末	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
運転資金	352,051	43.74	324,129	42.37
設備資金	452,813	56.26	440,852	57.63
合計	804,865	100.00	764,982	100.00

貸出金担保別残高

	令和6年度末		令和7年度末	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
当組合預金積金	7,027	0.87	7,811	1.02
有価証券	12	0.00	222	0.03
不動産	2,384	0.30	2,665	0.35
その他の	454,303	56.44	444,115	58.05
	—	—	—	—
小計	463,727	57.61	454,815	59.45
信用保証協会・信用保証	103,393	12.85	96,430	12.61
信用	137,978	17.14	124,393	16.26
	99,765	12.40	89,342	11.68
合計	804,865	100.00	764,982	100.00

債務保証見返担保別残高

	令和6年度末		令和7年度末	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
当組合預金積金	425	6.58	75	0.68
不動産	134	2.08	76	0.69
その他の	—	—	—	—
小計	559	8.66	152	1.37
信用保証協会・信用保証	—	—	—	—
信用	5,900	91.28	10,964	98.60
	3	0.06	3	0.03
合計	6,463	100.00	11,120	100.00

個人ローン残高

	令和6年度末		令和7年度末	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
住宅ローン	66,751	94.90	63,653	94.47
その他のローン	3,584	5.10	3,726	5.53
	—	—	—	—
合計	70,335	100.00	67,380	100.00

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

	令和6年度末	令和7年度末
全国信用協同組合連合会	5,416	10,883
株式会社商工組合中央金庫	540	78
株式会社日本政策金融公庫	43	34
独立行政法人住宅金融支援機構	857	739
独立行政法人福祉医療機構	35	29
独立行政法人中小企業基盤整備機構	39	43
合計	6,932	11,808

貸出金償却額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
貸出金償却額	4	2

金融再生法開示債権等の保全・引当状況

(単位:百万円)

	年 度	債 権 額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 額 (D) = (B) + (C)	保全率 (%) (D) / (A)	貸倒引当引当率 (%) (C) / (A - B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	1,903	1,021	881	1,903	100.00%	100.00%
	令和7年度	3,039	1,563	1,475	3,039	100.00%	100.00%
危 険 債 権	令和6年度	5,137	2,753	2,384	5,137	100.00%	100.00%
	令和7年度	5,793	3,199	2,594	5,793	100.00%	100.00%
要 管 理 債 権	令和6年度	9,048	1,367	1,870	3,236	35.77%	24.34%
	令和7年度	10,025	1,681	1,946	3,627	36.18%	23.32%
三月以上延滞債権	令和6年度	267	19	55	74	27.65%	22.22%
	令和7年度	952	379	185	564	59.26%	32.27%
貸出条件緩和債権	令和6年度	8,781	1,348	1,815	3,163	36.02%	24.41%
	令和7年度	9,072	1,301	1,761	3,063	33.76%	22.67%
不良債権計	令和6年度	16,087	5,141	5,135	10,276	63.88%	46.91%
	令和7年度	18,856	6,443	6,015	12,458	66.07%	48.46%
正 常 債 権	令和6年度	795,678					
	令和7年度	757,758					
合 計	令和6年度	811,766					
	令和7年度	776,614					

※1) 記載金額は単位未満を四捨五入して表示しております。

※2) 令和6年度はバルクセル(債権売却)を8,165百万円実施し、令和7年度はバルクセル(債権売却)を5,756百万円実施しております。ただし、部分直接償却は実施しておりません。

※3) 令和7年度の「危険債権」のうちには年金住宅融資関係の返済分5百万円が含まれ、正常に返済されております。

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金(1および2に掲げるものを除く。)です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1および2に掲げるものを除く。)です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2および4に掲げるものを除く。)です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2および3に掲げるものを除く。)です。
7. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」および「正常債権」が対象となる債権とは、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息および仮払金、債務保証見返の各勘定に計上されているものです。
10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

有価証券の評価

(単位:百万円)

	令和6年度末	令和7年度末
取得価格	59,367	57,413
時価	57,885	54,913
評価損益	△1,482	△2,499

(注)1.時価は、期末日における市場価格等に基づいています。
2.金銭の信託およびデリバティブ等商品の取扱いはありません。

有価証券種類別平均残高

	令和6年度		令和7年度	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
国債	7,221	11.86	7,101	12.27
社債	49,441	81.23	46,623	80.58
株式	3,959	6.51	3,804	6.58
外国証券	—	—	—	—
その他の証券	245	0.40	332	0.57
合計	60,868	100.00	57,860	100.00

有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位:百万円)

	令和6年度末						令和7年度末					
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の さだめの ないもの	種類別 合計	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の さだめの ないもの	種類別 合計
国債	80	250	5,086	1,728	—	7,145	—	1,500	4,501	1,059	—	7,061
社債	2,200	8,030	28,580	9,354	—	48,166	800	25,487	10,186	9,128	—	45,602
株式	—	—	—	—	6,618	6,618	—	—	—	—	7,586	7,586
その他の証券	—	—	—	—	210	210	—	—	—	—	397	397
合計	2,280	8,281	33,667	11,083	6,829	62,141	800	26,988	14,687	10,188	7,983	60,648

公共債の窓口販売実績

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
国債	54	144

公共債引受額

該当ございません。

オプション取引の時価情報

該当ございません。

公共債ディーリング実績

該当ございません。

先物取引の時価情報

該当ございません。

商品有価証券の種類別平均残高

該当ございません。

オフバランス取引の状況

該当ございません。

内国為替取扱実績

		令和6年度		令和7年度	
		件数 (件)	金額 (百万円)	件数 (件)	金額 (百万円)
振込・送金	他の金融機関向け	300,967	433,126	327,336	435,138
	他の金融機関から	434,102	499,451	451,770	534,520
代金取立	他の金融機関向け	10	120	7	55
	他の金融機関から	15	29	9	23

預貸率および預証率

(単位:%)

		令和6年度	令和7年度
預貸率	(期中平均)	91.08	89.77
	(期末)	90.64	84.97
預証率	(期中平均)	6.91	6.54
	(期末)	6.99	6.73

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
 2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

職員1人当たり・1店舗当たり預金残高

(単位:百万円)

	令和6年度末	令和7年度末
職員1人当たり預金残高	2,342	2,375
1店舗当たり預金残高	25,369	25,719

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでいます。

職員1人当たり・1店舗当たり貸出金残高

(単位:百万円)

	令和6年度末	令和7年度末
職員1人当たり貸出金残高	2,123	2,018
1店舗当たり貸出金残高	22,996	21,856

(注) 貸出金残高には当座貸越を含んでいます。

総資産経常利益率および総資産当期純利益率

(単位:%)

	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.69	0.70
総資産当期純利益率	0.51	0.51

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位:%)

	令和6年度	令和7年度
資金運用利回(a)	1.88	2.02
資金調達原価率(b)	0.80	0.98
総資金利鞘(a-b)	1.08	1.04

自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	72,413	76,659
うち、出資金及び資本剰余金の額	23,216	22,986
うち、利益剰余金の額	49,891	54,360
うち、外部流出予定額 (△)	693	686
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6,623	6,220
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6,623	6,220
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	79,036	82,880
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	118	97
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	118	97
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	118	97
自己資本		
自己資本の額 (ハ)=(イ)-(ロ)	78,918	82,783
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	628,615	613,633
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	-	-
勘定間の振替分	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	27,769	28,499
フロア調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	656,384	642,132
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ)/(ニ)	12.02%	12.89%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

銀行勘定の金利リスク(通称:IRRBB)					
項番		ΔEVE(経済価値の変動)		ΔNII(期間収益の変動)	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上方パラレルシフト	19,575	15,636	5,089	4,836
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	ステッパー化	9,426	6,733		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	-	-		
7	最大値	19,575	15,636	5,089	4,836
		令和6年度	令和7年度		
8	自己資本の額	78,918	82,783		

- (注) 1.金利リスクの算定手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。
- 2.「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正を受け、平成31年3月末からΔEVE^{*}を開示しております。また、令和2年3月末からΔNII^{*}を開示しております。
- ※ΔEVEとは、IRRBBのうち金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
- ※ΔNIIとは、IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
- 3.開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIに関する事項は以下のとおりです。
- (1)流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
 - (2)流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - (3)流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
 - (4)固定金利貸出の期限前償還および定期預金の期限前解約は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
 - (5)IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。
 - (6)IRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮していません。
 - (7)内部モデルは使用していません。
 - (8)前事業年度末の開示からの変動に関しては、令和8年3月末のΔEVEは156億円(前期末比△39億円)ΔNIIは48億円(前期比△2億円)となりましたが、適切な範囲であると判断しております。
 - (9)自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指標等を鑑みて、健全性については問題ありません。
- 4.ΔEVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、パーセンタイル値を用いて算出しています。

その他の自己資本の充実状況についての諸項目は、ホームページでご確認ください。
<https://www.hiroshimashi.shinkumi.jp/>

■ 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。なお、当組合では理事全員および監事全員の報酬体系を開示しています。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

2. 役員に対する報酬

(単位:百万円)

	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	77	180
監 事	9	13
合 計	86	193

(注)1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬で、表示単位未満を切り捨てて表示しています。なお、以下の注記も同様に表示しています。

2. 対象役員は、理事10名、監事2名(退任役員を含む)です。

3. 上記以外に支払った役員賞与金は理事55百万円、監事3百万円、役員退職慰労金の支払いは57百万円です。

4. 上記のほか、使用人兼務理事5名の使用人分の報酬(賞与を含む)は23百万円です。

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5条に該当する事項はありません。

■ 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)1. 対象職員等には、期中に退任・退職したものを含めています。

2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

3. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」および「退職手当規程」に基づき支払っています。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

■ ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化

項目	取組内容	令和7年度推進状況
創業・新事業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人ひろしまベンチャー育成基金への参画 ・ひろしま中小企業支援ネットのパートナー金融機関としての参画 ・よろず支援拠点との連携 	(1) 公益財団法人ひろしまベンチャー育成基金に平成19年度から参画し、役員と審査員の派遣と運用財産の拠出を行っています。 (2) 平成24年11月に「経営革新等支援機関」の認定を受け、創業支援や新事業支援への取り組みを積極的に行っています。 (3) 中小企業者等への経営支援機能を補完・強化するため地域密着型金融の取り組みとして「ひろしま中小企業支援ネット」に参画しています。 (4) 相談先に悩む中小企業等の相談窓口として、販路拡大を始めとする様々な経営課題に対応し、相談内容に応じて、中小企業等への適切な支援機関の紹介や、支援機関において対応が困難な相談案件への対応等を実施する「よろず支援拠点」と連携して、支援体制の強化に努めています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・創業・新事業の支援を目的とした融資商品の推進 	(1) 創業・新事業の支援を目的とした商品として「創業支援ローン」を取り扱っています。
成長段階支援	<ul style="list-style-type: none"> ・成長事業への支援としての取り組み 	(1) 成長事業の支援として「太陽光発電関連融資」「アグリ・農林事業者向け融資」等に取り組んでいます。
経営改善支援	<ul style="list-style-type: none"> ・経営支援先を選定し、本部と営業店が一体となったお客さまの経営改善支援 	(1) 経営支援先として451先を選定し、中小企業診断士の指導の下で本部と営業店が一体となってお客さまの経営支援に取り組んでおり、令和7年度は15先がランクアップしました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家派遣による経営改善の取り組み 	(1) 広島県内の専門家派遣事業を推進して、お取引先の経営改善・経営課題等の解決に積極的に取り組んでいます。
事業再生支援	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県中小企業活性化協議会等、外部専門家機関との連携による事業再生 	(1) 「広島県中小企業活性化協議会」と連携し、現在34先のお客さまの事業再生に取り組んでいます。 (2) 平成24年5月に建設企業の経営革新等を推進することを目的として「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」に加盟しました。 (3) 県内中小企業者の経営改善サポートを強化するために設置され、定期的に開催される広島県中小企業支援ネットワーク会議に出席し、中小企業者のお客さまに対しての支援強化を推進しています。 (4) 広島県内企業の活性化に寄与すると判断し、平成23年5月「ひろしまイノベーション推進機構」からの要請を受け官民ファンドへ出資しています。 (5) 経営革新等支援機関(認定支援機関:税理士、中小企業診断士等)と連携し、現在64先のお客さまの事業再生に取り組んでいます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「中小企業金融円滑化法」終了後の取り組み 	(1) 中小企業金融円滑化法は平成25年3月末で終了しましたが、貸付条件の変更や円滑な資金供給等のご要望に、引き続ききめ細やかな対応をするよう取り組んでいます。 (2) 中小企業金融円滑化法終了後の事業活性化を支援する取り組み商品として、平成25年5月に「事業活性化支援ローン」の取扱いを開始し、令和8年3月末の利用実績は158件1,553百万円となりました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症」の影響拡大を踏まえた取り組み 	(1) 「新型コロナウイルス感染症」の影響を踏まえ、貸付条件の変更や新たな資金需要等に、きめ細かくスピード感を持って対応しています。 (2) 令和2年2月に「新型コロナウイルス関連対策ローン」、5月に「学生応援ローン」、7月に「生活衛生同業組合員向けサポートローン」の取扱いを開始しました。 (3) 令和3年5月まで取扱いした「新型コロナウイルス感染症対応資金」(実質無利子・無担保融資)の後継として、「伴走支援型特別保証資金」を提案し借り換えにも対応しました。 (4) 令和2年4月から令和8年3月末までの貸付条件の変更実績は累計で15,150件となりました。
事業承継	<ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家機関との連携による事業承継の支援 	(1) 「広島県事業承継・引継ぎセンター」や外務専門家と連携し、お客さまの事業承継支援に取り組んでいます。

事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

項目	取組内容	令和7年度推進状況
担保・保証に過度に依存しない融資などへの取り組み	<p>・キャッシュフローを重視し、過度に担保・保証人に依存しない融資商品である「スーパービジネスローン」、「ドリームローン」、「地域創生支援ローン」ならびにカードローンなどの継続推進およびABLの活用</p>	<p>(1) 平成15年から、キャッシュフローを重視し、過度に担保・保証人に依存しない融資商品である、「スーパービジネスローン」、「ドリームローン」、「地域創生支援ローン」を取扱い、令和8年3月末の利用実績は3商品合計で487件2,632百万円となりました。</p> <p>また、カードローン商品として「ビジネスカードローン」、「パーソナルカードローン」、「ゆとりカードローン」を取扱い、令和8年3月末の利用実績は3商品合計で152件751百万円となりました。</p> <p>(2) 平成22年8月からお使いみち自由で事業性資金・借り換えも可能なフリーローン「快速アシスト」の取扱いを開始しました。また、ABL(動産・売掛金担保融資)の活用を行っています。</p> <p>(3) 平成26年2月1日より適用開始となった「経営者保証に関するガイドライン」について、適切な対応を行っています。</p> <p>(4) 平成26年8月に発生した広島土砂災害の被災者および平成30年7月に発生した西日本豪雨災害の被災者を対象とした「シンヨー災害復旧事業者ローン」および「シンヨー災害復旧ローン」を取扱いました。また、令和3年8月の大雨被害にも上記のローンで被災者支援を行いました。</p>
企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力など人材育成への取り組み	<p>・企業の将来性、技術力を的確に評価できる目利き能力の向上のため各種研修参加による人材育成への積極的な取り組み</p>	<p>(1) 中国ブロック信用組合協議会が主催する次の研修に参加しました。</p> <p>渉外・融資推進(初級)研修 (令和7年 6月 10名)</p> <p>目利き・事業性評価研修 (令和7年 7月 6名)</p> <p>渉外・融資推進(中級)研修 (令和7年 9月 7名)</p> <p>(2) 全国信用組合中央協会等が主催する研修に職員を派遣しています。</p> <p>(3) 外部講師による融資勉強会を毎月1回開催し、職員全体のスキルアップに取り組んでいます。</p>

■ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

項目	取組内容	令和7年度推進状況
地域活性化につながる多様なサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者満足度アンケート調査の意見を反映した取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 顧客満足度の向上に向けた第20回アンケート調査を令和7年1月に実施、令和7年6月にディスクロージャー誌上で回答の分析結果を公表しました。 (2) 利用者満足度の向上に向けたアンケート調査の意見を反映し、令和7年9月に南支店、令和7年12月に鷹の橋支店を新築移転オープンしました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活性化につながる各種取り組み(地域貢献、環境問題、金融教育、多重債務者問題等) 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成29年に創設した給付型奨学金「シシンヨーはばたき奨学金」は令和7年度も継続し、5月から今年度分の給付を開始しました。 (2) 地域貢献の一環として令和7年4月マツダ スタジアムで開かれたプロ野球「広島東洋カープ×読売ジャイアンツ」戦のスポンサードゲームを開催し、役職員とその家族等を招待しました。 (3) 令和7年6月に、竹原支店、可部支店、7月に、向洋支店、戸坂支店、8月に安浦支店、廿日市支店で中学生の職場体験学習に協力しました。 (4) 経営支援サービス「シシンヨーBig Advance」の取扱いを令和7年6月より開始しました。ホームページの作成やビジネスマッチング、補助金・助成金の検索、社内チャット機能、福利厚生割引クーポンの利用等ができるようになるなど、事業サポートの充実を図りました。 (5) 多重債務者問題への取り組みとして、令和7年6月、8月に営業店に多重債務に関する相談窓口などのご案内を備置きし、周知を図りました。 (6) 令和7年8月、10名の大学生および短期大学生をインターンシップ研修として受け入れ、金融業務を体験していただきました。 (7) 9月3日の「しんくみの日」にあわせ令和7年9月に献血運動を実施、役職員および近隣にお勤めの方など92名が参加し、68名の方に献血をしていただきました。 (8) ビジネスマッチングを取引先に紹介し、次のマッチングに参加しました。 2025しんくみ物産展(令和7年11月、東京) 第10回しんくみビジネスマッチング(令和7年11月、岡山) (9) 環境問題への取り組みとして、令和7年12月に、高水温等による養殖カキのへい死被害に対する政府の資金繰り支援に関する資料などを活用し、取引先に情報提供を行いました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・大学教育を通じて、地域社会と中小企業金融の発展、ならびに、教育支援や人材育成に貢献する取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 令和7年3月、山本理事長が広島修道大学の特別客員教授に再任されました。 (2) 産学連携の取り組みは平成21年度から継続して取り組んでおり、令和7年度は6月に広島経済大学で講義を行いました。







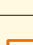
預金の種類	商品内容	お預入期間	お預入金額
総合口座	1冊の通帳に普通預金と定期預金をセット。 定期預金をセットすることで、定期預金の90%以内、最高200万円まで自動的にご融資が受けられます。		
普通預金	いつでも自由に出し入れができる預金です。キャッシュカードによる払い出しや振込、給与・年金などの自動受取、公共料金などの自動支払など、日常のお財布代わりにご利用ください。	いつでも 出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金	出し入れ自由な貯蓄専用の預金です。 さしむきお使いにならないお金の短期運用にご利用ください。 普通預金のような自動受取や自動支払にはご利用できません。		
納税準備預金	納税のための資金を日頃から準備しておく預金です。 お利息は非課税となります。	ご入金は自由 お引き出しは原則として納税のみ	1円以上
当座預金	お取引の支払いに手形、小切手をご利用いただける預金です。 会社や商店などでは資金管理ができ便利で安心です。 なお、政府の手形・小切手電子化推進にともない、振出日は令和8年9月30日が最終になります。 詳しくは31ページをご参照ください。	いつでも 出し入れ自由	1円以上
通知預金	短期的にまとまった資金を有利に運用できる預金です。 払い出しは払出日の2日前までにご連絡ください。	7日以上	3万円以上
定期預金	大口定期預金	1,000万円以上のまとまった資金の運用に最適の預金です。	1,000万円以上
	スーパー定期預金	余裕資金の運用に最適の預金です。 個人の方は複利型の取扱いも可能です。	1か月以上5年以内 100円以上
	変動金利定期預金	お預入日の約定利率が6か月毎に見直される預金です。 個人の方は複利型の取扱いも可能です。	2年または3年 100円以上
	期日指定定期預金	お利息は1年毎の複利計算となる個人専用の預金です。 据置期間(1年)経過後は、1か月前に満期日が指定でき、預金の一部解約も可能です。	1年以上3年以内 100円以上 300万円未満
定期積金	毎月一定の日に掛金を積み立てていく預金です。 事業の拡張資金、財産形成・結婚資金など計画的な資金づくりに最適です。	1年以上5年以内	1,000円以上
財形預金	財形年金預金	将来の年金としてお受取りいただくための預金です。 財形住宅預金と合算で元本550万円までお利息が非課税となる制度があります。	5年以上 1,000円以上
	財形住宅預金	住宅取得および増改築の資金づくりに最適の預金です。 財形年金預金と合算で元本550万円までお利息が非課税となる制度があります。	
	一般財形預金	貯蓄目的が自由で便利な預金です。	3年以上 1,000円以上


預金等の保護について

金融機関が破綻した場合、預金保険で保護される預金等の額は、保険の対象となる預金等のうち、決済用預金に該当するものは全額、それ以外の預金等については1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等となっています。

預金等の分類		保護の範囲
決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金等	全額保護(恒久措置)
一般預金等	利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・通知預金・貯蓄預金・納税準備預金・元本補てんのある金銭信託等	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護
外貨預金・元本補てんのない金銭信託・金融債(保護預り専用商品以外のもの)等		保護対象外(預金保険の対象外)

(注) 1. 決済用預金とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できる」の3要件を満たす預金です。
2. 保護を超える部分とその利息等、ならびに保護対象外の預金等については、破綻した金融機関の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされる場合があります。)

	個人向けローン	内容と特色	ご融資金額	ご融資期間
お使いみち自由なローン	ゆうゆうカードローン 	カード1枚でお気軽にご利用できる簡単で頼りになるローンで、専業主婦、パート、アルバイトの方も利用いただけます。	・最高300万円 ・プレミアムは最高800万円	契約期間1年 (自動更新)
	総合口座プラス 	総合口座の便利さとローンを1冊の通帳にセット。ご返済は随時なので自己の都合で返済できます。	最高100万円	
	フリーローン“ベストフィット” 	お使いみちご自由(プレミアムは事業性資金を除く)のローンで、おまとめにもご利用いただけます。	最高1,000万円	最長15年
	フリーローン“プレミアム” 			最長10年
	マイライフローン	ご自宅の資産価値をフルに活かし、ビッグなプラン実現に最適のローンです。	最高2,000万円 (不動産担保要)	最長20年
お使いみち特定のローン	オールラウンドローン 教育ローン専用 	入学金等の学校へ納入する費用、受験に必要な費用などにご利用いただけるローンです。	最高2,000万円	最長15年 据置期間を含む
	オールラウンドローン オートローン専用 	車両の購入、修理・車検費用、運転免許証取得費用さらに借換と幅広くご利用いただけるローンです。	最高2,000万円	最長15年
	オールラウンドローン リフォームローン専用 	既存のリフォームローン、住宅ローンの借換えや家屋解体費用にも利用できるワイドなローンです。	最高2,000万円	最長15年
	オールラウンドローン 生活サポートローン専用 	当組合で住宅ローンをご利用いただいている方専用の目的ローンです。教育、車両、リフォームなど幅広いニーズに対応します。	最高2,000万円	最長20年
	オールラウンドローン 目的ローン専用 	オート、教育、リフォーム以外の資金使途に対応するローンです。支払い済資金にも対応するのでご相談ください。	最高2,000万円	最長10年
	住宅ローン	土地の購入、住宅の新築・増改築などマイホーム実現・大規模修繕に最適のローンです。	最高1億円 (不動産担保要)	最長50年
	住宅ローン フラット35	住宅金融支援機構との提携による長期固定金利住宅ローンです。金利変動がないことから長期のライフプランが立てやすくなり、当組合の住宅ローンと組み合わせることもできます。	最高1億2,000万円 (不動産担保要)	最長35年

 マークのローンはWebでもお申し込みいただけます。詳しくは34ページをご参照ください。

事業者向けローン	内容と特色	ご融資金額	ご融資期間
事業活性化支援ローン	当組合と取引のない方も対象としたローンです。業歴2年以上の方の事業活性化を支援するため迅速に対応します。	最高3,000万円	最長20年
創業支援ローン	新事業をご検討の方をサポートするローンです。創業1年以内の方もご利用いただけます。	最高500万円	設備資金・最長7年 運転資金・最長5年
スーパービジネスローン	当組合と融資取引がある業歴2年以上の方の資金繰りを大きくサポートするローンです。担保は原則不要です。	最高3,000万円	最長15年
ドリームローン	当組合と取引のない方も対象のローンです。業歴2年以上の方の新たな資金ニーズに迅速に対応し、担保は原則不要です。	最高2,000万円	最長20年
地域創生支援ローン	当組合と取引のない方も対象のローンです。業歴2年以上の方の地域創生に資する新たな資金ニーズに迅速に対応します。	最高2,000万円	最長20年
生活衛生同業組合員向けサポートローン	飲食店などで構成する広島県生活衛生同業組合の組合員を対象とする小口ローンです。広島県生活衛生同業組合連合会からの紹介により小口の資金ニーズに対応します。	最高100万円	最長5年
中小企業会計活用ローン	当組合と融資取引がない方も対象としたローンです。業歴が2年以上で、中小企業向け会計制度に取り組む中小企業を優遇金利で応援します。	最高3,000万円	設備資金・最長25年 運転資金・最長10年
スモールビジネスローン	保証会社の保証付きローンです。担保不要で小口の資金ニーズに迅速に対応します。	最高500万円	最長5年
ミドルビジネスローン	保証会社の保証付きローンです。担保不要で資金繰りをサポートします。	最高1,000万円	最長15年
ビジネスカードローンⅡ型	当組合と融資取引がある方を対象に、事業者の資金繰りを大きくサポートするローンです。カードローンなので、必要な都度ご利用いただけます。	最高2,000万円	最長4年11か月 (所定の手続きにより更新)
ゆとりカードローン	当組合と取引がある方を対象としたローンです。個人向けローンにもご利用いただけ、資金繰りにゆとりが持てる安心・便利なカードローンです。	最高500万円	最長4年11か月 (所定の手続きにより更新)
事業者カードローン	広島県信用保証協会の保証付きローンです。カードローンなので、必要な都度ご利用いただけます。	最高2,000万円	最長2年 (所定の手続きにより更新)

サービス名	内容
年金の自動受取サービス	国民年金、厚生年金、共済年金など各種年金を、安全、確実にご指定の預金口座で受取っていただくサービスです。当組合で年金をお受取りの方には専用の優遇金利定期預金・定期積金を取扱いしています。また、ATM利用手数料をキャッシュバックする無料化サービスもご利用いただけます。
ATM利用手数料のキャッシュバックサービス	当組合で公的年金をお受取りの方を対象に、毎月3回までのATM利用手数料が無料となるよう引き落された手数料を翌月にキャッシュバックするサービスです。詳しくは35ページをご参照ください。
給与振込サービス	毎月の給料やボーナスが、勤務先から直接ご指定の預金口座へ振込まれるサービスです。お金を持ち運ぶ必要がなく安心です。
自動支払サービス	電気、ガス、水道、電話、NHKなど各種公共料金および各種クレジット利用代金の決済などをご指定の預金口座から自動的にお支払いするサービスです。煩わしい手間が省けても便利です。
HIT-LINE代金回収サービス	広島県内の加盟金融機関ネットワークで、スピーディーに売上・サービス代金などを回収するサービスです。集金事務が省け、効率的な資金計画が実現できます。
キャッシュサービス	当組合のキャッシュコーナーに設置してあるATM(現金自動預入支払機)で、シシンヨーカード・通帳をご利用いただくサービスです。キャッシュコーナーは365日営業で、取扱業務は77ページをご参照ください。
デビットカードサービス	お買物などの代金支払いを現金でなくキャッシュカードでお支払いいただけるサービスです。代金はその場でご指定の預金口座から決済されるので、現金を持ち歩く必要がなく安全です。ジェイデビット(J-Debit)のマークのある加盟店でご利用ください。
QR・バーコード決済サービス	決済事業者のアプリ等を利用して、サービス加盟店での決済を預金口座からキャッシュレスで行う個人向けサービスです。現在、Bank Payサービス、J-Coin PayサービスとPayPayサービスを取り扱っています。詳しくは当組合ホームページをご覧ください。
Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス	便利な自動支払サービスの受付手続きが、クレジット会社や保険会社等の収納機関窓口で完了するサービスです。キャッシュカードをご持参のうえPay-easy(ペイジー)マークのある収納機関でお申込みください。また、インターネット経由で収納機関のサイトから口座振替契約ができるWeb口座振替サービスも取り扱っています。詳しくは当組合ホームページをご覧ください。
ダイレクト納付	税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスなどから納付ができます。納付回数が多くなる源泉所得税などではとても便利で、インターネットバンキングサービスの契約なしでご利用いただけます。
個人向けインターネットバンキングサービス	ご自宅のパソコンまたは当組合指定の機種による携帯電話を利用して、ご契約口座の照会、振込(振替)とその予約ができる個人向けサービスです。窓口でお申込みのうえ、パソコンまたは携帯電話から当組合ホームページへアクセスしてください。
法人向けインターネットバンキングサービス	事業所のパソコンを利用して、ご契約口座の照会、振込(振替)、データ伝送とその予約ができる法人向けサービスです。窓口でお申込みのうえ当組合ホームページへアクセスしてください。
でんさいサービス	手形・振込に代わる資金決済サービスです。法人インターネットバンキングサービスからご利用いただけるので、窓口でお申込みのうえ当組合ホームページへアクセスしてください。
こたら送金サービス	窓口やATMに出向くことなく、利用手数料なしで10万円以下の送金ができます。Bank Payアプリをダウンロードしてご利用ください。
内国為替	当組合の窓口から全国の信用組合、信用金庫、銀行へ正確・迅速に「振込」「代金取立」をします。24時間365日対応により、これに加盟する他金融機関からの振込は、休日でも即日入金となります。
外国為替(取り次ぎ)	全国信用協同組合連合会を介して、外国送金を行っています。輸入代金や海外留学生への送金などにご利用ください。
国債の窓販	資金運用の選択肢として国債を窓口で販売しています。お申込みに際しては、発売時期、利回りなどを確認のうえご購入ください。
火災保険の窓販	住宅ローンに関連した長期火災保険やアパートなどの賃貸物件に対する長期火災保険の取扱いをしています。ローンの手続きに火災保険を加えることで、よりきめ細かいサービスを提供します。
夜間金庫	お店の売上金などを安全・確実にお預かりし、翌営業日にはご指定の預金口座に入金いたします。営業時間外でのお預け入れなどにご利用ください。本店営業部、堺町支店、薬研堀支店、三篠支店、廿日市支店、古江支店、商工センター支店、安支店、西条中央支店、竹原支店の10店舗に設置しています。
全自動貸金庫	預金証書、有価証券、登記済証、貴金属など大切な財産の保管にご利用ください。プライバシー厳守でご利用いただけます。本店営業部、鷹の橋支店、己斐支店、商工センター支店、南支店、可部支店、五日市支店、府中支店、海田支店、広支店、宮内支店の11店舗に設置しています。
税務相談・法律相談	事業や生活で生じる問題や疑問などを、担当の顧問税理士、顧問弁護士が無料でご相談に応じます。予約制なので、お近くの営業店でお申込みください。詳しくは35ページをご参照ください。
公共工事前払金預託の取扱い	公共工事の発注者(国、地方自治体など)が、西日本建設業保証(株)の保証を条件として、着工時に工事代金の一部を請負者に前払いする前払金預託制度の取扱いをしています。お気軽にご利用ください。

当組合ホームページ ▶ <https://www.hiroshimashi.shinkumi.jp/>

各手数料は、消費税込みで記載しています。(令和8年6月12日現在)

ATM利用手数料

ご利用カード (通帳)	シ シ ン ヨ ー カ ー ド / 通 帳		信用組合提携カード ^(注1) 広島県・岡山県信組相互提携		信用組合提携カード ^(注2) (しんくみお得ねっと)		広島銀行 カ ー ド	ゆうちょ銀行/ その カ ー ド		
	お取引 振	引き出し 込	引き出し 振	預け入れ	引き出し 振	預け入れ	引き出し 振	引き出し 預け入れ ^(注3)		
平 日	7:00 ~ 8:00	110円	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料	110円		
	8:00 ~ 8:45									
	8:45 ~ 18:00	無 料							220円	220円
	18:00 ~ 21:00	無 料							110円	無 料
	21:00 ~ 22:00	110円							220円	220円
土 曜 日	7:00 ~ 8:00	110円	無 料	無 料	無 料	無 料	220円	110円		
	8:00 ~ 9:00									
	9:00 ~ 14:00	無 料							220円	220円
	14:00 ~ 19:00	無 料							110円	無 料
	19:00 ~ 22:00	110円							220円	220円
日 曜 日・祝 日	7:00 ~ 8:00	110円	無 料	無 料	無 料	無 料	220円	220円		
	8:00 ~ 9:00									
	9:00 ~ 19:00								110円	220円
	19:00 ~ 22:00								110円	220円

※上記のご利用時間帯は、最長稼働ATMで記載しており、キャッシュコーナーによって異なる場合があります。

※シンシンヨー通帳での取引は、“預け入れ”と“通帳記帳”のみとなります。また、共同出張所では、“預け入れ”はできません。

※残高照会、暗証番号の変更、通帳記帳は無料でご利用いただけます。“振込”ではATM振込手数料が別途必要で、下表の為替手数料に記載しています。

(注) 1. 広島県・岡山県信組相互提携の信用組合は当組合、広島県信用組合、両備信用組合、備後信用組合、信用組合広島商銀、笠岡信用組合、朝銀西信用組合です。

2. “しんくみお得ねっと”は提携する信用組合が実施する相互無料化サービスです。

3. その他カードによる“預け入れ”は入金ネット提携金融機関(信用組合、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫)に限ります。(もみじ銀行は提携外になります。)

4. 110円は、ゆうちょ銀行カードに限ります。他のカードは220円となります。

為替手数料(振込・送金)

	宛 先 等	手 数 料	
窓口振込手数料	当組合あて	自店あて	330円
		他店あて	440円
	他行あて	電信扱い	770円
		組合員優遇	660円
視覚障がいまたはその他の障がいをお持ちの方の振込手数料	当組合あて	110円	
	他行あて	440円	
ATM振込手数料 ^(注) 当組合カード (個人・法人)	当組合あて	110円	
	他行あて	440円	
ATM振込手数料 ^(注) 他行カード	当組合あて	110円	
	他行あて	440円	
インターネットバンキング振込手数料 (個人・法人)	当組合あて	自店あて	無 料
		他店あて	
	他行あて	都度振込	110円
		データ転送	495円
定額自動送金 手数料	当組合あて	自店あて	110円
		他店あて	220円
	他行あて	440円	

(注) ATM振込は、カードのみの取扱いです。現金扱いでは取扱いできません。

コンビニエンスストア等に
設置されている他行ATM利用手数料

ご利用時間帯	お取引	イオン銀行 の ATM	ビューカード の ATM
		引き出し 振 込	引き出し
平 日	8:00 ~ 8:45	220円	
	8:45 ~ 18:00	110円	110円
	18:00 ~ 20:00	220円	220円
	20:00 ~ 21:00		
土 曜 日	9:00 ~ 17:00	220円	220円
日曜日・祝日	9:00 ~ 17:00	220円	220円

(注) 1. 法人カードはご利用できません。ビューカードのATM(エキナカATM「VIEW ALLTE」)ではローンカードもご利用できません。

2. セブン銀行のATM利用手数料は、78ページをご参照ください。

為替手数料(取立・その他)

	支払場所による区分	取立区分	ご入金 の場合	割引手形・ 担保手形 の合
		支店あて		
代金取立 手数料	電子交換	自店あて	無 料	220円
		当組合 本支店あて	220円	220円
	個別取立	他行あて	220円	220円
		他行あて 普通扱い	660円	660円
その他 手数料	振込の組戻し料 取立手形組戻し料 取立手形店頭呈示料 不渡手形返却料	他行あて 至急扱い	880円	-
			1,100円	

地域の皆さまへきめ細やかなサービスを提供します



■ 店舗のご案内

	店名	住所	電話	
広島市	中区	本部	袋町3番17号	(082)248-1171
		本店営業部	袋町3番17号	(082)248-1177
		堺町支店	堺町一丁目4番11号	(082)231-5108
		鷹の橋支店	千田町一丁目4番18号	(082)241-9161
		薬研堀支店	西平塚町1番7号	(082)243-2456
		江波支店	江波西二丁目33番17号	(082)293-2501
	東区	戸坂支店	戸坂出江二丁目9番12号	(082)229-0310
	西区	三篠支店	三篠町二丁目4番25号	(082)237-3141
		己斐支店	己斐本町二丁目12番21号	(082)271-0345
		古江支店	古江新町3番7号	(082)272-2811
		商工センター支店	草津新町二丁目26番3号	(082)278-2666
	南区	駅前支店	京橋町3番12号	(082)261-8141
		南支店	宇品御幸一丁目17番7号	(082)251-8146
		東雲支店	東雲二丁目6番13号	(082)281-8044
		大河支店	旭一丁目20番11号	(082)254-5331
出島支店		出島一丁目17番7号	(082)254-2261	
向洋支店		堀越一丁目5番41号	(082)281-0292	
安佐南区	長束支店	長束三丁目38番7号	(082)238-0351	
	安支店	上安二丁目10番25号	(082)878-2001	
安佐北区	可部支店	可部五丁目13番4号	(082)814-6016	
佐伯区	五月が丘支店	五月が丘二丁目6番8号	(082)941-0811	
	五日市支店	五日市中央四丁目16番10号	(082)922-9567	
広島市東部	府中支店	安芸郡府中町鶴江一丁目25番31号	(082)282-4200	
	海田支店	安芸郡海田町新町10番13号	(082)822-2460	
	広支店	呉市広大新開一丁目1番5号	(0823)75-1200	
	安浦支店	呉市安浦町内海南一丁目3番33号	(0823)84-2105	
	西条中央支店	東広島市西条朝日町7番51号	(082)422-7811	
	黒瀬支店	東広島市黒瀬町丸山1438番地3	(0823)82-3071	
	竹原支店	竹原市中央二丁目11番31号	(0846)22-0880	
	荘野支店	竹原市新庄町1110番地の11	(0846)29-0306	
	木江支店	豊田郡大崎上島町木江甲4968番地21	(0846)62-0007	
	広島市西部	廿日市支店	廿日市市廿日市一丁目6番1号	(0829)31-0168
宮内支店		廿日市市宮内四丁目8番13号	(0829)38-6711	
吉田支店		安芸高田市吉田町吉田1108番地	(0826)42-0608	
千代田支店		山県郡北広島町壬生55番地	(0826)72-3061	
広島市北部	大朝支店	山県郡北広島町大朝2486番地12	(0826)82-2127	

年金を当組合で受給されている方を対象に、ATM利用手数料をキャッシュバックする優遇サービスがあります。詳しくは35ページをご参照ください。

■ ATMの取扱業務について

- ◎現金のお引き出し
- ◎現金のお預け入れ(本店を除き紙幣のみ)
- ◎カードによる振込
(現金による振込はできません)
- ◎暗証番号変更
- ◎残高照会
- ◎通帳記帳
- ◎通帳繰越(店舗内ATMのみ)

※大晦日、正月三が日、5月3連休(3日～5日)も日曜日・祝日扱いでご利用いただけます。

※共同設置☆の共同出張所の取扱業務は、現金のお引き出しと残高照会のみとなります。

■ 自動機器設置状況

	ATM(現金自動預入支払機)	CD(現金自動支払機)
店舗内	78台	—
店舗外	27台	7台(共同設置)
合計	105台	7台

(令和8年6月12日現在)

■ キャッシュコーナーの365日営業

■ お引き出し・振込

	8:45	9:00	14:00	18:00	19:00
平日		無料		110円	
土曜日	お取扱い できません	無料	110円		お取扱い できません
日曜日・ 祝日		110円			

■ お預け入れ

	8:45	9:00	19:00
平日		無料	
土曜日	お取扱い できません	無料	お取扱い できません
日曜日・ 祝日		無料	

※店舗外キャッシュコーナーの一部は営業時間が異なる場合があります。※振込ではATM振込手数料が別途必要となります。

■ ATM利用手数料の無料化提携

■ セブン銀行のATM(平日・休日を問わず、24時間ご利用いただけます。)

		8:45	9:00	14:00	18:00
お引き出し お預け入れ	平日	110円	無料		110円
	土曜日	110円	無料		110円
	日曜日・祝日	110円			

セブン銀行のATMはセブン・イレブン、イトーヨーカドーに設置されています。大晦日、正月三が日、5月3連休(3日～5日)、振替休日は日曜日・祝日扱いでご利用いただけます。

※ATMが設置されていない店舗があります。セブン銀行のホームページでご確認ください。

<https://www.sevenbank.co.jp/>

■ 広島銀行のATM

		8:00	8:45	18:00	21:00
お引き出し	平日		110円	無料	110円
	土曜日	お取扱い できません	110円		お取扱い できません
	日曜日・祝日	110円			

相互無料化提携により、広島銀行カードによる当組合ATM取引も無料でご利用いただけます。なお、当組合・広島銀行以外が管理する店舗外共同設置ATMは対象外で有料となります。

※ご利用いただける時間帯は、ATMにより異なる場合があります。

広島銀行のホームページでご確認ください。

<https://www.hirogin.co.jp/>

■ 店舗外キャッシュコーナーのご案内

	出張所名	共同 設置	設置場所	ATMのご利用時間		
				平日	土曜日	日曜日・祝日
広島市	中区	バスセンター出発ロビー共同出張所	バスセンター出発ロビー(そごう広島店3階)	8:00～21:00	8:00～19:00	8:00～19:00
		シャレオ北通り出張所	紙屋町シャレオ北広場			
		シャレオ南通り出張所	紙屋町シャレオ南通り			
		福屋八丁堀出張所	福屋八丁堀本店1階キャッシュコーナー			
		広島市民病院出張所	広島市民病院1階プロムナード			
	東区	牛田出張所	牛田早稲田方面牛田東1丁目バス停前	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
		南観音出張所	空港通り南観音2丁目8番交差点東側角			
		中広出張所	中広通り中広2丁目バス停から北へ100m			
		己斐上町出張所	大迫団地方面己斐峠入口バス停斜め向かい			
		大原出張所	向洋大原バス停東寄り大原ポンプ場向かい			
	南区	広島港出張所	広島港宇品旅客ターミナルビル1階	8:00～22:00	8:00～22:00	8:00～22:00
		段原出張所	段原中央交差点東側AKビル1階			
		ekie広島駅北口出張所	広島駅北口1階キャッシュコーナー			
		minamoa広島駅南口出張所	広島駅南口1階キャッシュコーナー			
		祇園出張所	安佐南消防署祇園出張所斜め向かい			
安佐南区	ゆめマート八木店共同出張所	☆ ゆめマート八木店キャッシュコーナー(店外設置)	8:45～20:00	8:45～19:00	8:45～19:00	
	フィエラ・ディ・プロバ共同出張所	☆ フィエラ・ディ・プロバキャッシュコーナー(店外設置)	8:45～19:00			
	イオン西風新都ショッピングセンター出張所	イオン西風新都ショッピングセンターキャッシュコーナー	9:00～20:00			
安佐北区	高陽出張所		高陽中央通り下岩の上バス停前	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
佐伯区	ゆめマート八幡店共同出張所	☆ ゆめマート八幡店内	9:00～20:00	10:00～19:00	10:00～19:00	
	ジ アウトレット広島出張所		ジ アウトレット広島2階			
広島市外	東部	マックスパリュ海田店出張所	マックスパリュ海田店キャッシュコーナー	9:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
		呉本通出張所	呉本通二丁目よしいフラワーショップ隣			
		呉市役所出張所	呉市役所1階キャッシュコーナー			
		東広島モール出張所	ハローズ東広島店キャッシュコーナー			
	西部	藤三竹原ショッピングセンター共同出張所	☆ 藤三竹原キャッシュコーナー	8:45～19:00	8:45～19:00	8:45～19:00
		フジ竹原店共同出張所	☆ フジ竹原店キャッシュコーナー(店外設置)	8:45～20:00		
		三津口出張所	国道185号線三津口橋樑バス停前道入	8:45～19:00		
		ザ・ビッグ宮内店出張所	ザ・ビッグ宮内店キャッシュコーナー(店外設置)	9:00～19:00		
北部	ゆめタウン吉田出張所		ゆめタウン吉田1階	9:30～19:00	9:30～19:00	9:30～19:00
	パルパ共同出張所	☆ ショッピングセンターパルパ内	8:45～19:00			
	千代田ショッピングセンター出張所		サンクス1階	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00

※ご利用時間帯によっては、ATM利用手数料が必要となります。76ページの「手数料のご案内」をご参照ください。

昭和 27年	広島商工会議所において創立総会開催 広島市国泰寺町32番地 土建会館仮営業所において開業	預金・貸出金のあゆみ 達成年月 500億円 預金 昭和51年 8月 貸出金 昭和52年10月 1,000億円 預金 昭和56年12月 貸出金 昭和58年12月 1,500億円 預金 昭和61年 8月 貸出金 平成 元年 7月 2,000億円 預金 平成 元年12月 貸出金 平成 7年 6月 2,500億円 預金 平成 6年12月 貸出金 平成18年 4月 3,000億円 預金 平成18年 4月 貸出金 平成21年 4月 3,500億円 預金 平成22年 6月 貸出金 平成23年11月 4,000億円 預金 平成23年12月 貸出金 平成25年 7月 4,500億円 預金 平成25年 6月 貸出金 平成27年 5月 5,000億円 預金 平成26年 6月 貸出金 平成29年 4月 5,500億円 預金 平成27年10月 貸出金 平成30年 8月 6,000億円 預金 平成29年 8月 貸出金 令和 2年 5月 6,500億円 預金 平成30年12月 貸出金 令和 3年 4月 7,000億円 預金 令和 2年 6月 貸出金 令和 4年 3月 7,500億円 預金 令和 3年 4月 貸出金 令和 4年 8月 8,000億円 預金 令和 3年 7月 貸出金 令和 6年 5月 8,500億円 預金 令和 4年 9月
29年	中小企業金融公庫代理店認可 営業地区を拡張、安佐郡および安芸郡を加える	
30年	国民金融公庫代理店認可	
31年	営業地区を拡張、佐伯郡を加える	
32年	商工組合中央金庫代理店認可 西条信用組合と合併し、営業地区に賀茂郡を加える	
39年	住宅金融公庫代理店認可	
47年	吉田信用組合と合併し、営業区域に高田郡、山県郡を加える	
48年	電子計算機を導入し、オフライン処理開始 日本不動産銀行代理店認可/日本興業銀行代理店認可	
54年	社団法人全国石油協会信用保証業務開始 オンライン(CIF・普通預金・定期預金)稼働開始	
60年	全科目(預金・融資・為替)オンライン化完了	
62年	しんくみネットキャッシュサービス開始	
63年	国債代理窓販取扱開始	
平成 2年	全国キャッシュサービス(MICS)に提携加盟	
3年	サンデーバンキング開始	
4年	しんくみ全国共同センターへ加盟/日本銀行歳入復代理店認可	
6年	新本店ビル完成/国債等の窓販業務認可	
7年	外国送金取次業務開始	
11年	西日本建設業保証株式会社の公共工事の前払金保証制度の 業務委託金融機関認可/ホームページ開設	
12年	デビットカードサービス開始/郵貯CD提携サービス開始 個人向けインターネットバンキングサービス開始 広島銀行とのATM提携(ATM利用手数料の相互無料化)開始	
13年	広島第一信用組合と対等合併し、営業区域に竹原市、呉市郷原町、豊田郡を加える	
14年	火災保険の窓販取扱開始/しんくみお得ねっとサービス (参加信用組合のATM利用手数料相互無料化)に提携参加	
15年	個人向け国債取扱開始/印鑑検索・照合システム稼働	
16年	セブン銀行とのATM提携(セブン・イレブンなどに設置の同行ATM利用手数料無料化)に参加	
17年	ATM取引に振込、暗証番号変更を追加、1日あたりの利用限度額を設定	
19年	株式会社日本格付研究所(JCR)より格付を取得 「BBB+」(トリプルBプラス)見通し「ポジティブ」	
20年	法人向けインターネットバンキングサービス開始/イオン銀行とのATM提携(AEONなどに設置の同行ATM)に参加	
21年	株式会社日本格付研究所(JCR)より格付を取得 「A-」(シングルAマイナス)見通し「安定的」 広島修道大学、広島経済大学と産学連携に関する協定を締結	
23年	Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス開始	
24年	株式会社日本格付研究所(JCR)より格付を取得 「A-」(シングルAマイナス)見通し「ポジティブ」	
25年	手形・振込に代わる資金決済「でんさいサービス」開始/ダイレクト納付の取扱開始	
26年	全キャッシュコーナーの365日営業開始、土・日曜日、祝日の営業時間拡大(木江支店のみ27年実施) 営業区域に呉市全域を加える	
27年	株式会社日本格付研究所(JCR)より格付を取得 「A」(シングルAフラット)見通し「安定的」	
29年	特殊詐欺を防止するATM振込の一部利用制限を開始/ATM取引IIに通帳繰越機能を追加(店舗内ATMのみ) しんくみATM記帳提携に参加、提携信用組合間での通帳相互記帳を開始する	
30年	内国為替24時間365日対応開始	
31(令和元年)	営業区域を広島県全域に拡張/ホームページ全面リニューアル	
令和 3年	株式会社日本格付研究所(JCR)より格付を取得 「A」(シングルAフラット)見通し「ポジティブ」	
令和 5年	株式会社日本格付研究所(JCR)より格付を取得 「A+」(シングルAプラス)見通し「安定的」	
令和 6年	こたら送金サービスの取扱開始/セブン銀行とのATM提携を24時間に拡大、法人キャッシュカードの取扱開始	
令和 7年	中小零細企業の経営支援サービス「シシンヨーBig Advance」の取扱開始	
令和 8年	広島県・岡山県の7信用組合ATM提携(ATM利用手数料の相互無料化)開始	

索引

ごあいさつ	2
理事長インタビュー	3~5

概況・組織

経営ビジョン／経営理念	1
* 事業の組織	57
* 役員一覧 (理事および監事の氏名・役職名)	57
* 店舗一覧 (事務所の名称・所在地)	77
自動機器設置状況・ATMの取扱業務	77
営業区域	1
組合員数	1,57

主要事業内容

* 主要な事業の内容	73~75
------------	-------

業務に関する事項

* 事業の概況	9~14
* 経常収益	10,21
* 経常利益	11,21
* 当期純利益	12,21
* 出資総額、出資総口数	21
* 純資産額	15,21
* 総資産額	15,21
* 預金積金残高	15,21
* 貸出金残高	15,21
* 有価証券残高	15,21
* 単体自己資本比率	21,67
* 出資配当金	16,21
* 職員数	21,57

主要業務に関する指標

* 業務粗利益および業務純益等	59
* 資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支	59
* 資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘	59,66
* 受取利息、支払利息の増減	59
* 総資産経常利益率	66
* 総資産当期純利益率	66
役務取引の状況	60
その他業務利益の内訳	60
経費の内訳	60

預金に関する指標

* 預金種目別平均残高	61
* 定期預金金利区分別残高	61
預金者別預金残高	61
財形貯蓄残高	61
職員1人当たり・1店舗当たり預金残高	66

貸出金等に関する指標

* 貸出金種目別平均残高	61
* 貸出金金利区分別残高	62
* 貸出金担保の種類別残高	63
* 債務保証見返担保別残高	63
* 貸出金使途別残高	62
* 貸出金業種別残高・構成比	62
* 預貸率 (期末・期中平均)	66
個人ローン残高	63
代理貸付残高の内訳	63
職員1人当たり・1店舗当たり貸出金残高	66

有価証券に関する指標

* 商品有価証券の種類別平均残高	65
* 有価証券種類別・残存期間別残高	65
* 有価証券の種類別平均残高	65
* 預証率 (期末・期中平均)	66

経営管理体制に関する事項

* リスク管理の体制	53,54
* 法令遵守の体制	48
* 苦情処理措置・紛争解決措置の内容	46

財産の状況

* 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書	15~20
*◎ 金融再生法開示債権等の保全・引当状況	64
* 自己資本充実状況 (自己資本比率明細)	67
* 自己資本比率規制に関する事項	67,68
* 有価証券、金銭の信託等の評価	65
オフバランス取引の状況	65
先物取引の時価情報	65
オプション取引の時価情報	65
* 貸出金償却の額	63
* 会計監査人による監査	21
代表理事による適正性・有効性の確認	21

その他の業務

内国為替取扱実績	66
公共債ディーリング実績	65
公共債の窓口販売実績	65
公共債引受額	65
手数料一覧	76

その他

地域とともに 皆さまとともに	6
第13次中期3か年経営計画	7
格付「A+」継続取得	8
地域密着型金融の取り組み	22~24
経営者保証ガイドラインの取り組み	24
地域を応援する取り組み	25~35
文化的・社会的貢献活動	36~41
顧客満足度アンケートの報告	42~44
キャッシュコーナーや窓口での犯罪防止の取り組み	45
取引時確認のお願い	47
個人情報等保護	49,50
金融商品に係る勧誘方針／マネー・ローダリング、 テロ資金供与及び拡散金融対策基本方針	51
経営者保証に関するガイドラインへの取組方針	52
総代会制度	55,56
役員等の報酬体系	69
地域密着型金融の推進状況	70~72
預金等の保護	73
沿革	79

各開示項目は、上記のページに記載しています。
なお、*印は「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」、
◎印は「金融再生法」で規定されている法定開示項目です。

HIROSHIMASHI SHINYOKUMIAI

発行 令和8年6月

編集 広島市信用組合 営業統括部 営業企画課

〒730-0036 広島市中区袋町3番17号 TEL(082)248-1171

<https://www.hiroshimashi.shinkumi.jp/>

